

# 鳥取県男女共同参画白書

～平成 21 年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～

鳥 取 県

本書は、鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）第9条に基づく年次報告書として作成したものです。

<構成>

平成19年3月に策定した「第2次鳥取県男女共同参画計画」の体系に沿って、平成21年度の取組や推進状況を取りまとめています。

**<鳥取県の目指す「男女共同参画」社会の姿>**

男女共同参画社会とは、

女性も男性も高齢者も若者も、家庭・地域・職場のあらゆるところで

- ◆一人一人の人権が大切にされ
- ◆「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ◆自分にできることは自分で責任を持って取り組み
- ◆できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合って

心豊かに、いきいきと伸び伸びと暮らせる社会です。

## 第2次鳥取県男女共同参画計画の体系図

I	データで見る男女共同参画の現状	1
	鳥取県の人口と世帯	1
	(1)人口	人口の推移/年齢3区分別人口の推移
	(2)世帯	一般世帯数、1世帯当たり人員の推移/一般世帯の家族類型別世帯数の推移
	(3)外国人の状況	国籍別外国人数
	(4)人口動態	「合計特殊出生率」全国との比較/「出生・死亡」全国との比較/「婚姻・離婚」全国との比較/年齢階級別未婚率/自殺者数の推移/自殺の年齢別死亡者数
	テーマA 男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう	7
	「男女共同参画社会」という言葉の認知度/議会議員における女性割合の推移/審議会委員における女性割合の推移/自治体管理職における女性割合の推移/教員・教頭及び副校長・校長における女性割合/社会通念・慣習などにおける男女平等感/男女の役割分担意識/高等学校学科別の男女割合/「らしさ」に関する経験/「らしさ」に関する見解/男女共同参画人材バンクの分野別登録者数(延べ)/消防団員における女性割合/医療関係者における女性割合/町内会や地域における男女平等感/自治会役員における女性割合/外国人のいる世帯の類型/JICAボランティアの派遣状況	
	テーマB 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう	15
	職場における男女平等感/男女別就業率の推移/夫婦とも就業者である世帯の推移/年齢階級別労働力率/雇用形態別雇用者数の推移/雇用形態別雇用者の割合/一般労働者の月間所定内給与額の比較/短時間(パートタイム)労働者数、時間所定内給与額の比較/セクシュアル・ハラスメント相談件数の推移/家庭生活における男女平等感/男女有業者の週平均生活時間/育児休業に関する状況/「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度/仕事と生活の調和に関する希望と現実/[鳥取県男女共同参画推進企業]業種別の認定状況/[鳥取県男女共同参画推進企業]従業員規模別の状況/ひとり親世帯の親の年齢/ひとり親世帯の子どもの状況/ひとり親世帯の就業状況/ひとり親世帯の年間総収入/産業大分類別就業者数/就業上の地位別就業者数の推移/選任委員に占める女性農業委員の割合/農業協同組合における女性割合の推移/家族経営協定の締結状況/女性起業組織の推移/65歳以上の親族のいる世帯の推移/65歳以上の要介護等認定者数/障がい児・者数の推移/一般民間企業における障がい者雇用率の推移/低床バスの導入状況/民間建築物のバリアフリー適合率	
	テーマC 女性の人権が守られ、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう	29
	ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験/DV相談件数の推移/一時保護数の推移/「デートDV」という言葉の認知度/ストーカーの被害経験/性犯罪の認知件数(被害者の性別)/母子保健関係指標の推移/人工妊娠中絶件数の推移/淋菌感染症の男女別推移/性器クラミジア感染症の男女別推移/保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移/死亡原因の内訳/女性のがん年齢別死亡者数/女性のがん検診受診率	
II	男女共同参画施策の実施状況	34
	第2次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況	
	テーマA 男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう	34
	テーマB 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう	44
	テーマC 女性の人権が守られ、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう	60
III	男女共同参画施策の実施効果	66
	1 第2次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の達成状況	66
	2 評価・今後の課題	72
	参考資料：第2次鳥取県男女共同参画計画	75

## 第2次鳥取県男女共同参画計画の体系図

テーマ

重点目標

取り組むべき課題

人が年齢・性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮でき心豊かに暮らせる鳥取県、互いに助け合いながら、

A

男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう

自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう

- ①議会への女性の参画を進める。
- ②審議会などへの女性の参画を進める。
- ③自治体の管理職への女性の登用を進める。
- ④企業、団体、教育・研究機関、地域団体などにおいて物事を決める場面への女性の参画を進める。
- ⑤積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の考え方を広げる。

男だから、女だからと決めつけないで、男女がともに自分らしく生きるため、考え方を考えてみよう  
・教育と学習の機会を充実しよう  
・広報・啓発活動を充実する

- 教育と学習の機会を充実しよう
- ①学校教育での男女共同参画の視点に立った学習を充実する。
  - ②様々な選択肢の中から選ぶことができる教育・学習機会を充実する。
  - ③家庭教育・社会教育において男女共同参画の視点に立った学習を進める。
  - ④男性を対象とした男女共同参画の学習機会を提供し、男性の自立を進める。

様々な分野で男女共同参画を進めよう

- 広報・啓発活動を充実する
- ①男女共同参画社会の実現に向け、県民の理解を得るための広報活動を充実する。
  - ②メディアにおける男女の人権尊重を働きかける。
  - ③情報を自分の判断で適切に見分けられる能力を育てる。

自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう

- ①防災・復興分野で男女共同参画を進める。
- ②地域おこし、まちづくり、観光、環境、科学技術分野などで男女共同参画を進める。

国際社会の一員として行動しよう

- ①家庭や地域社会で男女共同参画の視点で考え方を考えてみる。
- ②青少年の育成や地域活動、ボランティア活動の分野での男女共同参画を進める。

- ①国際社会の一員として男女共同参画の取組への理解を深める。
- ②男女共同参画推進に関する環日本海諸国などとの交流を進める。
- ③外国人居住者が暮らしやすい環境を整備する。

B

職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくらう

- ①女性の能力開発を進めるための支援を行う。
- ②雇用の場における男女に平等な機会（チャンス）があり、かつ母性が尊重されるような企業を育成する。
- ③雇用の場における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を進める。
- ④経営者も発想を変え、職場における男女共同参画を実現する。
- ⑤職場（学校、官公庁を含む）におけるセクシャル・ハラスメント対策を進める。

仕事と家庭を両方大切にしよう

- ①仕事と家庭の両立が成り立つよう、職場ぐるみで応援する取組を進める。
- ②子育てを支援する対策を充実する。
- ③ひとり親家庭の自立を支援する。
- ④労働者が様々な働き方（時間、方法など）を選べるようにする。

農林水産業、商工業などの自営業でも男女共同参画を進めよう

- ①男女共同参画の視点に立って考え方を変える。
- ②物事を決める場面への女性の参画を進める。
- ③女性の働きや立場を正しく評価する。
- ④起業家を目指す女性を支援する。

男女共同参画の視点に立って高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会にしよう

- ①高齢者が安心して暮らせる条件を整備する（雇用、社会参加、介護体制など）。
- ②障がい者の自立を支援する。

C

女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

女性に対するあらゆる暴力をなくそう

- ①女性に対する暴力を許さない社会づくりを進める。
- ②配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、ストーカー行為等への対策を進める。
- ③被害者及び加害者に対する相談及びカウンセリング体制を整備する。
- ④被害者を支援する体制及び関係機関の連携を強化する（二次被害の防止）。

女性の健康を支援していこう

- ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）に関する正しい知識を普及する。
- ②妊娠・出産など生涯を通じた女性の健康対策を進める。
- ③性感染症、エイズなどの対策を進める。

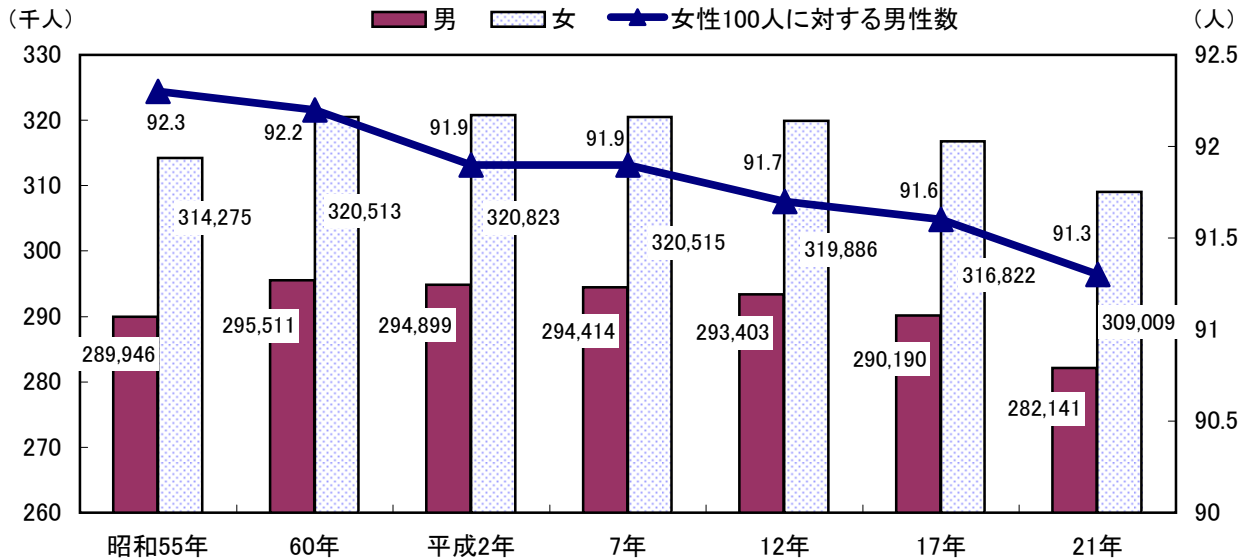
# I データで見る男女共同参画の現状

## 鳥取県の人口と世帯

### (1)人口

平成21年10月1日現在の本県の人口は、591,150人で、17年に比べ15,862人(2.7%)減少している。男女別に見ると、女性が309,009人、男性が282,141人で、女性が26,868人多く、女性が100人に対する男性の数は91.3人(全国 95.0人)となっている。

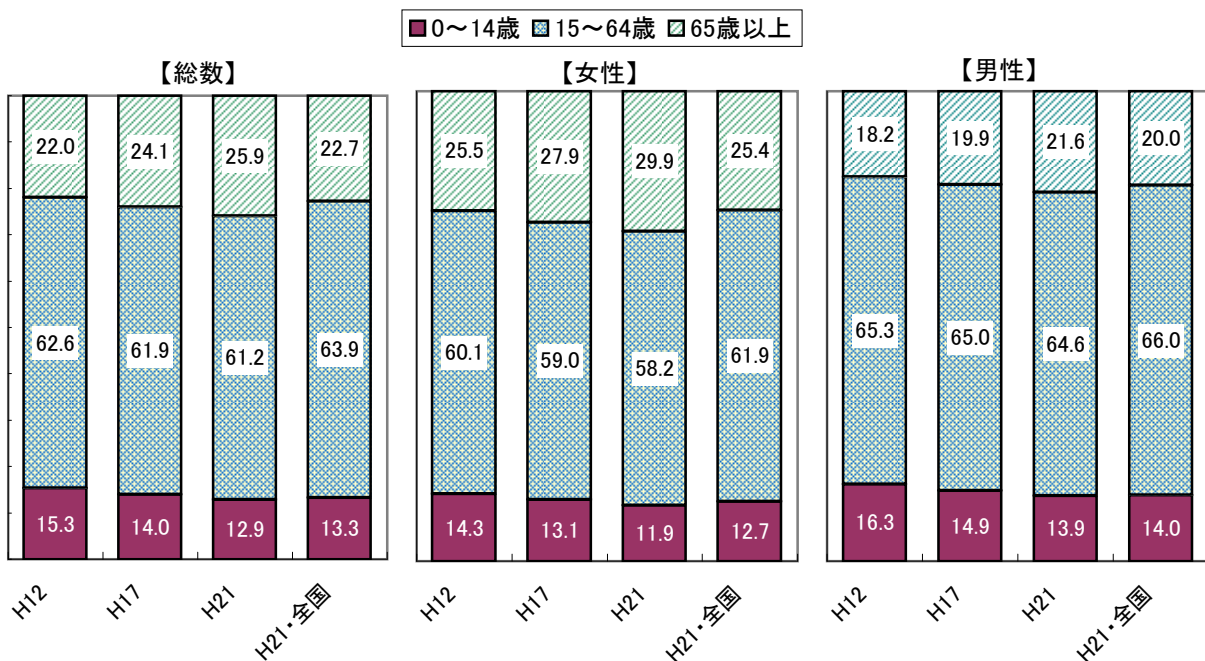
図1-1 人口の推移



資料: 昭和55年~平成17年 総務省「国勢調査」  
平成21年 鳥取県年齢別推計人口

平成21年の人口推計をみると、男女とも高齢化が進んでおり、女性の老年人口の割合は29.9%と、その率は男性の21.6%よりも8.3%高い。

図1-2 年齢3区分別人口の推移

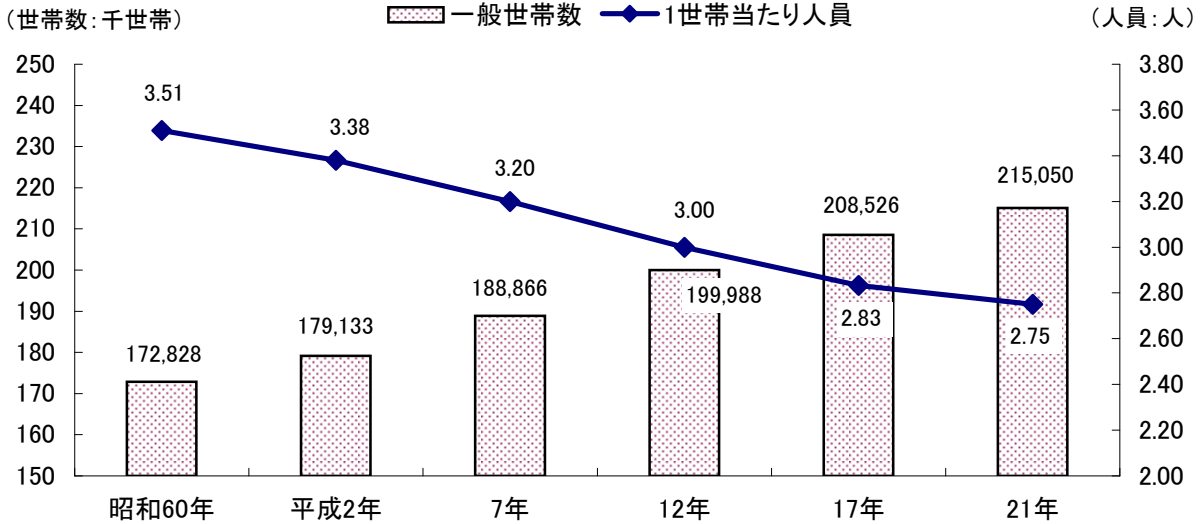


資料: 平成12年・17年 総務省「国勢調査」  
平成21年 総務省「人口推計」

## (2)世帯

平成21年の本県の一般世帯数は、平成17年に比べ6,524世帯増加しているが、1世帯当たり人員は2.83人から2.75人と減少しており、世帯規模が小さくなっている。

図1-3 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

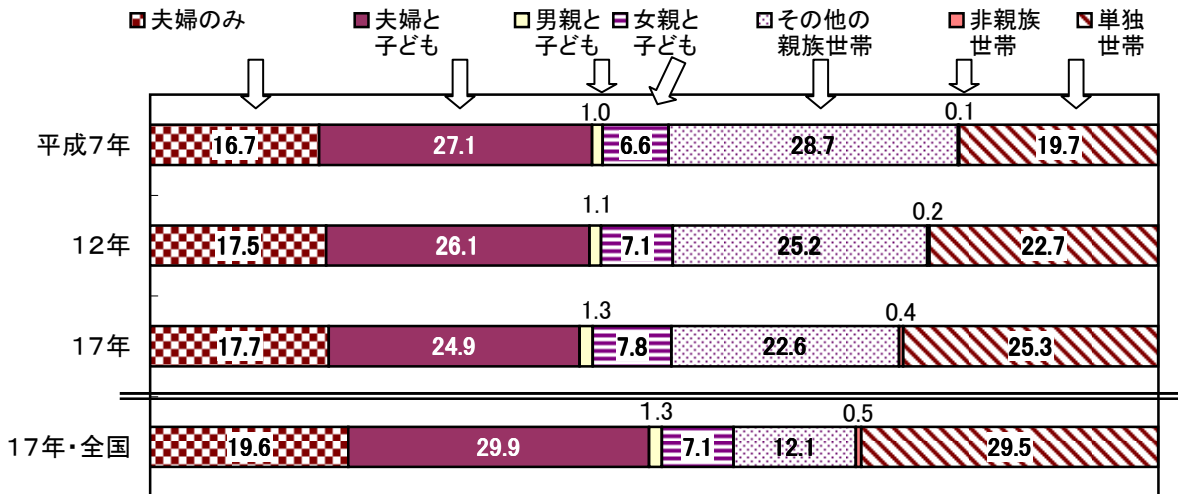


(注)「一般世帯」は、住民と生計を共にしている人の集まり、一戸建て・間借り・下宿・会社独身寮の単身者で、入院・施設等は除く。

資料：昭和60年～平成17年 総務省「国勢調査」  
平成21年 鳥取県人口移動調査

平成17年の本県一般世帯の家族類型は「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」及び「ひとり親と子どもの世帯」が増え、「夫婦と子どもの世帯」「その他の親族世帯」の割合が減っている。

図1-4 一般世帯の家族類型別世帯数の推移



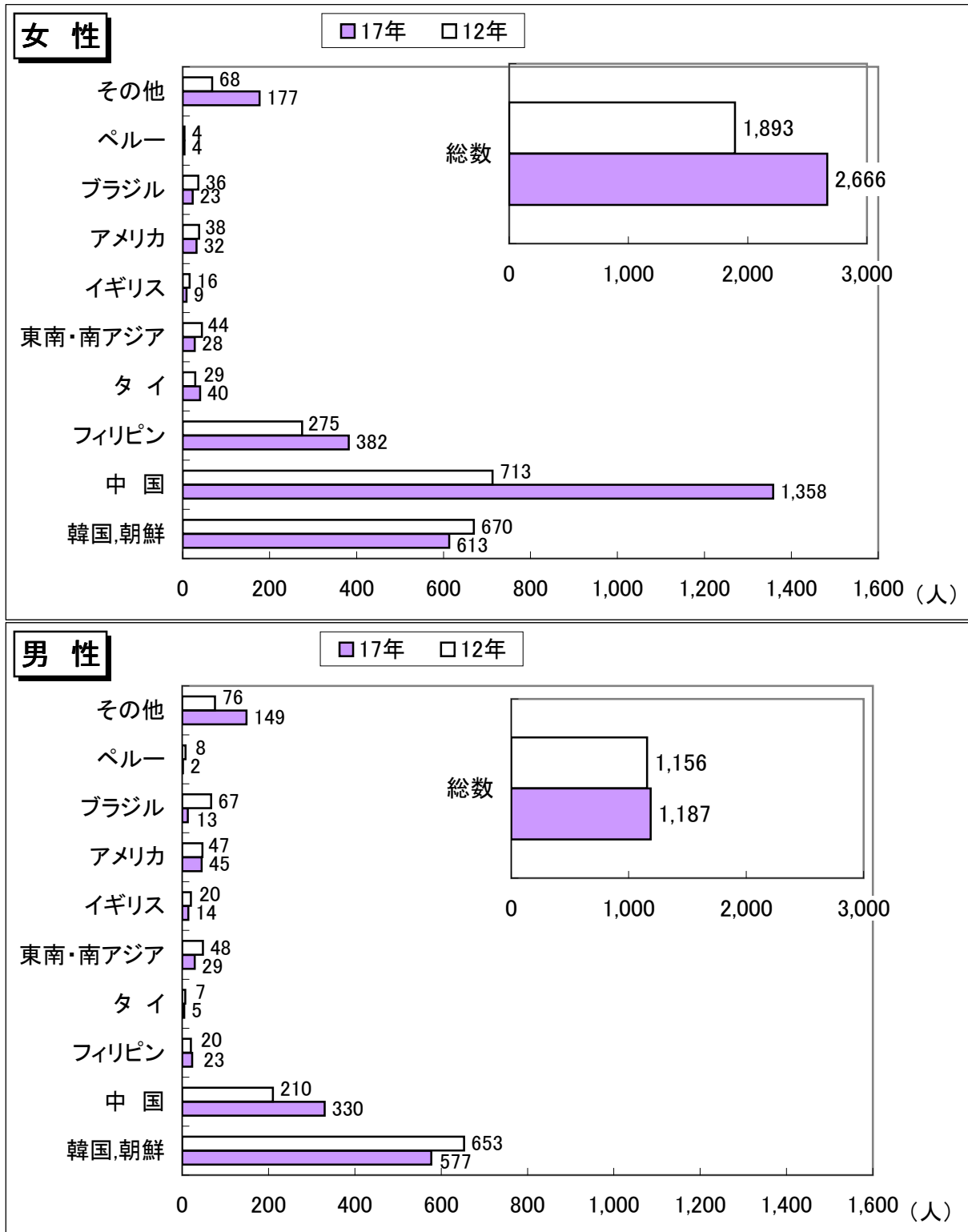
(注) その他の親族世帯…2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯  
非親族世帯…2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯  
単独世帯…世帯員が1人の世帯

資料：総務省「国勢調査」(平成17年)

### (3)外国人の状況

平成17年の本県に居住する外国人は3,853人(国籍不明・不詳を含む)で、12年より792人増加した。出身地域別では中国が最も多く、12年に最多だった韓国・朝鮮は減少している。女性では中国が最も多く、次いで韓国・朝鮮、フィリピンの順になっている。

図1-5 国籍別外国人数

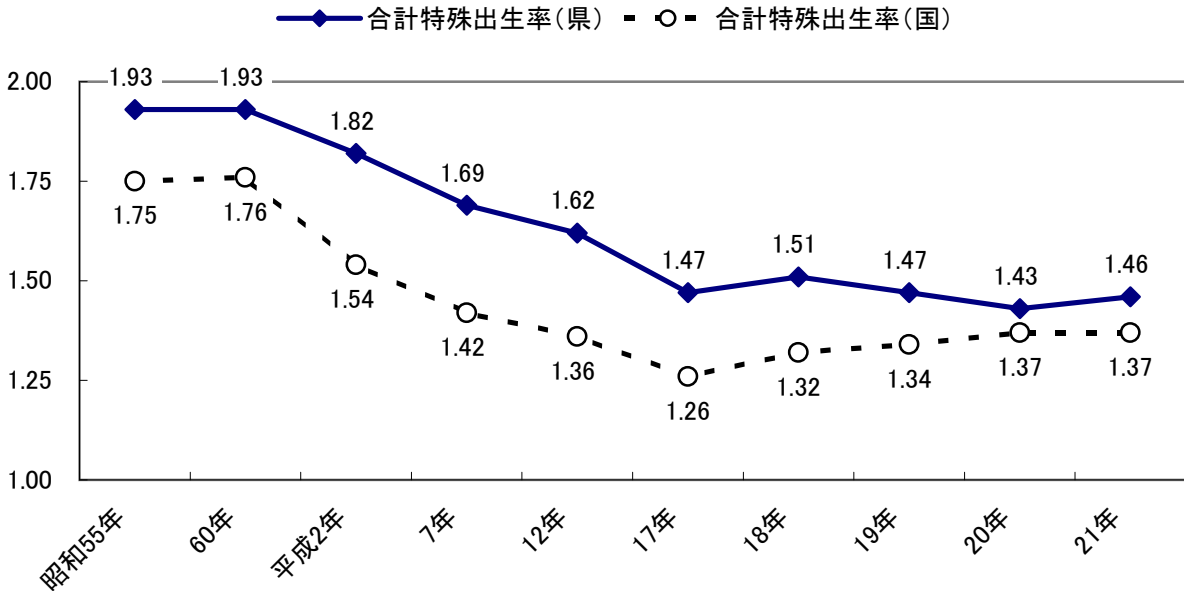


(注) 東南・南アジア: インドネシア、ベトナム等

#### (4)人口動態

平成21年の本県の合計特殊出生率は、全国を上回って推移しており、前年の1.43より0.03ポイント上昇した。

図1-6 人口動態の推移(「合計特殊出生率」全国との比較)

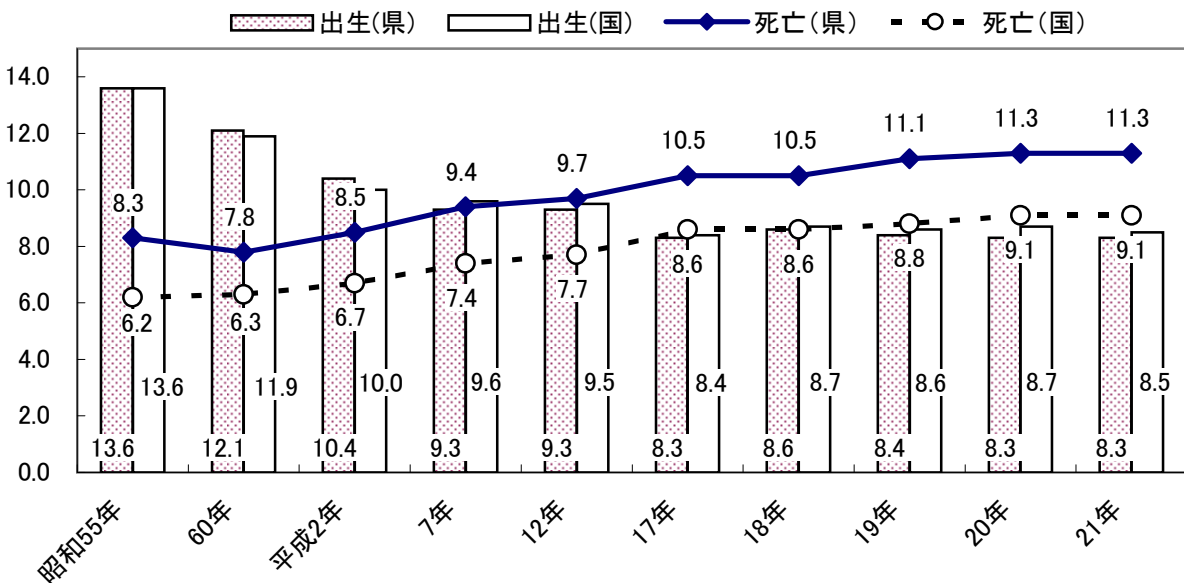


(注)「合計特殊出生率」は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の出生率で一生涯の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成21年)

平成21年の本県の出生率及び死亡率を全国と比較すると、出生率は全国を下回って推移しており、死亡率は全国を上回って推移している。

図1-7 人口動態の推移(「出生・死亡」全国との比較)



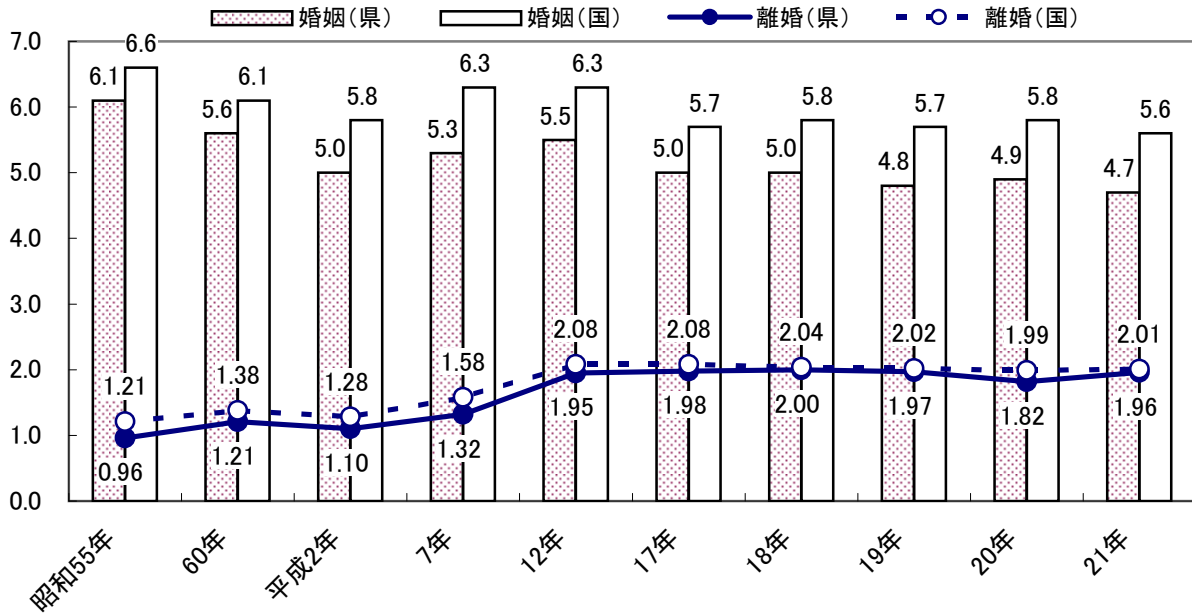
(注)「出生率」、「死亡率」は人口千対

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成21年)



平成21年の本県の婚姻率は前年に比べ減少し、離婚率は上昇している。全国と比較すると、婚姻率、離婚率ともに全国の率とほぼ同じような推移をしている。

図1-8 人口動態の推移(「婚姻・離婚」全国との比較)

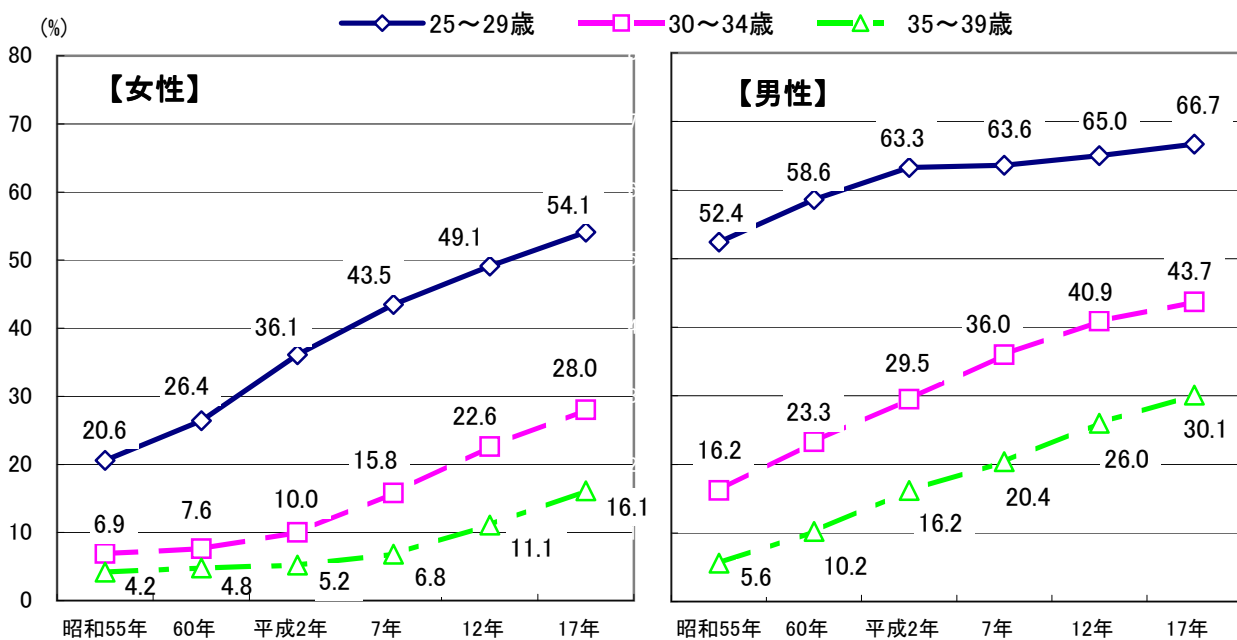


(注)「婚姻率」、「離婚率」は人口千対

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成21年)

平成17年の本県の年齢階級別未婚率は、男女とも各年齢階級において上昇しており、女性と比較し、男性の未婚率が高い。

図1-9 年齢階級別未婚率



資料:総務省「国勢調査」(平成17年)

平成21年の本県における自殺者は男性が女性より多く推移しており、年齢別で見ると特に男性の50～54歳、55～59歳、60～64歳の区分が多くなっている。

図1-10 自殺者数の推移

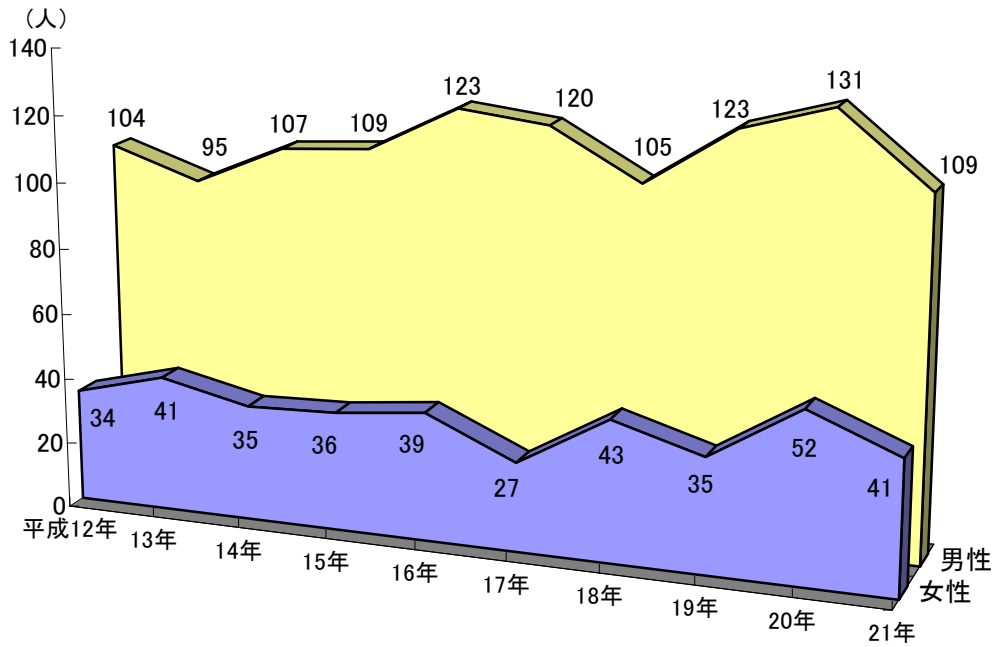
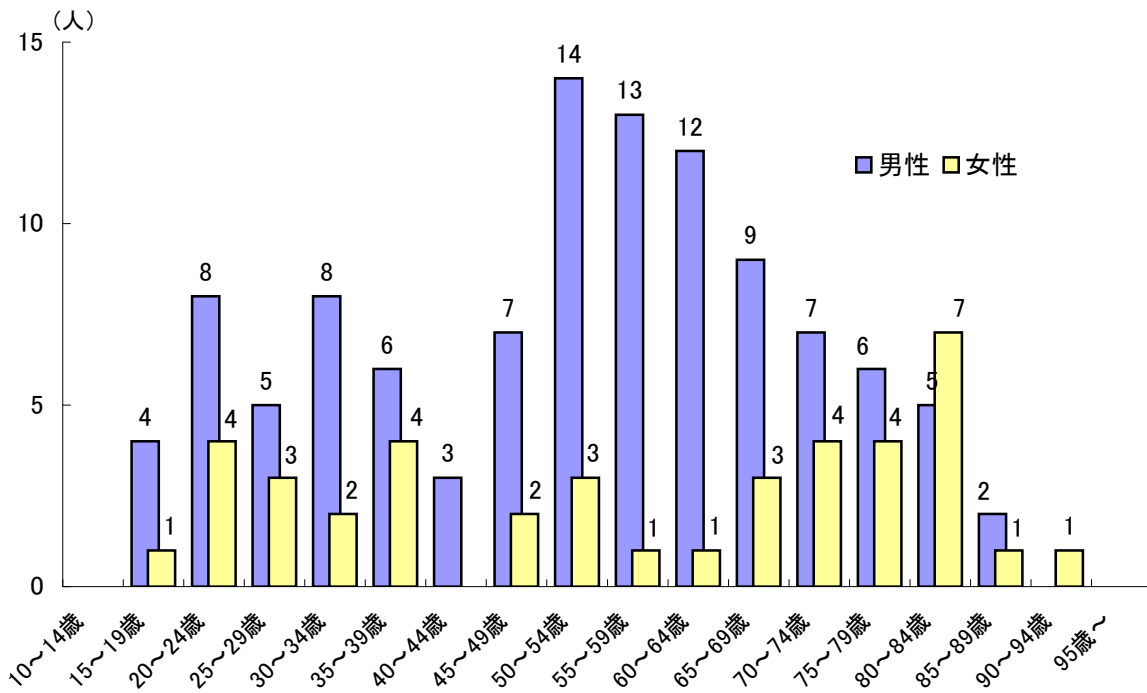


図1-11 自殺の年齢別死亡者数



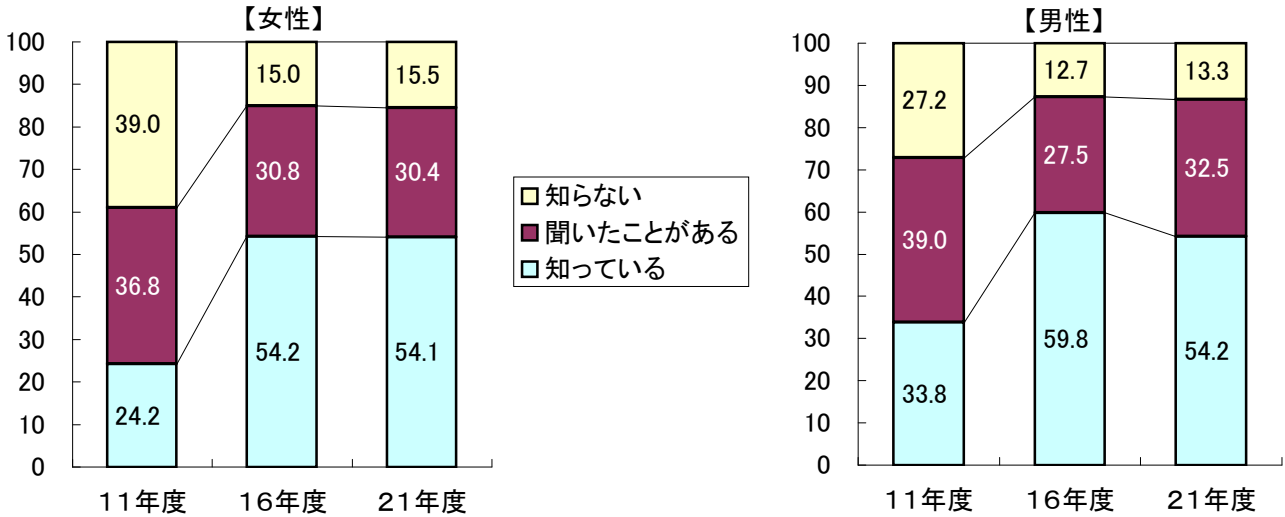
資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成21年)

# テーマA：男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう

## ◆自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう

平成21年調査によると、「男女共同参画社会」という言葉を知っている割合は、男女ともに半数を超えている。一方で、知らないとした割合は、前回の結果と比べ、ほとんど変化はなかった。

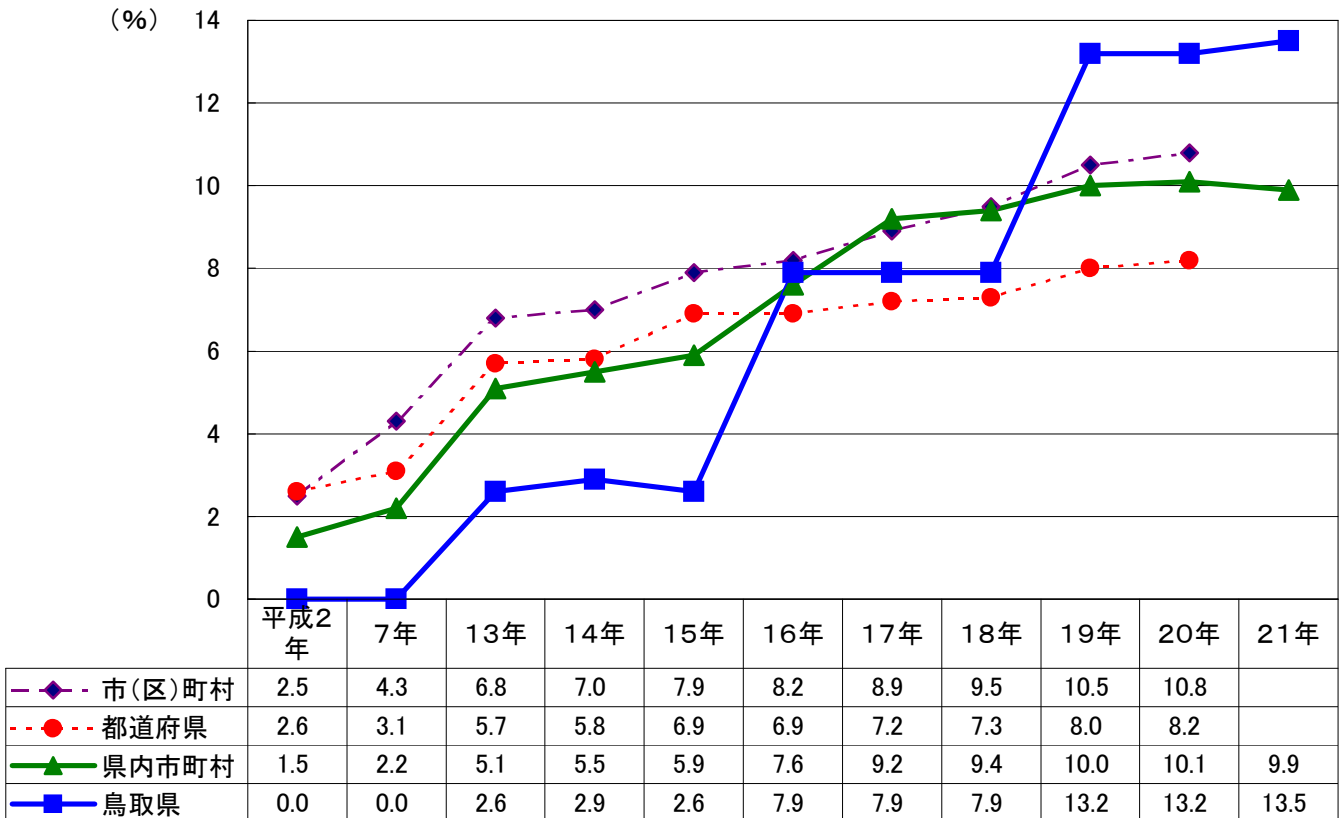
図A-1 「男女共同参画社会」という言葉の認知度



資料：鳥取県男女共同参画意識調査（平成21年度）

平成21年の本県の議会における女性議員の割合は、県議会で13.5%、市町村議会で9.9%となっている。

図A-2 議会議員における女性割合の推移



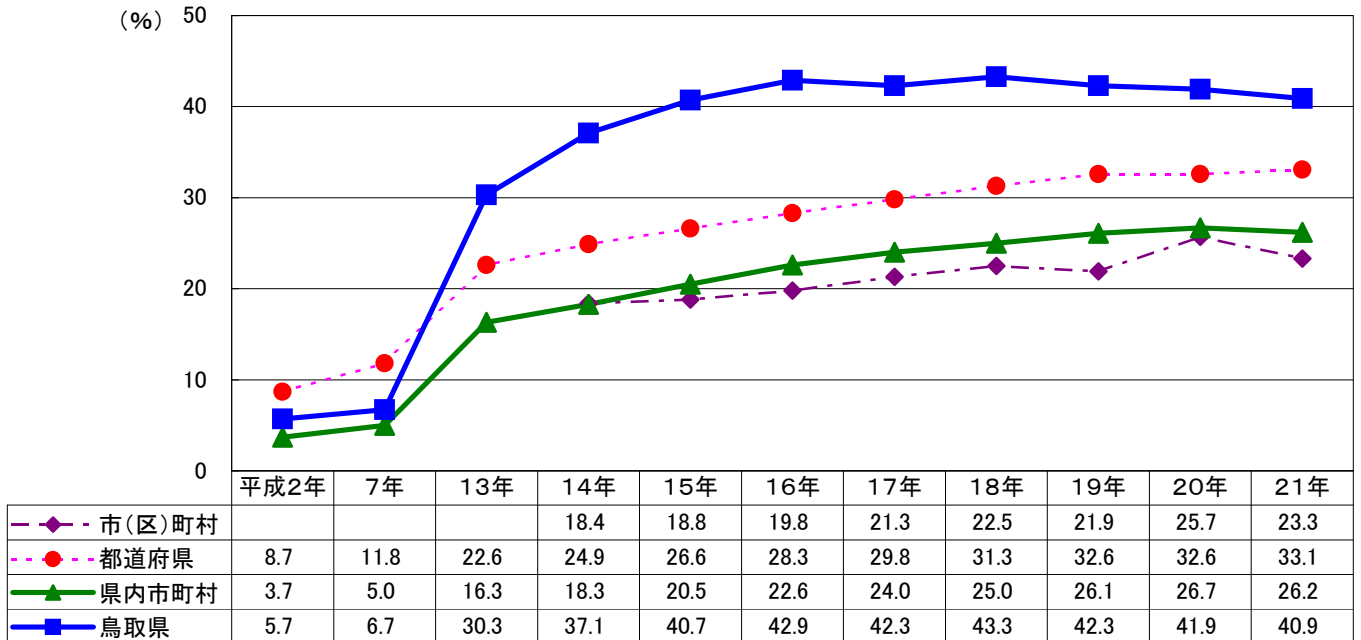
<調査時点>平成2, 7, 19年は6月1日、13~16年は年度末、17年の市町村は7月1日、それ以外は4月1日現在（都道府県及び市(区)町村については各年末時点）

資料：鳥取県男女共同参画推進課調べ（平成21年）

## テーマA：男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう

平成21年の本県の審議会委員における女性の割合は、県40.9%、市町村26.2%となっている。県においては15年以降4割を上回って推移している。

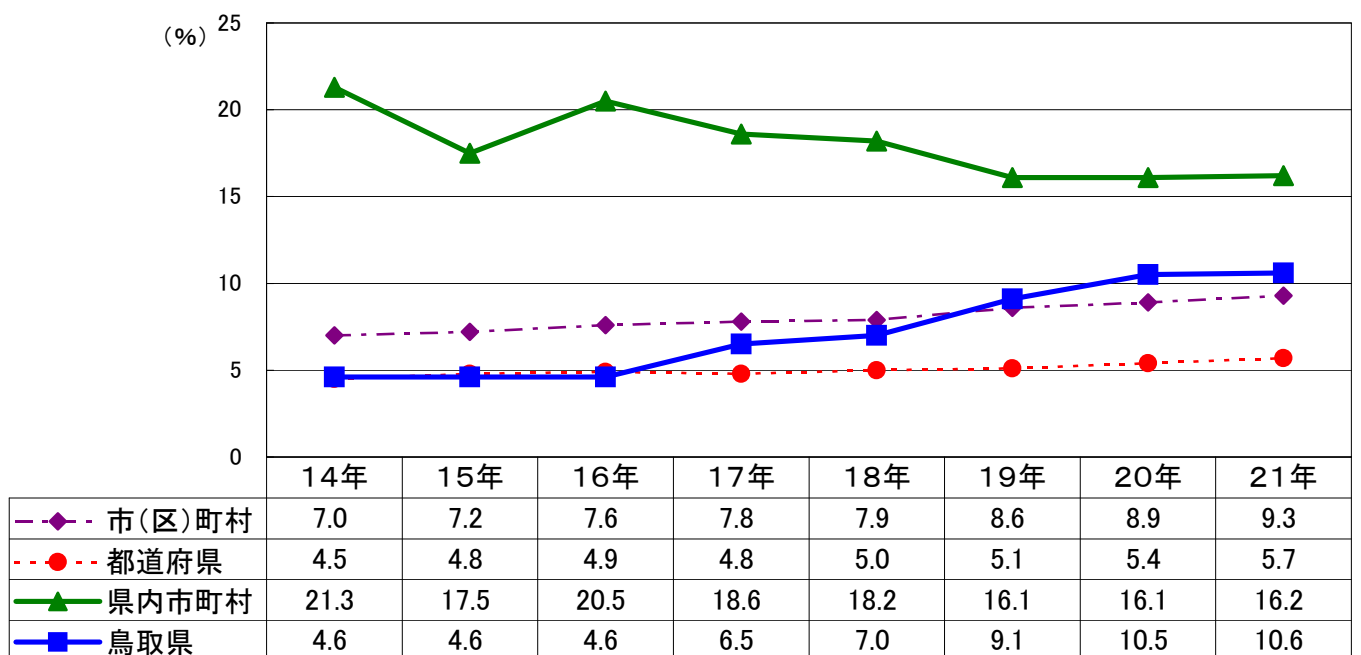
図A-3 審議会委員における女性割合の推移



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成21年度)  
 <調査時点>平成2、7年は6月1日、17年の市町村は7月1日、それ以外は4月1日現在

平成21年の本県の自治体管理職(本庁の課長相当職以上)における女性の割合は、県が10.6%で1割を超え、市町村は16.2%となっている。

図A-4 自治体管理職における女性割合の推移



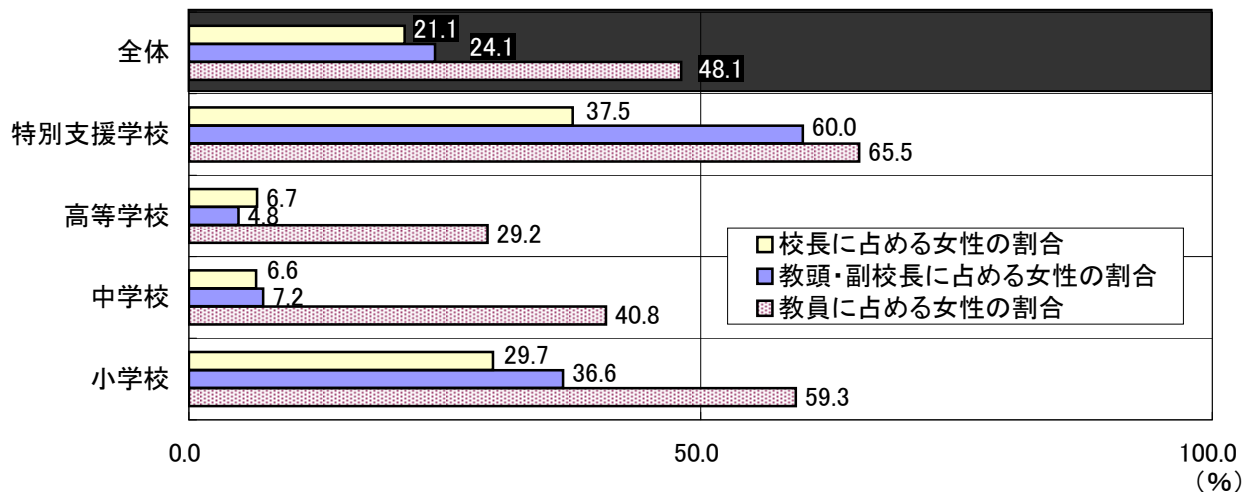
(注)「本庁」には警察本部・教育委員会を含むが、教育関係機関の教育職は対象外(「学校基本調査」を参照)

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成21年度)  
 <調査時点>17年の市町村は7月1日、それ以外は4月1日現在

## テーマA：男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう

平成21年の教員の男女比率は、ほぼ同率となっている。うち女性の教頭及び副校長は24.1%、校長は21.1%となっている。

図A-5 教員・教頭及び副校長・校長における女性割合



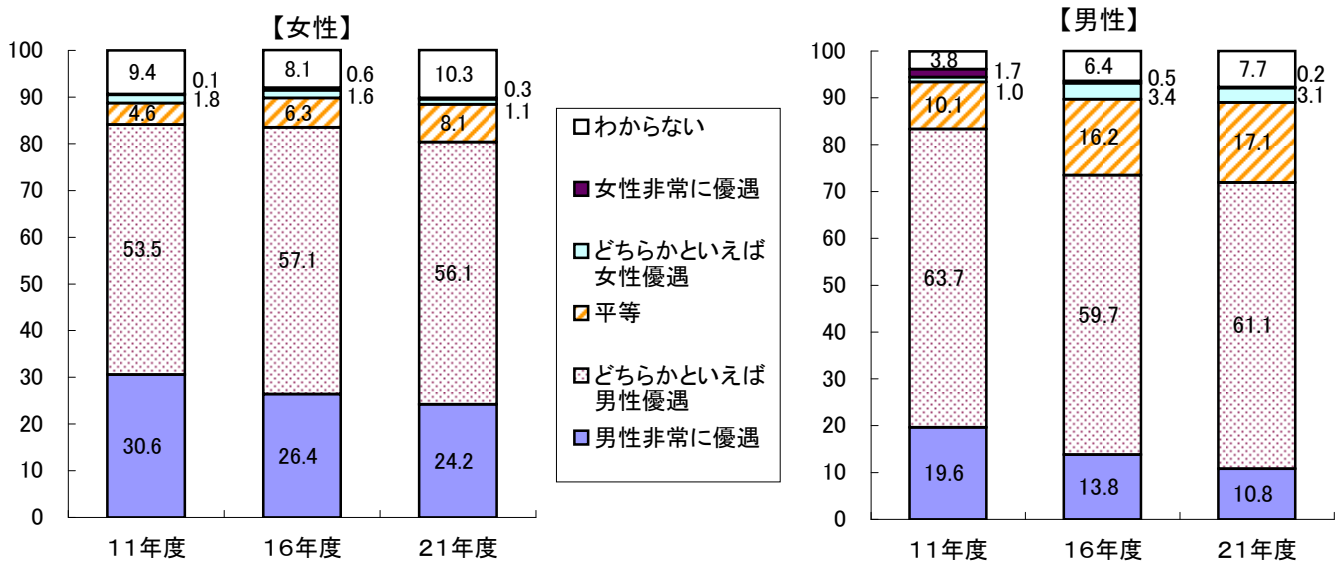
(注) 国立、公立、私立のすべてを含む

資料：文部科学省「学校基本調査」(平成21年度)

### ◆男女がともに自分らしく生きるため、考え方を改めてみよう

平成21年の調査によると、社会通念・習慣やしきたりなどにおいて、女性の8割、男性の7割が男性が優遇されていると感じている。

図A-6 社会通念・慣習などにおける男女平等感

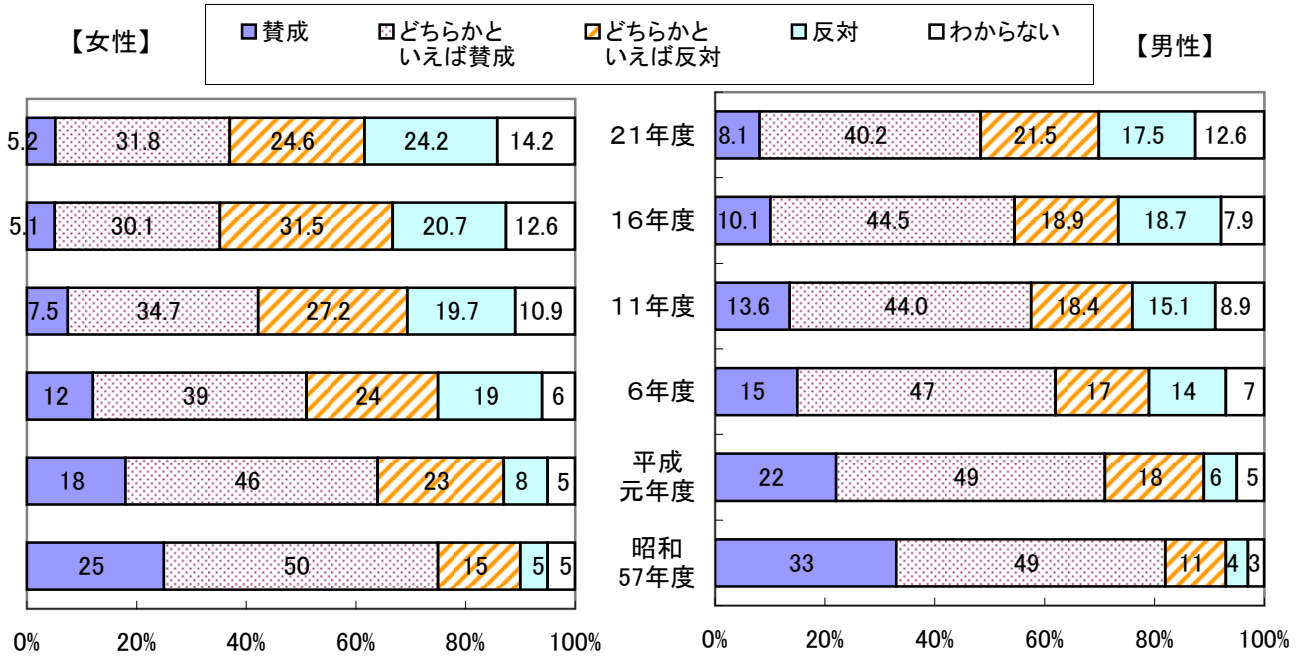


資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年度)

# テーマA：男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう

平成21年の調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、女性では反対群が、男性では賛成群の割合が多い。経年的には、男女とも賛成群が減少し、反対群が増加する傾向にある。

図A-7 男女の役割分担意識

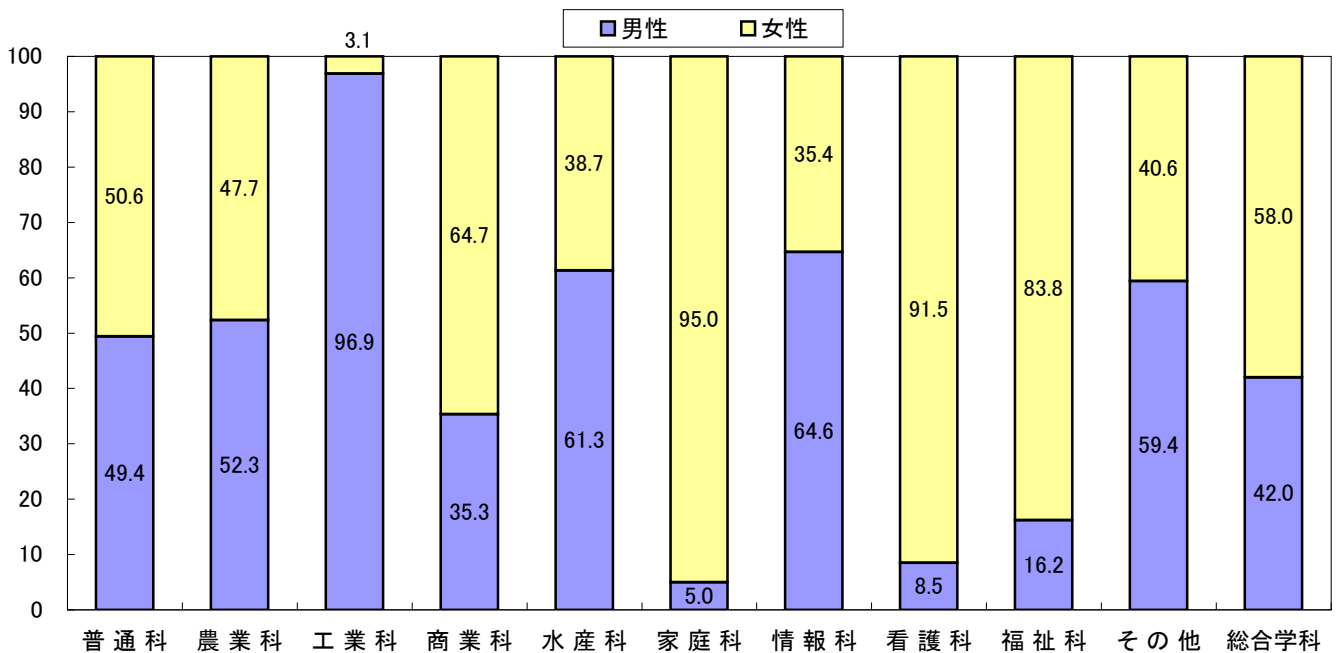


(注) 賛成群:「賛成」+「どちらかといえば賛成」 反対群:「反対」+「どちらかといえば反対」

資料:鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年度)

平成21年の高等学校の在学者を学科別に見ると、福祉科などでは女性の割合が高く、工業科などは男性の割合が高い。

図A-8 高等学校学科別の男女割合



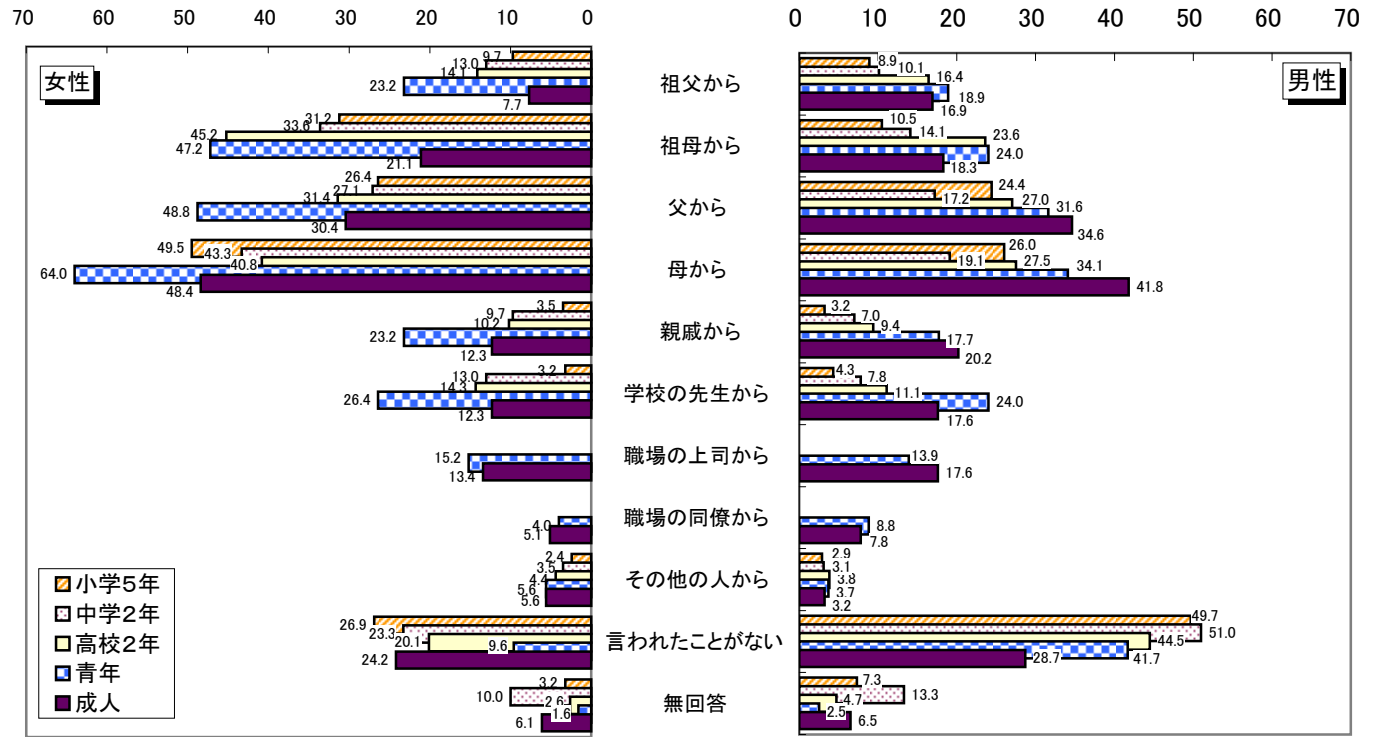
(注) 公立、私立、全日制・定時制のすべてを含む

資料:文部科学省「学校基本調査」(平成21年度)

# テーマA：男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう

平成17年の調査によると、男の子または女の子だから「こうなさい、こうあるべき」と言われた経験(複数回答)は、父母からの他、高校生では祖母から言われた割合が多い。また、言われたことがないと回答した小中学生は男女を合わせると4割に近いが、内訳では男性の方が大きい。

図A-9 「らしさ」に関する経験

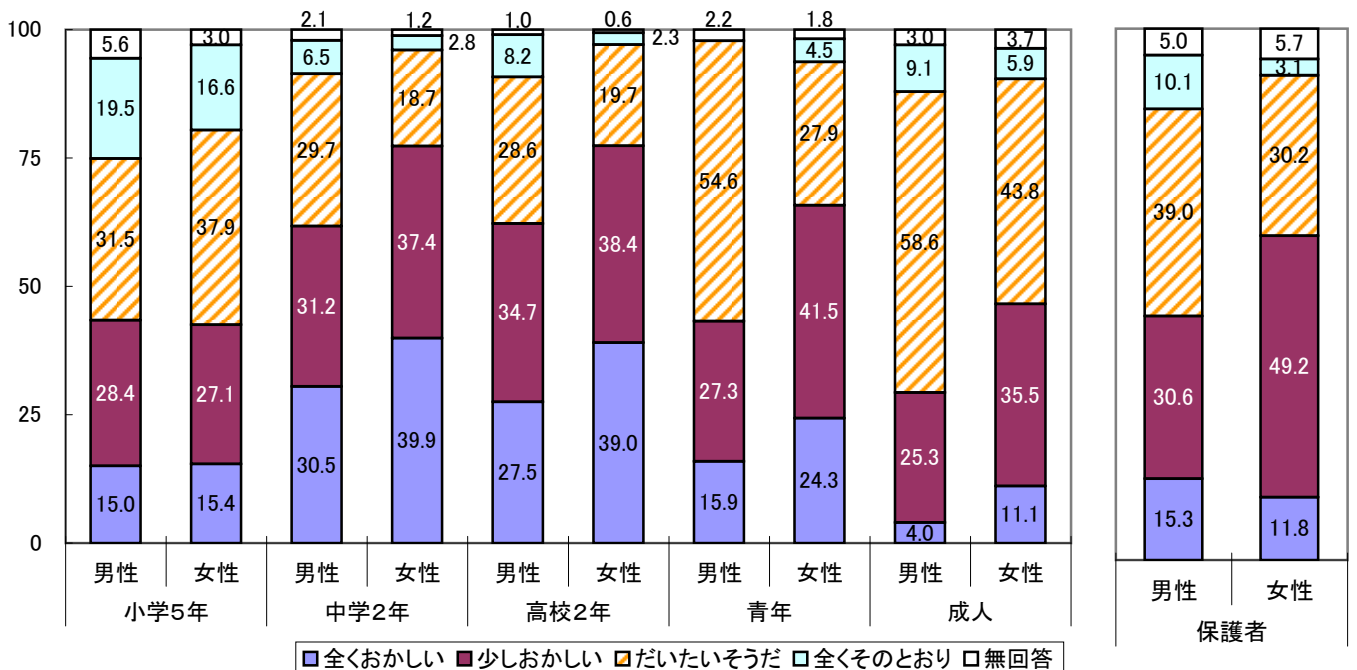


(注)青年:18~25歳 成年:26歳以上

資料:鳥取県青少年育成意識調査(平成17年度)

平成17年の調査によると、男の子または女の子だから「こうなさい、こうあるべき」という考え方について、おかしい(少し+全く)とする回答が中・高校生で多く、保護者では女性の方が割合が高い。

図A-10 「らしさ」に関する見解



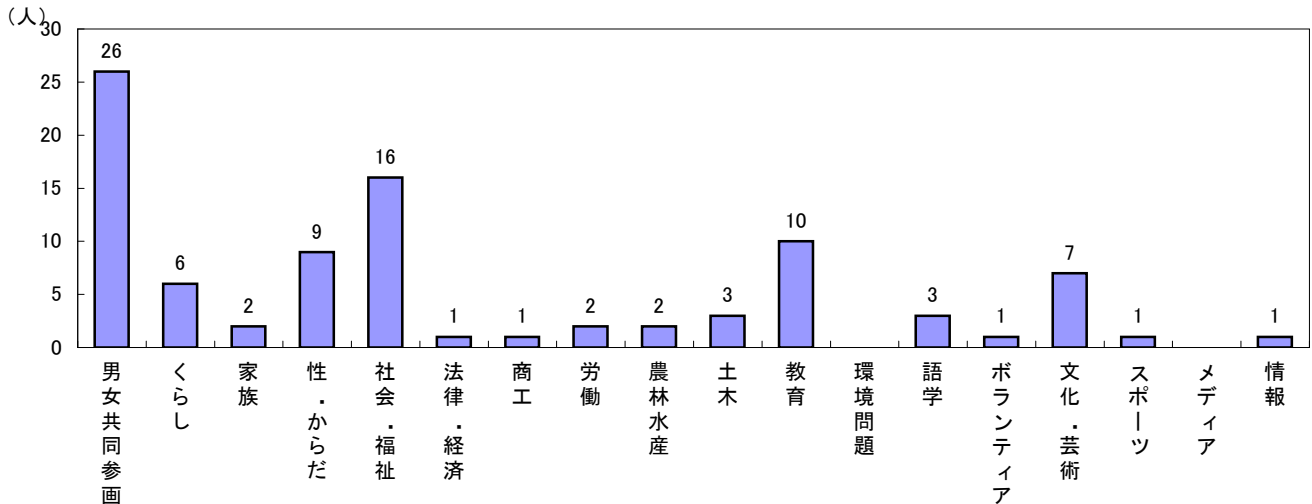
資料:鳥取県青少年育成意識調査(平成17年度)

# テーマA：男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう

## ◆様々な分野で男女共同参画を進めよう

平成21年の男女共同参画人材バンク登録者を専門分野別に見ると、男女共同参画、社会・福祉、教育等の登録が多い分野と、法律・経済、スポーツ等少ない分野との差は大きい。

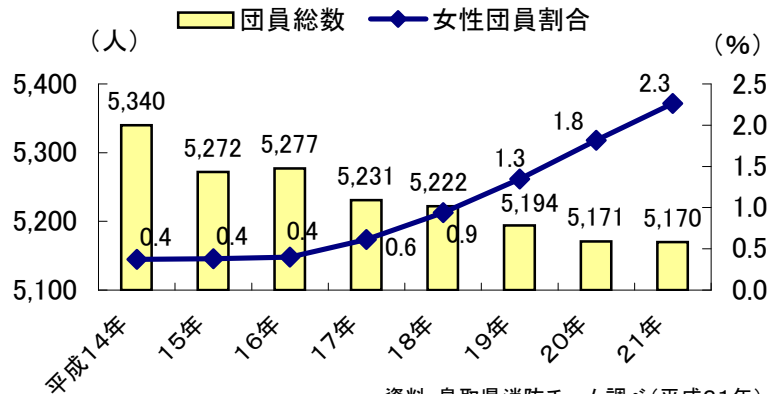
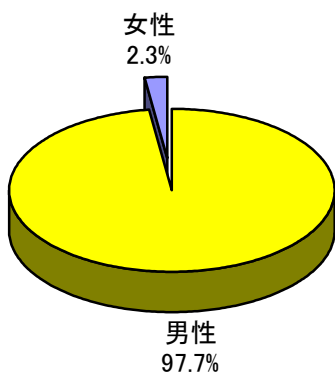
図A-11 男女共同参画人材バンクの分野別登録者数(延べ)



資料：鳥取県男女共同参画推進課調べ(平成21年)

平成21年の本県の消防団員5,170人中、女性は117名の2.3%であり、総数が減少傾向にある中、女性割合は上昇してきている。

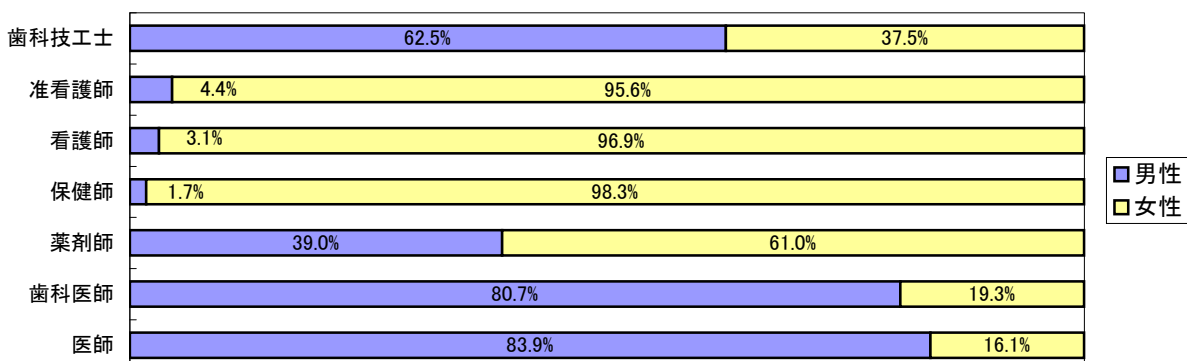
図A-12 消防団員における女性割合



資料：鳥取県消防チーム調べ(平成21年)

平成20年の医師、歯科医師の割合は8割強が男性、2割弱が女性となっている一方、保健師、看護師は9割以上が女性で、男性は保健師1.7%、看護師3.1%であった。

図A-13 医療関係者における女性割合



資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(平成20年)  
「衛生行政報告例」(平成20年)

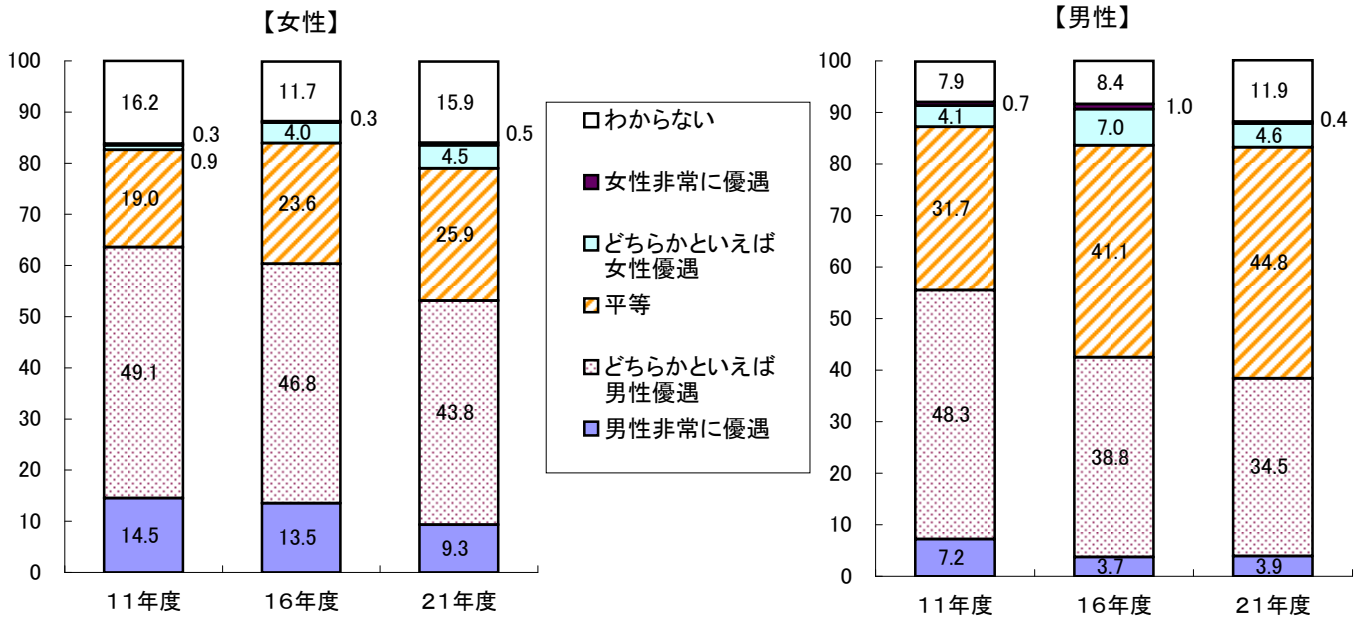


# テーマA：男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう

## ◆自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう

平成21年の調査によると、町内会や地域において、女性では過半数が男性が優遇されていると感じているが、経年的には男女ともに、男性優遇と考える割合は減少してきている。

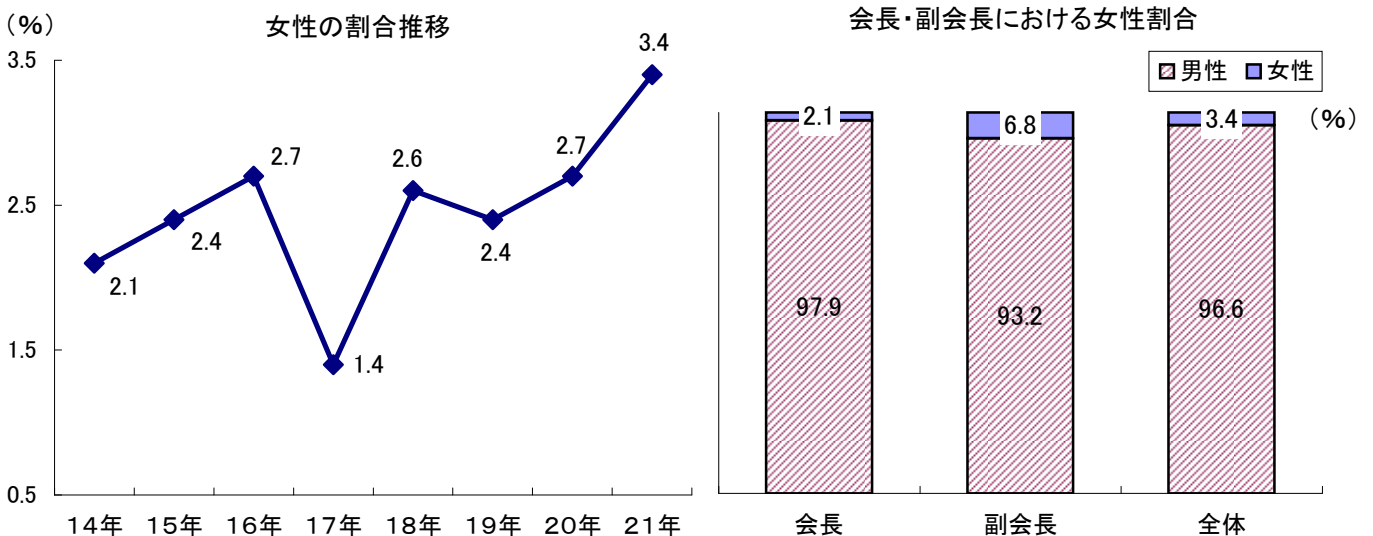
図A-14 町内会や地域における男女平等感



資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年度)

平成21年の本県の自治会役員のうち会長2,821人中女性は60名で2.1%であり、役員(会長及び副会長)における女性の割合は3.4%でやや上昇し、男性が96.6%となっている。

図A-15 自治会役員における女性割合



資料：鳥取県男女共同参画推進課調べ(平成21年)

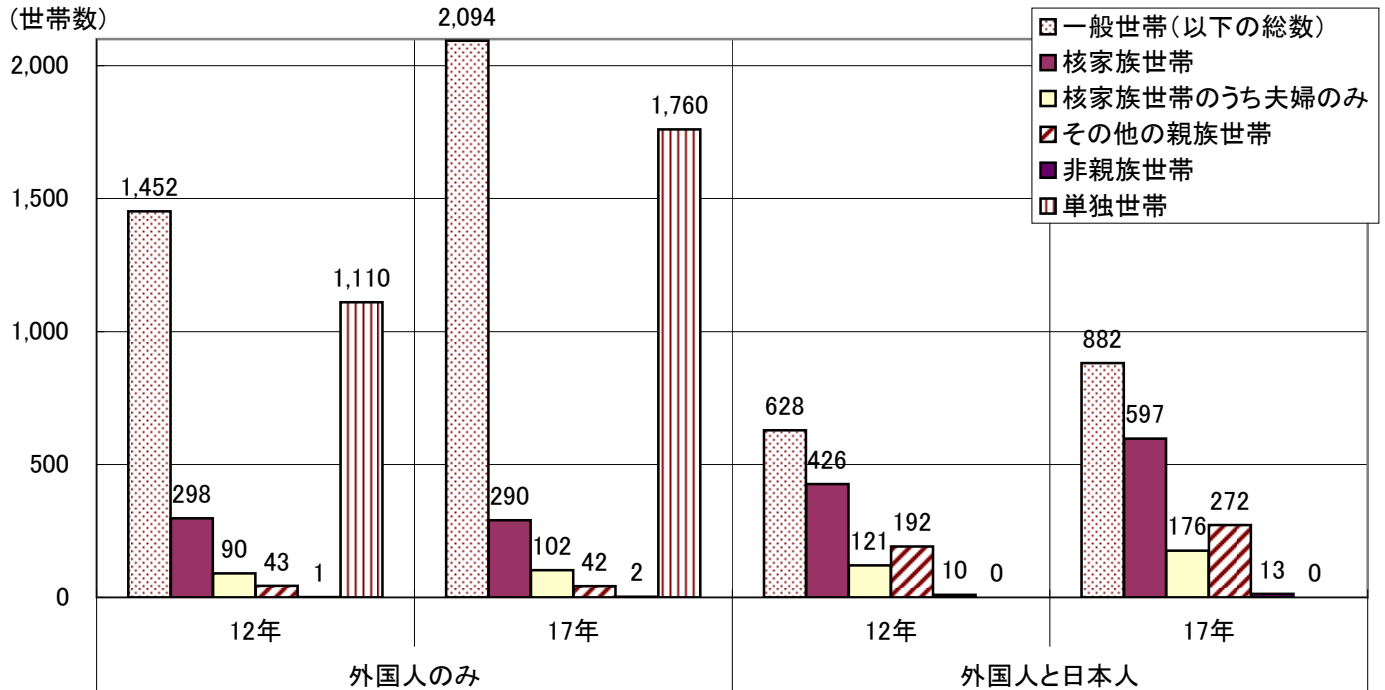
<調査時点>17年は7月1日、それ以外は4月1日現在

# テーマA：男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう

## ◆国際社会の一員として行動しよう

平成17年の本県における外国人のいる世帯は2,976世帯で、12年に比べ896世帯増加し、外国人の単独世帯も増えている。

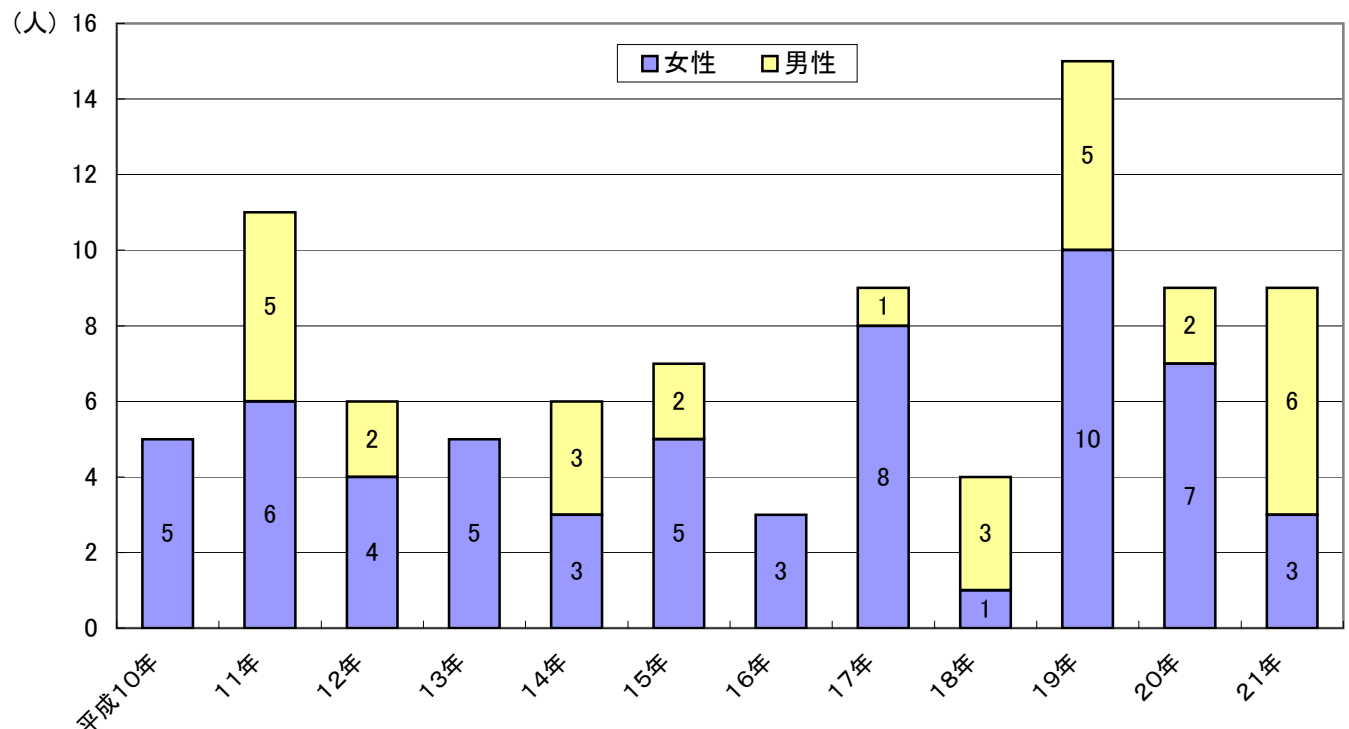
図A-16 外国人のいる世帯の類型



資料：総務省「国勢調査」(平成17年)

平成21年中に出発したJICAボランティア(青年海外協力隊員及びシニア・ボランティア)は、女性3名、男性6名となっている。

図A-17 JICAボランティアの派遣状況



(注)JICA：独立行政法人・国際協力機構

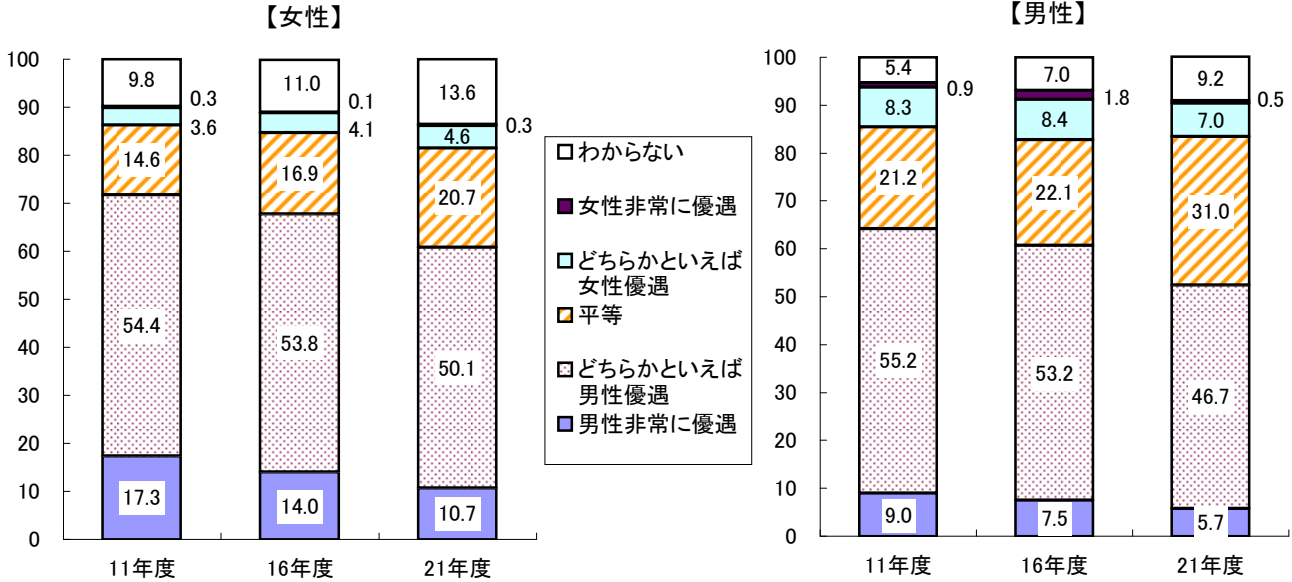
資料：鳥取県交流推進課調べ(平成21年)

## テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

### ◆男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくろう

平成21年の調査によると、職場において女性の6割、男性の半数が「男性が優遇されている」と感じている。

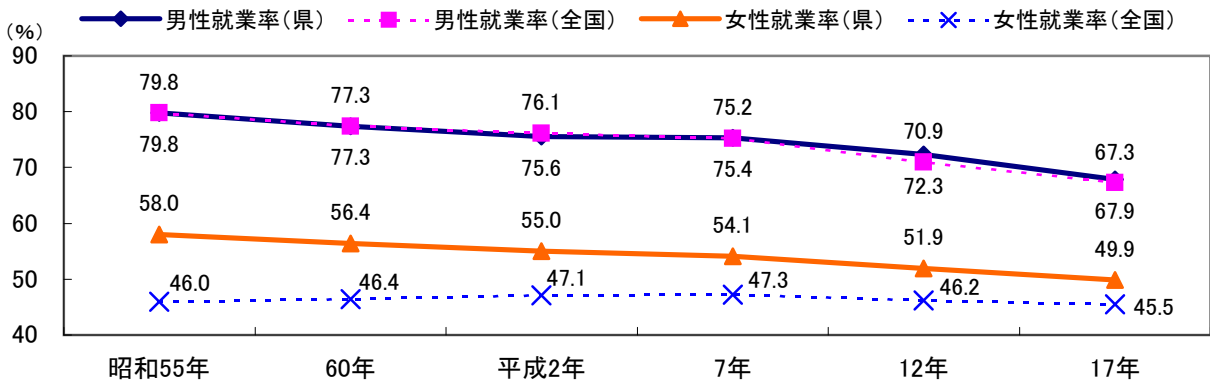
図B-1 職場における男女平等感



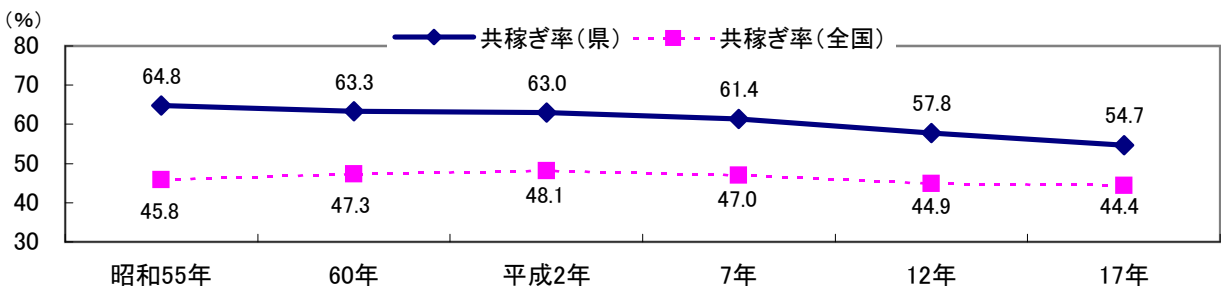
資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年度)

平成17年の男性の就業率は67.9%で全国とほぼ同率、女性の就業率は49.9%で全国との差は縮まりつつあるが、上位で推移している。また、夫婦とも就業者である世帯(共稼ぎ世帯)の率は54.7%であり、全国の率を10.3ポイント上回っている。

図B-2 男女別就業率の推移



図B-3 夫婦とも就業者である世帯の推移

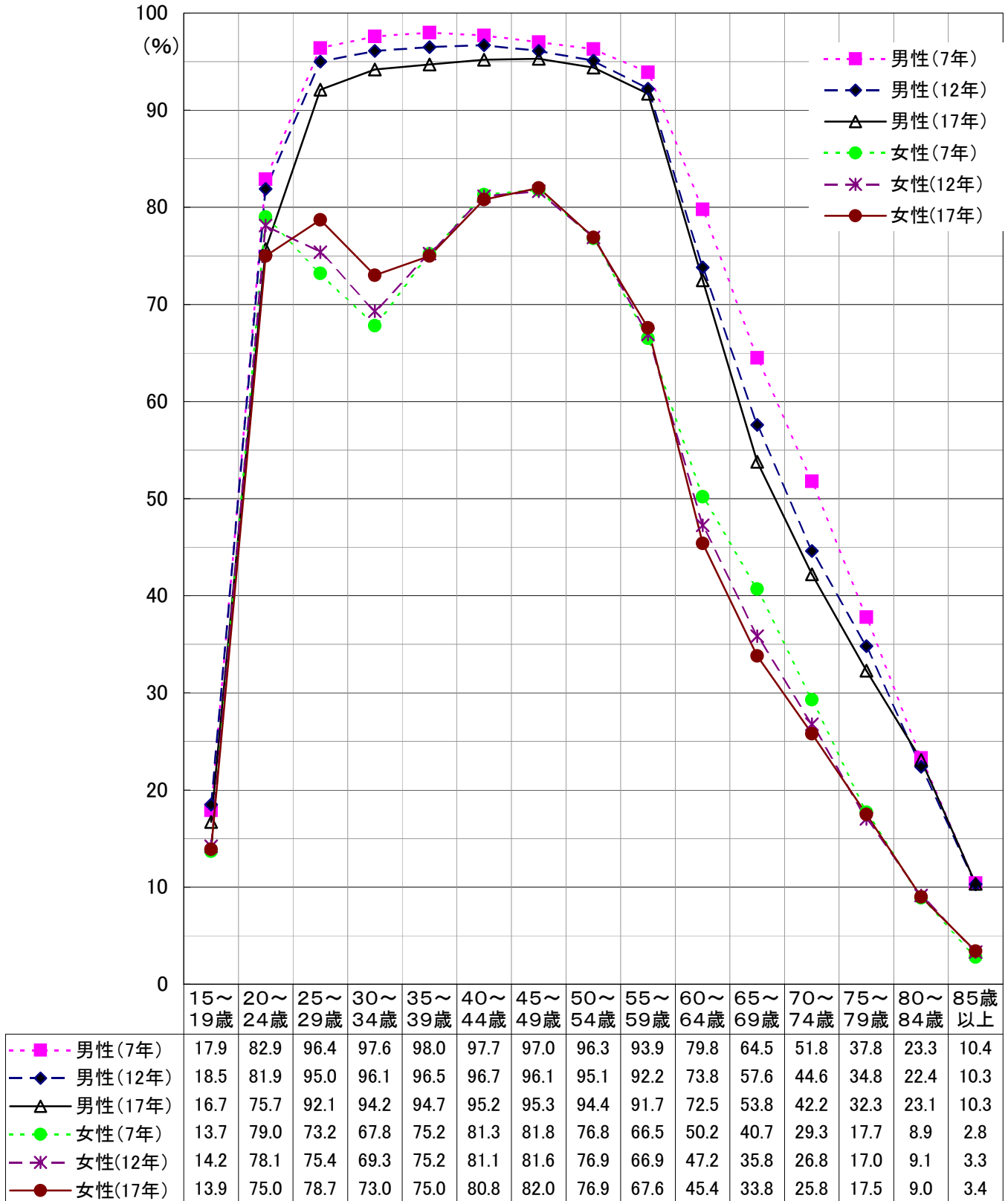


資料：総務省「国勢調査」(平成17年)

## テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

平成17年の本県の女性の労働力率は、30～34歳を底とするM字カーブを描いている。7年、12年と比べ緩やかになり、その底は上がっている。また、男性の労働力率は、7年、12年と比べほぼ全年齢階級で労働力率が下がっている。

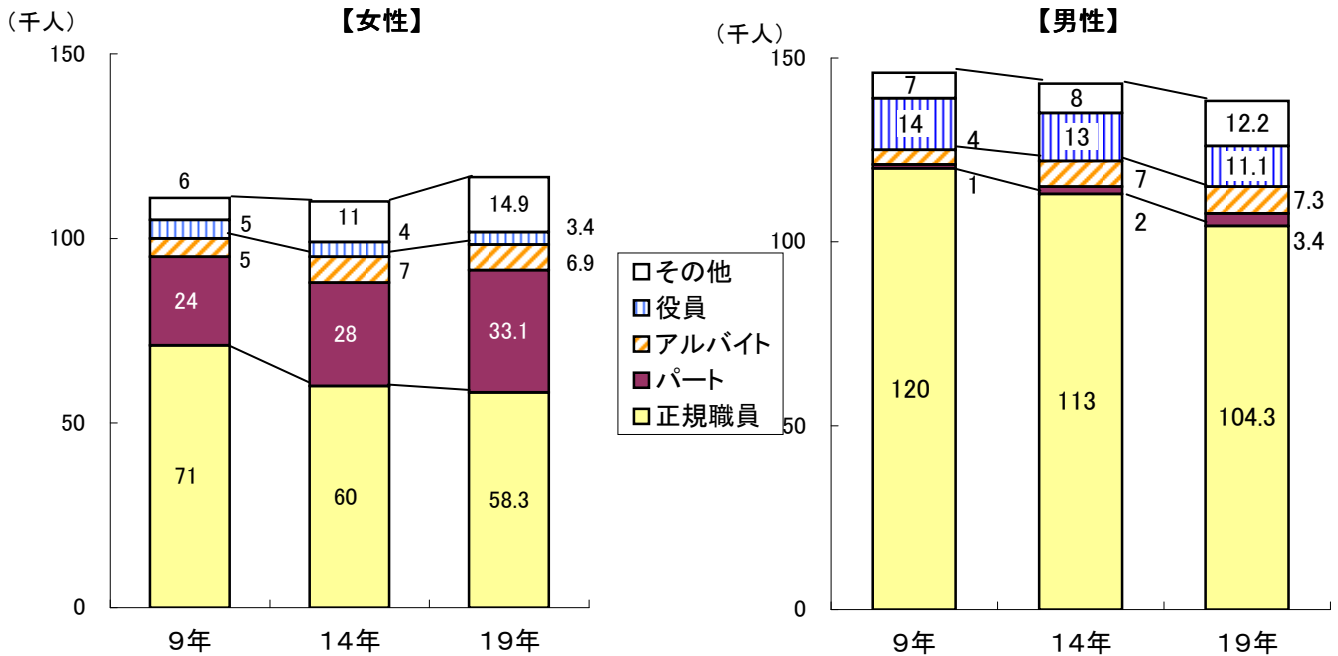
図B-4 年齢階級別労働力率



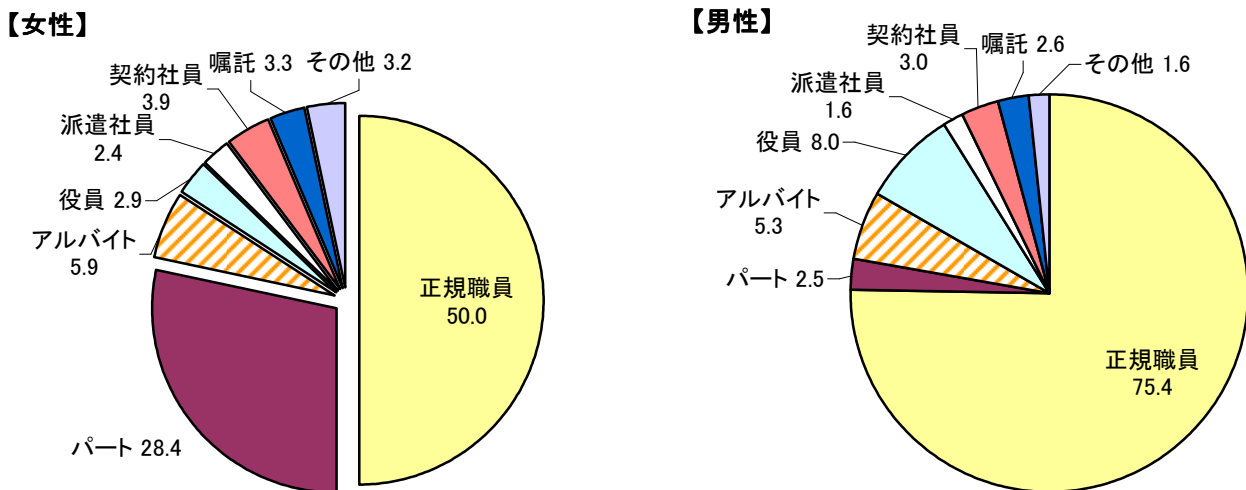
## テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

平成19年の雇用形態別雇用者数は、14年と比べて男女とも正規職員の人数が減少し、パート・アルバイト及びその他(派遣事業所の派遣社員・契約社員・嘱託など)の人数が増加している。また、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合は、男性が7.8%に比べ、女性の方が高くなっている。

図B-5 雇用形態別雇用者数の推移



図B-6 雇用形態別雇用者の割合



## テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

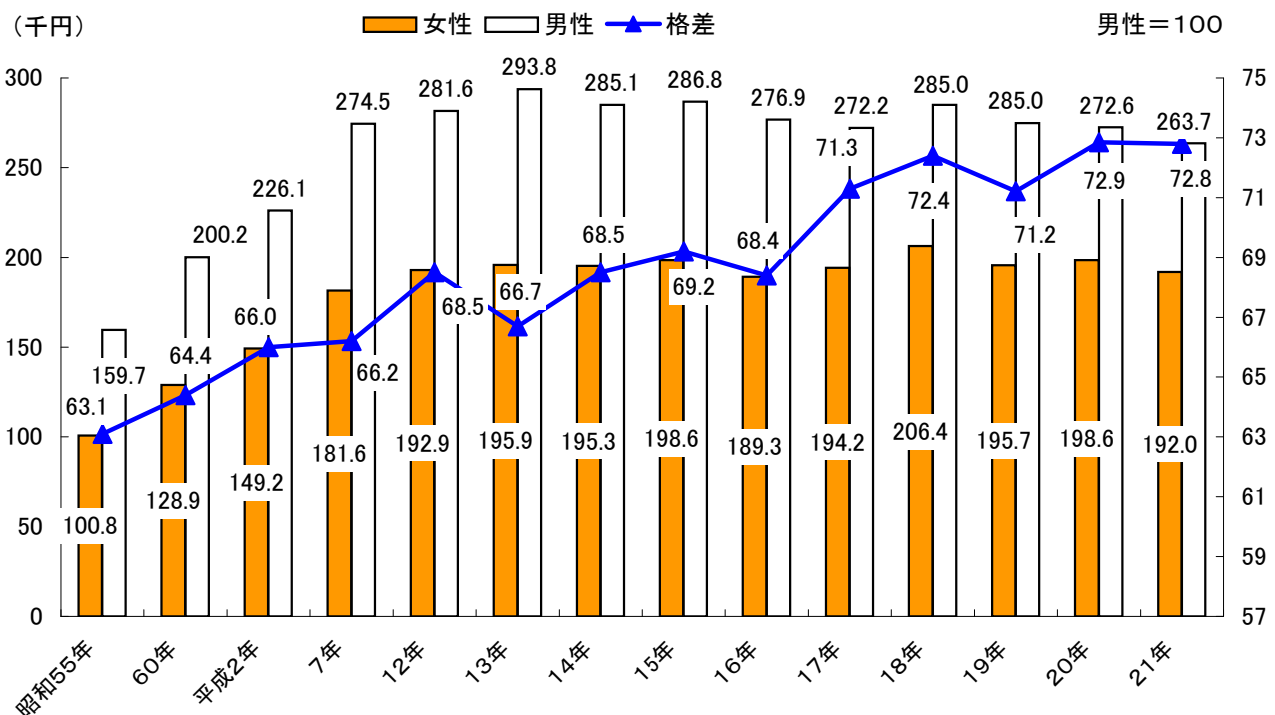
平成21年の本県の一般労働者の1人当たり月間所定内給与額は男女ともに減少したが、男性を100とすると女性は72.8となり、格差は昨年とほぼ同じである。

表B-1 一般労働者に係る平均値の推移

区分	性別	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内 実労働 時間数 (時)	超 過 実労働 時間数 (時)	決まって支給する		年間賞与 その他特 別給与額 (千円)	労働者数 (人)
						現金 給与額 (千円)	所定内 給与額 (千円)		
12年	女性	40.8	10.5	170	7	203.4	192.9	559.1	38,970
	男性	40.8	12.6	171	12	304.3	281.6	874.1	69,090
13年	女性	40.4	10.1	170	5	205.9	195.9	545.0	36,450
	男性	41.4	13.1	173	11	313.3	293.8	901.3	65,310
14年	女性	41.6	10.8	167	5	206.1	195.3	513.7	33,970
	男性	41.1	13.0	170	11	307.5	285.1	851.9	61,410
15年	女性	41.4	11.1	168	5	209.9	198.6	499.5	32,770
	男性	41.9	13.4	172	11	308.5	286.8	824.9	57,670
16年	女性	40.6	10.3	167	6	199.7	189.3	430.3	37,540
	男性	42.1	12.5	171	12	299.8	276.9	663.5	73,680
17年	女性	40.2	10.1	166	7	206.1	194.2	463.1	38,940
	男性	41.2	12.5	170	13	294.4	272.2	709.0	60,830
18年	女性	40.5	10.7	169	6	219.4	206.4	512.6	39,580
	男性	42.2	12.8	171	13	309.3	285.0	732.7	63,000
19年	女性	40.7	9.9	170	7	205.3	195.7	402.4	35,490
	男性	42.3	12.0	172	13	297.5	274.8	617.6	61,000
20年	女性	41.5	10.4	168	7	210.4	198.6	465.3	38,720
	男性	41.8	12.5	170	13	296.5	272.6	726.2	61,790
21年	女性	41.4	9.8	167	6	202.4	192.0	430.9	35,240
	男性	41.9	12.5	170	10	283.4	263.7	620.1	50,610

(注)一般労働者:短時間(パートタイム)労働者以外の労働者  
所定内給与額:決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額

図B-7 一般労働者の月間所定内給与額の比較



資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成21年)

## テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

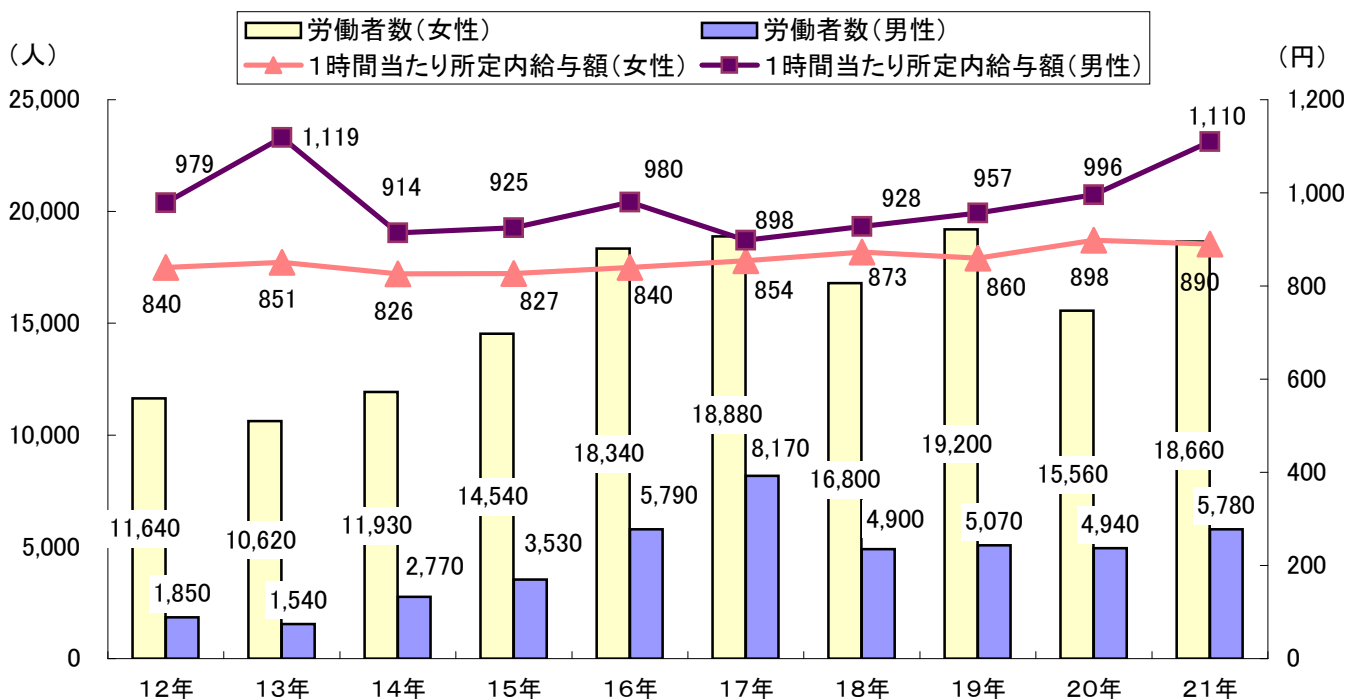
平成21年の本県の短時間労働者(16年までパートタイム労働者)は、前年と比べ男女ともに増加した。また、1時間当たりの所定内給与額は、男性の1,110円に対して女性は890円であった。

表B-2 短時間(パートタイム)労働者に係る平均値の推移

区分	性別	年齢(歳)	勤続年数(年)	実労働日数(日)	1日当たり所定内実労働時間数(時)	1時間当たり所定内給与額(円)	年間賞予その他特別給与額(千円)	労働者数(人)
12年	女性	45.7	5.5	21.4	5.6	840	71.6	11,640
	男性	46.8	3.0	20.0	6.5	979	61.6	1,850
13年	女性	43.7	4.7	20.8	5.7	851	67.9	10,620
	男性	48.7	3.8	19.4	6.1	1,119	124.0	1,540
14年	女性	45.9	5.1	20.7	5.4	826	45.0	11,930
	男性	41.4	2.8	16.9	5.8	914	24.2	2,770
15年	女性	45.3	4.9	20.8	5.5	827	47.8	14,540
	男性	39.8	3.8	17.9	5.6	925	35.4	3,530
16年	女性	44.2	5.4	20.3	5.5	840	43.2	18,340
	男性	44.4	3.6	20.0	5.4	980	23.8	5,790
17年	女性	42.3	4.7	19.3	5.0	854	40.7	18,880
	男性	34.1	3.7	16.6	4.2	898	25.6	8,170
18年	女性	42.9	5.2	19.7	5.2	873	25.9	16,800
	男性	38.5	3.2	16.9	5.2	928	34.4	4,900
19年	女性	46.0	5.3	20.0	5.3	860	30.3	19,200
	男性	42.5	3.8	17.5	5.1	957	24.8	5,070
20年	女性	46.6	5.6	19.5	5.1	898	38.9	15,560
	男性	41.8	3.9	16.5	5.1	996	24.5	4,940
21年	女性	46.3	5.5	19.3	5.1	890	36.1	18,660
	男性	42.8	4.1	17.8	5.2	1,110	56.3	5,780

(注)「短時間労働者」は、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者。抽出調査であり労働者数は推計値。

図B-8 短時間(パートタイム)労働者数、時間所定内給与額の比較

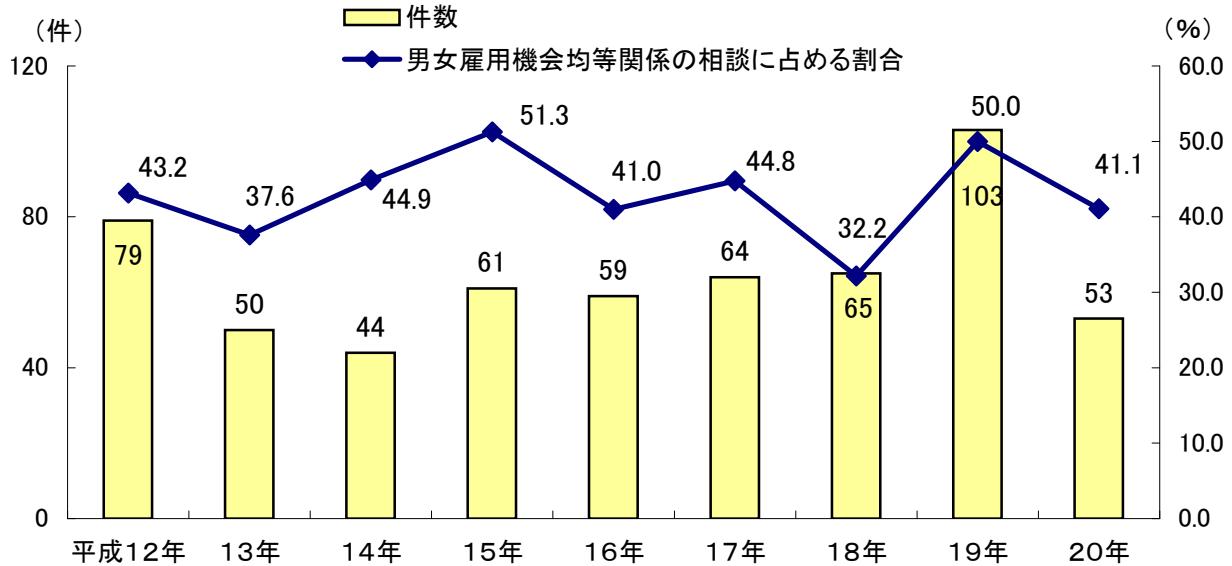


資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成21年)

## テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

平成20年度に鳥取労働局が受けた男女雇用機会均等法関連の相談件数のうち、セクシュアル・ハラスメントに関するものは53件となっており、労働者だけでなく事業主からの相談も多くなっている。

図B-9 セクシュアル・ハラスメント相談件数の推移

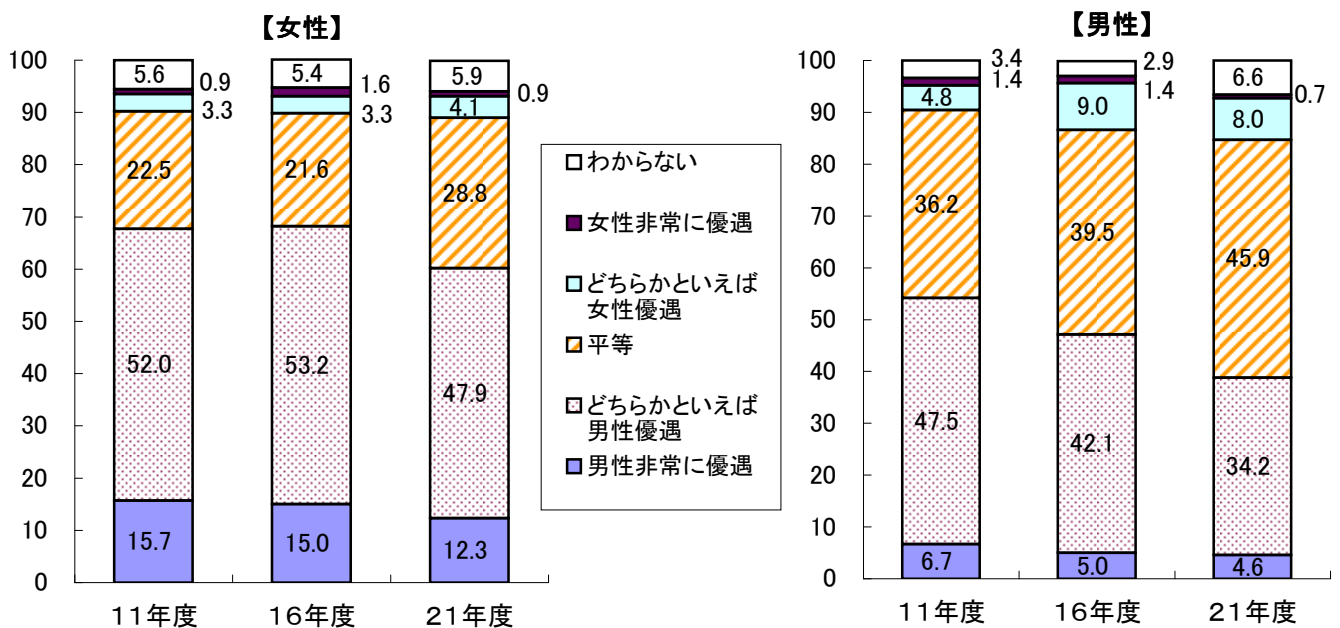


資料：鳥取労働局雇用均等室調べ(平成20年)

## ◆仕事と家庭を両方大切にしよう

平成21年の調査によると、家庭生活において女性の約7割、男性の約5割が「男性が優遇されている」と感じている。

図B-10 家庭生活における男女平等感



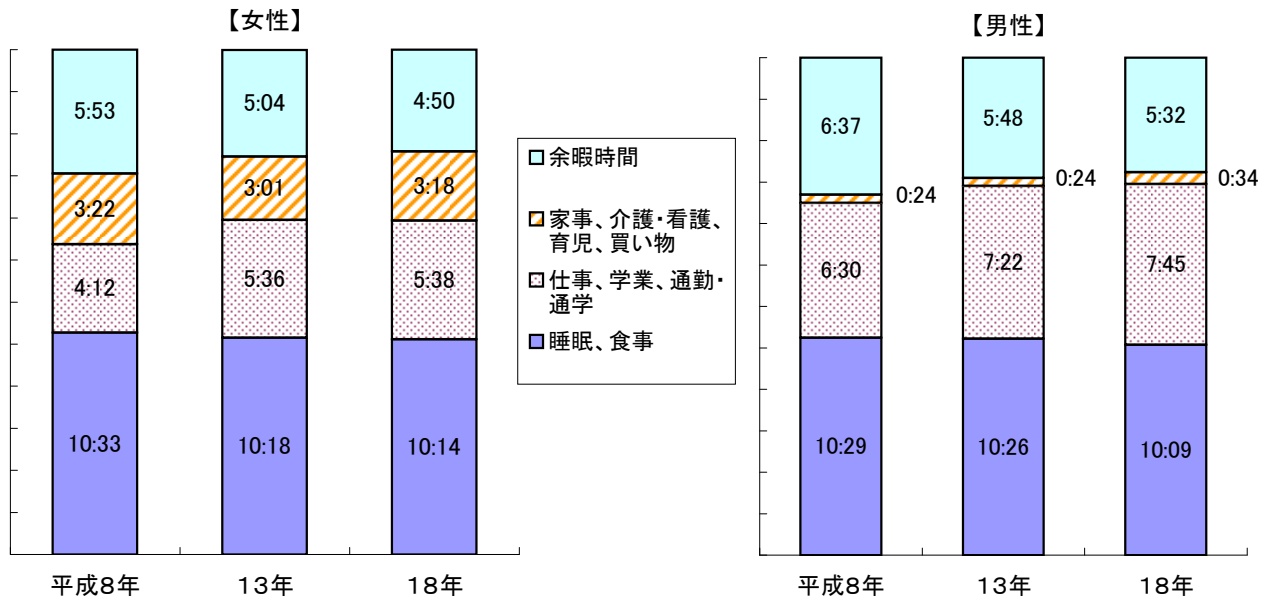
資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年度)



## テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

平成18年の本県の男女有業者の週平均生活時間は、二次活動時間の家事関連は男性が34分で平成13年に比べ10分増加しているが、女性の3時間18分との差は縮まっていない。

図B-11 男女有業者の週平均生活時間



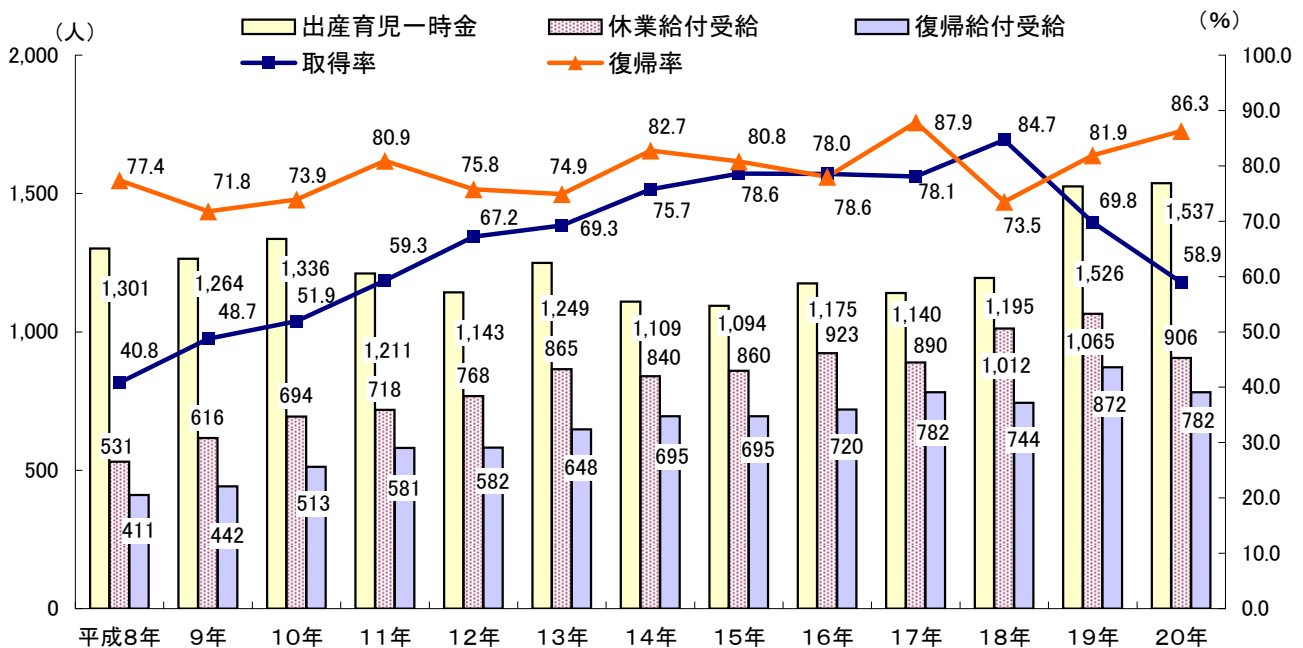
(注) 有業者：15歳以上で普段の状態として収入を目的とした仕事を続けている人。家族従事者、育児休業等で一時的に休業している人、おおむね年30日以上仕事をしている人を含む。

生活時間：睡眠・食事を一次活動、二次活動の仕事関連が通勤・通学・仕事・学業で、家事関連が家事・介護・看護・育児・買い物、余暇時間を三次活動とする。仕事関連活動は有償労働、家事関連活動は無償労働と区分することができる。

資料：総務省：「社会生活基本調査」(平成18年)

平成20年の育児休業取得率、職場復帰率を出産育児一時金、育児休業給付金、職場復帰給付金からみると、育児休業取得率は58.9%、職場復帰率は86.3%となっている。

図B-12 育児休業に関する状況



(注) 出産育児一時金：健康保険の被保険者が出産したとき、1児ごとに定額が支給される給付金

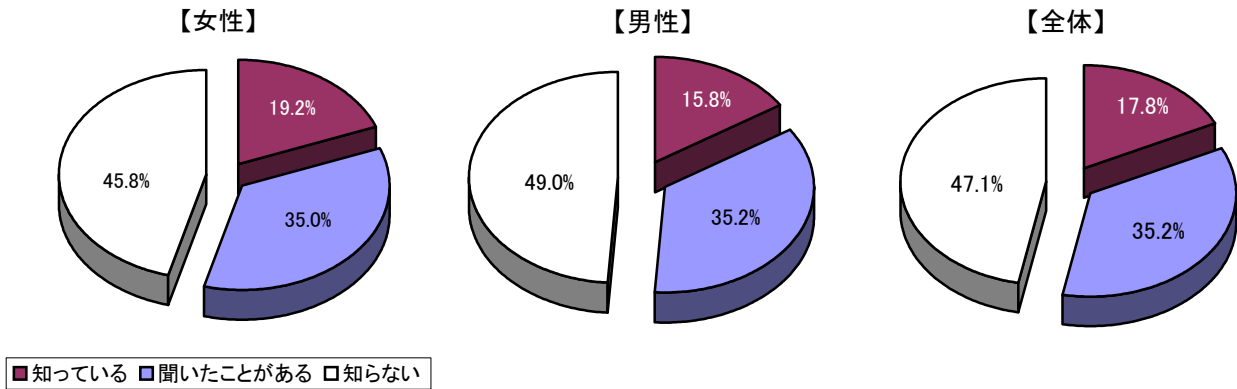
育児休業給付金、職場復帰給付金：一定の要件を満たした雇用保険被保険者が育児休業を取得した場合に支給される給付金

資料：鳥取社会保険事務局(出産育児一時金受給件数)、鳥取労働局(その他)調べ(平成20年)

## テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

平成21年の調査によると「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」について、「知っている」17.8%、「聞いたことがある」35.2%で、約半数は「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を認知していた。

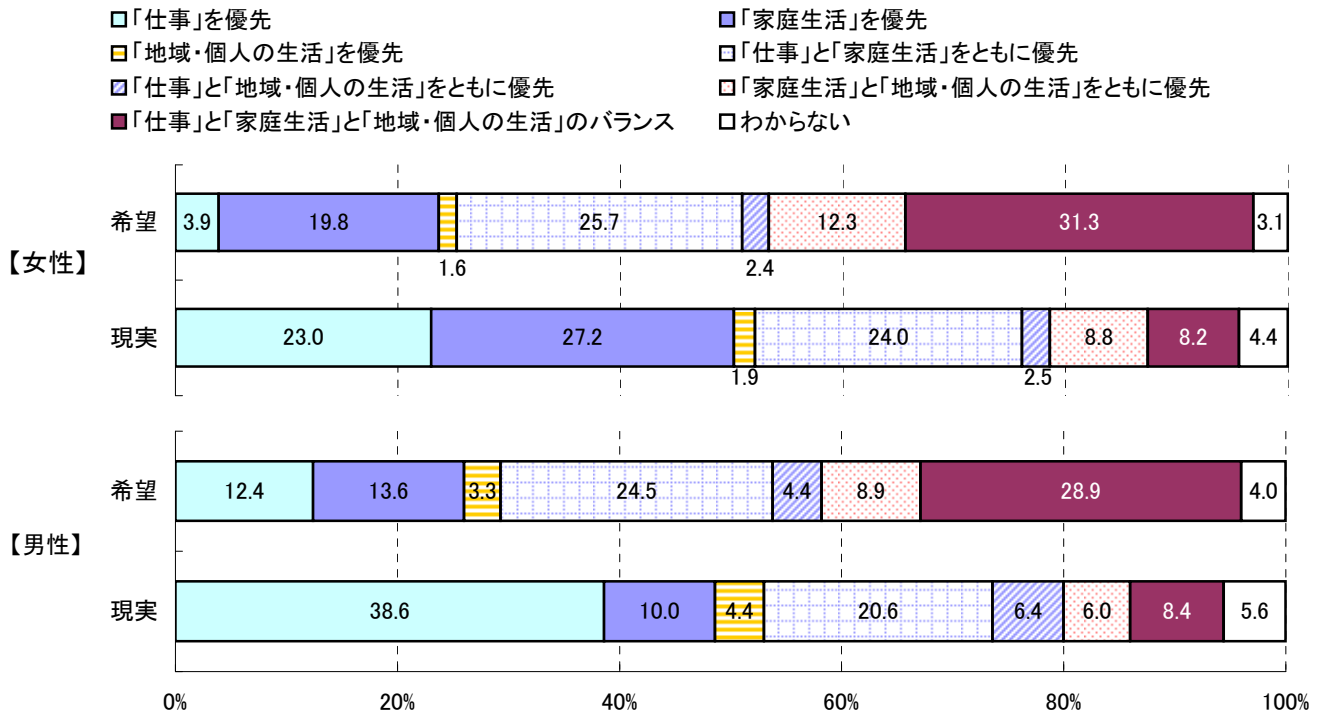
図B-13 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度



資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年度)

平成21年の調査によると、仕事と生活の調和に関する希望は、「仕事・家庭・地域活動」のバランスのとれた生活を望む割合が高いが、現実派男女とも仕事優先となっている。

図B-14 仕事と生活の調和に関する希望と現実



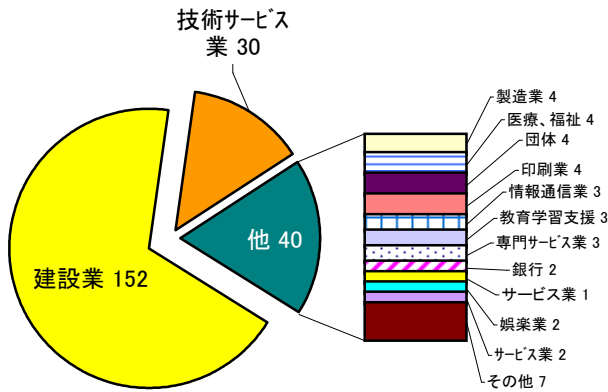
(注) 質問における用語の意味「仕事」: 自営業主、家族従業者、雇用者として週1時間以上働いていること  
 同「家庭生活」: 家族と過ごすこと、家事、育児、介護・看護など  
 同「地域・個人の生活」: ボランティア活動、社会参加活動、交際、つきあい、学習・研究、趣味・娯楽、スポーツなど

資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年度)

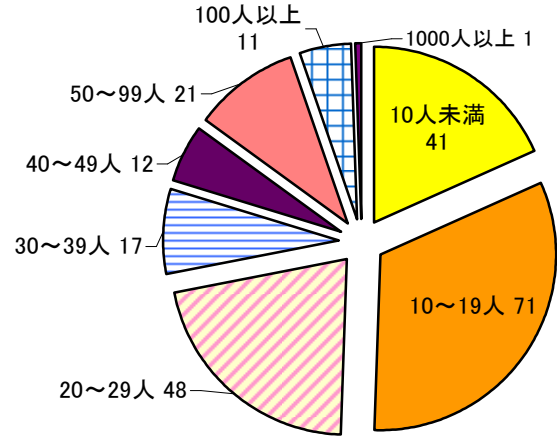
## テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

仕事と家庭の両立に配慮しながら男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む「鳥取県男女共同参画推進企業」に認定された企業等は222(平成22年4月1日現在)であり、業種に偏りはあるものの、従業員規模で見ると20人未満の企業等が半数近くを占めている。

図B-15 業種別の認定状況



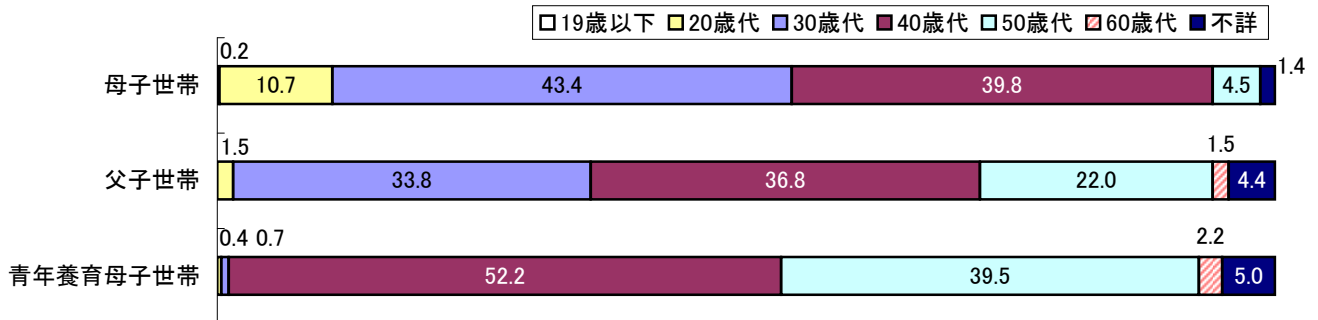
図B-16 従業員規模別の状況



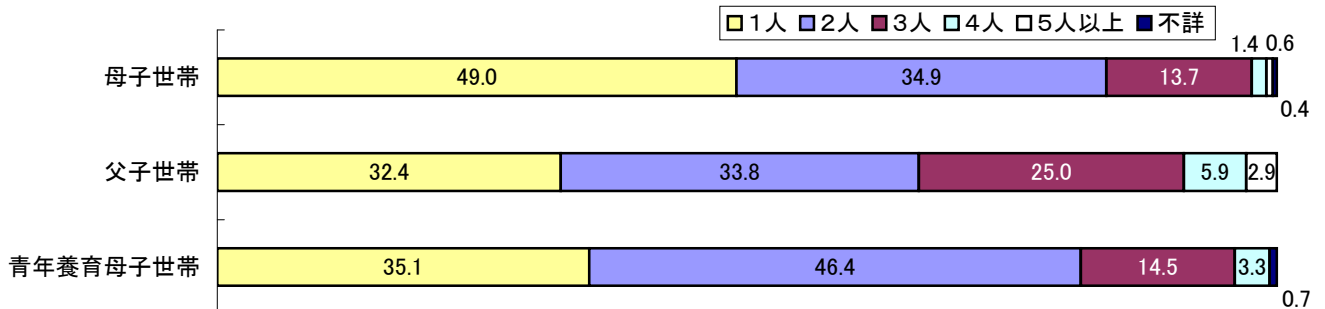
資料：鳥取県男女共同参画推進課調べ(平成22年)

平成20年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査によると、母子及び父子家庭の親の年齢は40歳代までの世帯が大半を占め、子どもは2人以下の世帯が多い。

図B-17 ひとり親世帯の親の年齢



図B-18 ひとり親世帯の子どもの状況



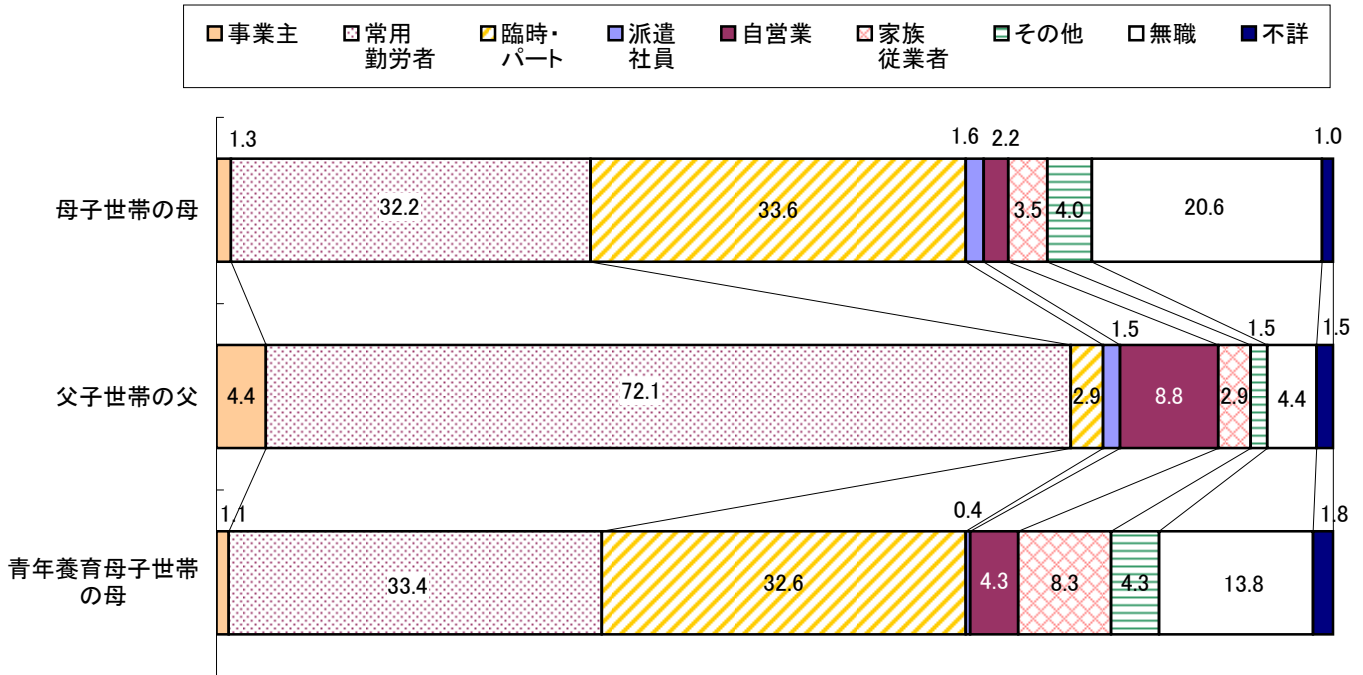
(注) 調査対象「母子世帯」: 父のいない児童がその母によって養育されている世帯のうち児童扶養手当受給資格者世帯  
 同「父子世帯」: 母のいない児童がその父によって養育されている世帯のうちひとり親家庭等施策を利用している世帯  
 同「青年養育母子世帯」: 平成16年3月から20年3月までの間に児童扶養手当の受給資格を喪失した世帯

資料：鳥取県ひとり親家庭等実態調査(平成20年度)  
 <対象> 母子世帯5,468世帯の1/2を抽出、父子世帯231世帯、青年養育母子世帯1,050世帯  
 (回答率は順に32.0%,875世帯、29.4%,68世帯、30.4%,276世帯)

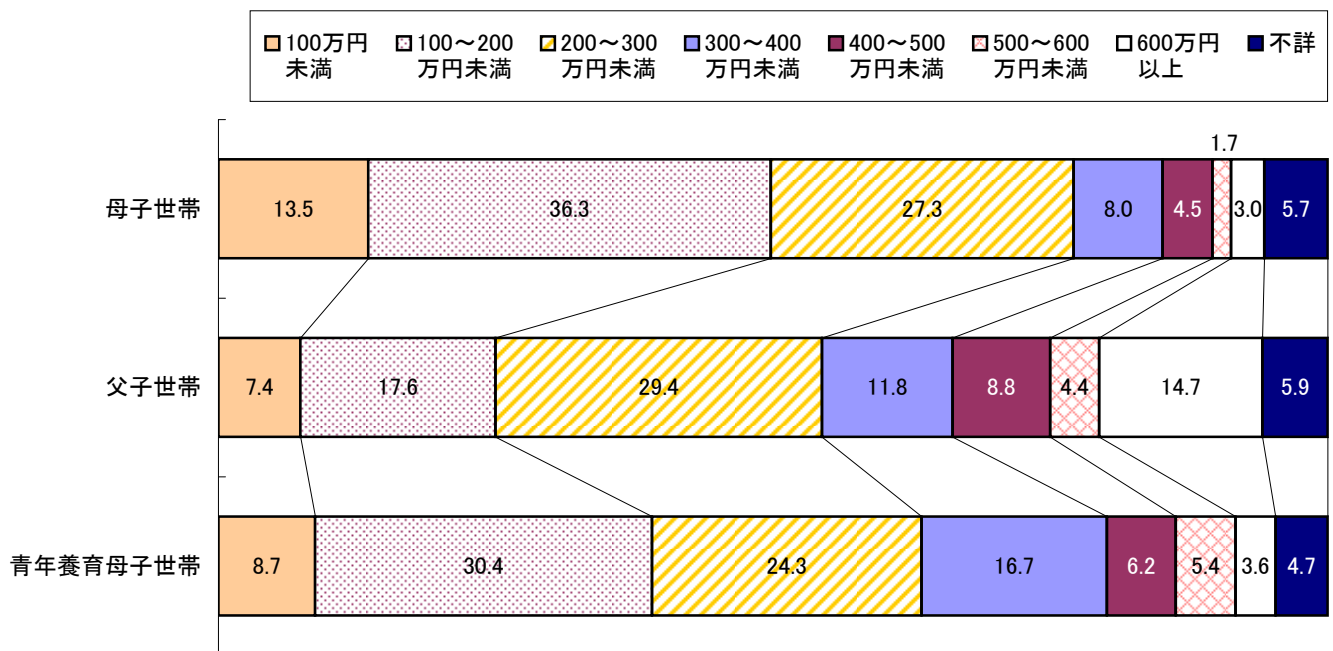
## テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

平成20年の調査によると、就業状態が臨時・パートタイマーである割合は、母子世帯の母で33.6%、青年養育世帯の母で32.6%であった。一方、父子世帯の7割以上が常用勤労者であった。  
また、母子世帯では年間総収入が200万円未満の世帯が49.8%と半数近くになっており、青年養育母子世帯でも4割程度となっている。

図B-19 ひとり親世帯の就業状況



図B-20 ひとり親世帯の年間総収入



<対象> 母子家庭5,468世帯の1/2を抽出、父子家庭231世帯、青年養育母子世帯1,050世帯  
(回答率は順に32.0%、875世帯、29.4%、68世帯、30.4%、276世帯)

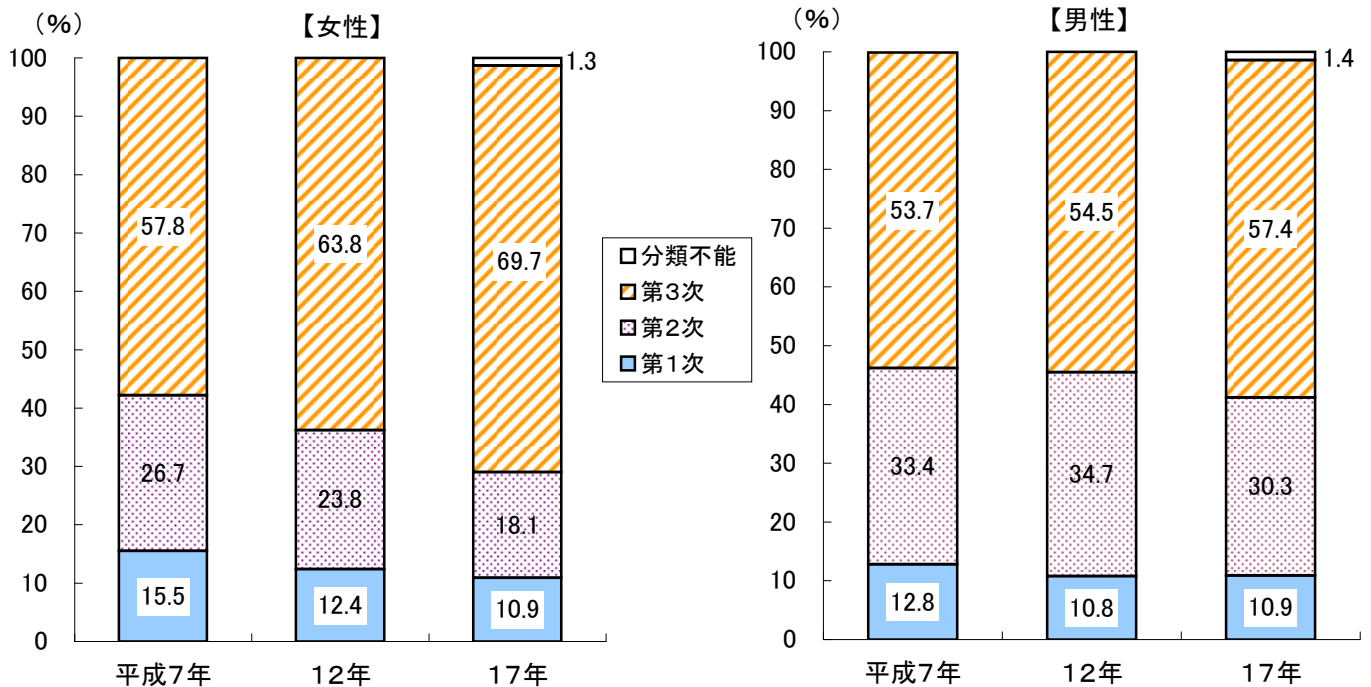
資料：鳥取県ひとり親家庭等実態調査(平成20年度)

## テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

### ◆農林水産業、商工業などの自営業でも男女共同参画を進めよう

平成17年の本県の就業者は、第1次産業・第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が高くなっている。また、女性の変化が男性に比べ大きい。

図B-21 産業大分類別就業者数

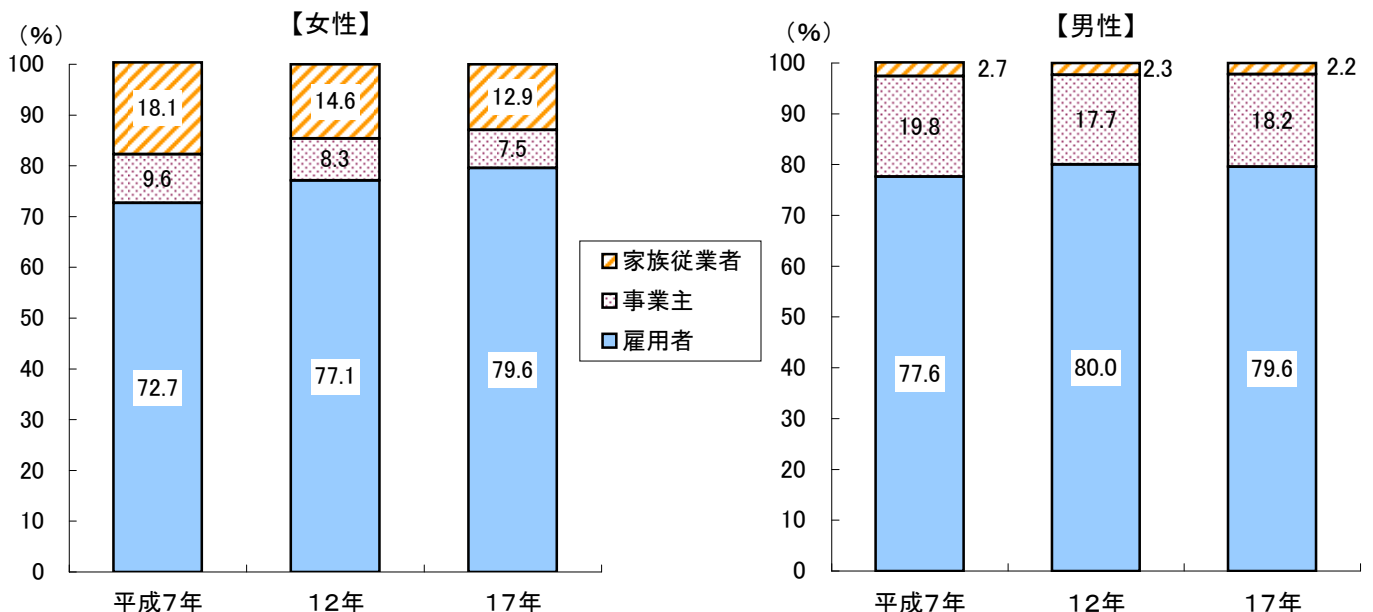


(注) 第1次産業：農業、林業、漁業 第2次産業：鉱業、建設業、製造業  
第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業をはじめ各種サービス業を含む12項目

資料：総務省「国勢調査」(平成17年)

平成17年の本県の就業者の従業上の地位をみると、男性では大きな変化は見られないが、女性では事業主・家族従業者が減少し、雇用者が増加している。

図B-22 就業上の地位別就業者数の推移



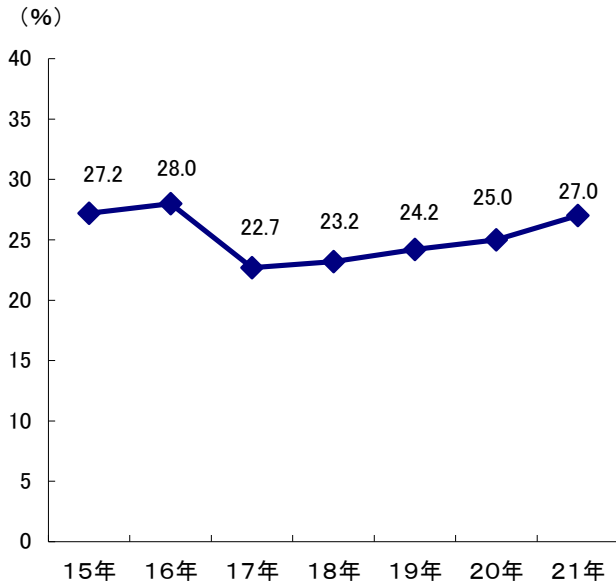
(注) 家族従業者：農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族

資料：総務省「国勢調査」(平成17年)

## テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

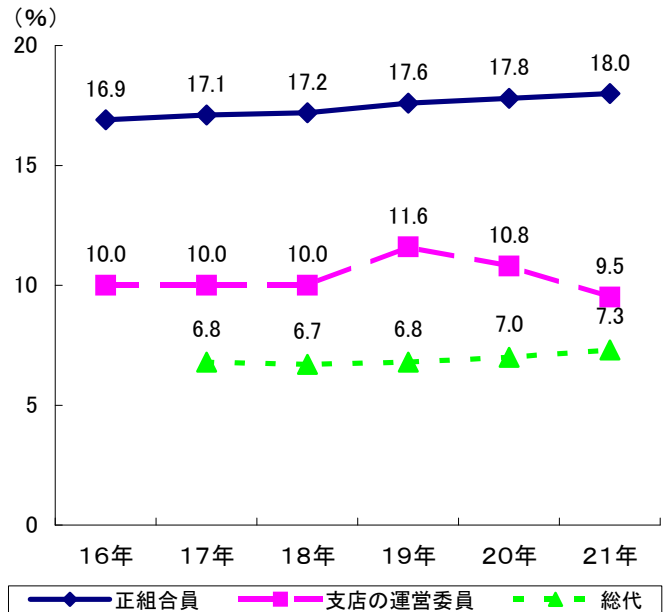
平成21年の農業委員についてみると、選任委員に占める女性の割合は27.0%となっている。また、平成21年の農業協同組合における女性の割合は、正組合員で18.0%、総代では7.3%となっている。

図B-23 選任委員に占める女性農業委員の割合



資料：鳥取県経営支援課調べ(平成21年)

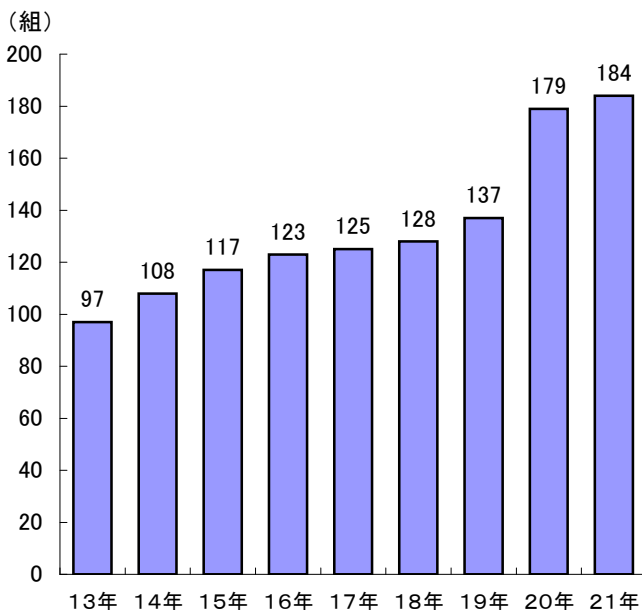
図B-24 農業協同組合における女性割合の推移



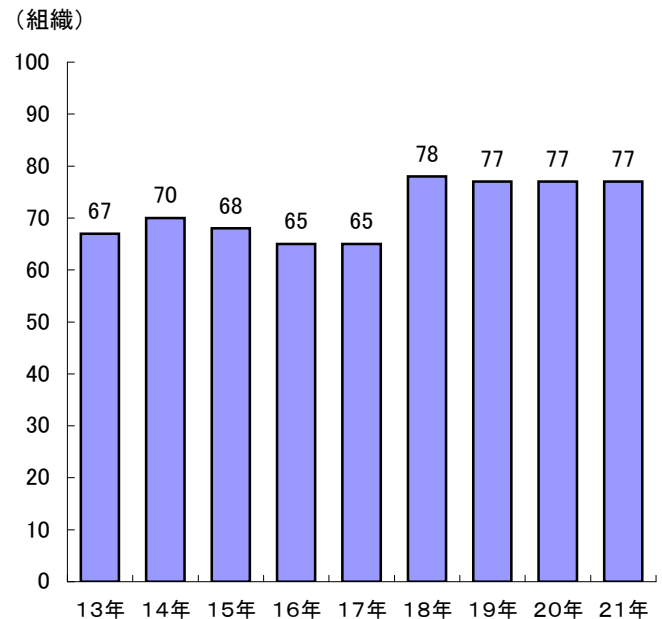
資料：鳥取県農政課調べ(平成21年)

平成21年の家族経営協定の締結状況は184組で増加しているが、女性起業組織数は77組織で、横ばいの状況である。

図B-25 家族経営協定の締結状況



図B-26 女性起業組織の推移



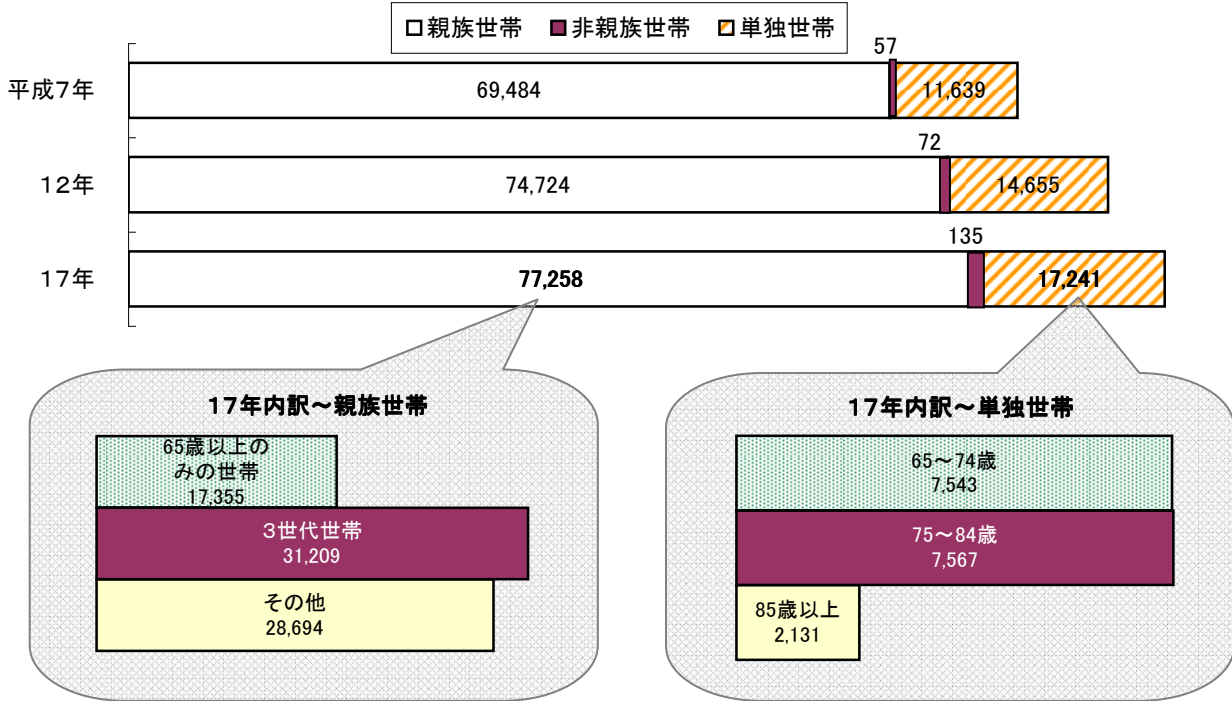
資料：鳥取県農林総合研究所調べ(平成21年)

テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

◆男女共同参画の視点に立って高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会にしよう

平成17年の本県の65歳以上の親族のいる一般世帯は94,634世帯で、うち単独世帯は17,241世帯となっており、7年から増加傾向で推移している。

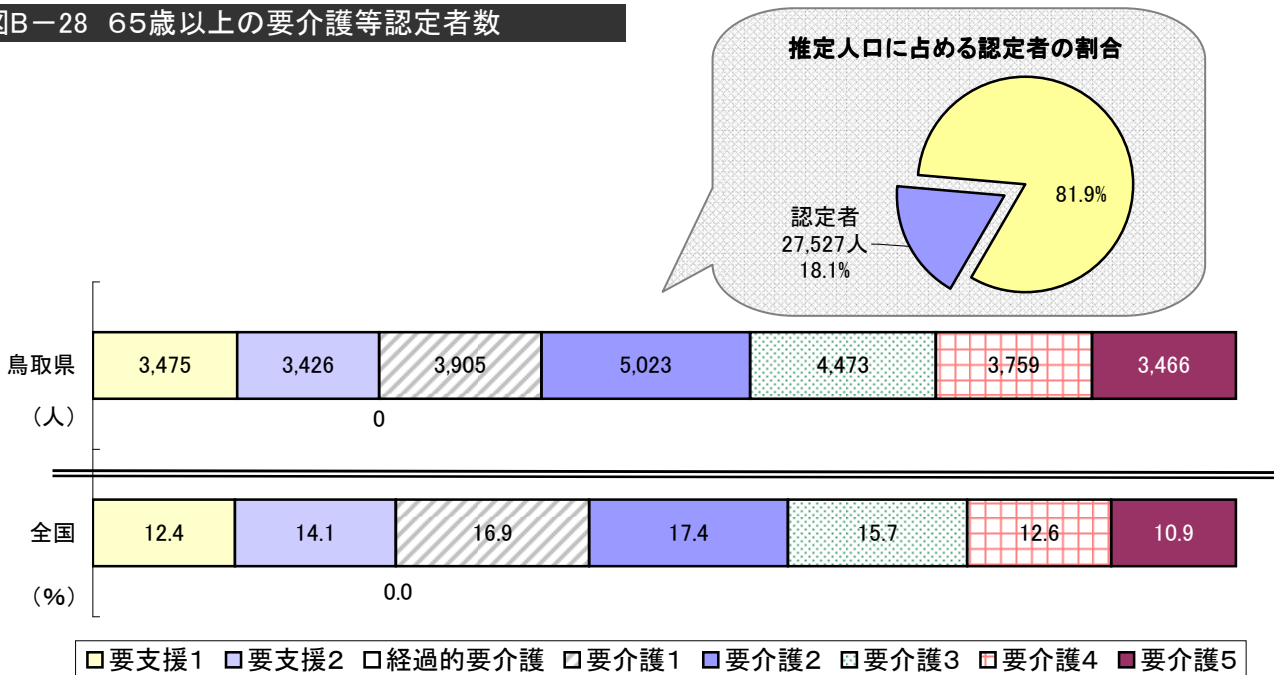
図B-27 65歳以上の親族のいる世帯の推移



資料：総務省「国勢調査」(平成17年)

平成20年の調査によると、県内の65歳以上で要介護または要支援の認定を受けているものは、27,527人で、その割合は18.1%となっている。

図B-28 65歳以上の要介護等認定者数



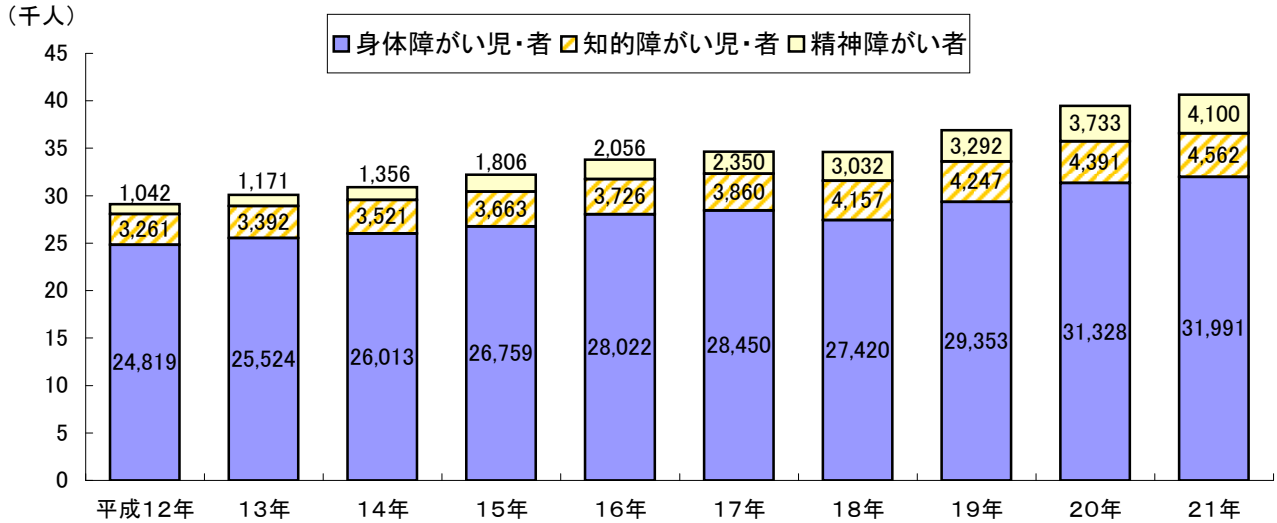
(注)経過的要介護：平成18年4月1日の法改正施行日において、有効期限が満了する前の旧要支援者については、新たな要介護認定を受けたものと見なされ、有効期限内は予防給付ではなく介護給付の対象となる

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告調査」(平成20年)

## テーマB：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

本県における各種手帳を所持する障がい児・者数は、身体・知的・精神障がいのいずれも、増加で推移している。

図B-29 障がい児・者数の推移

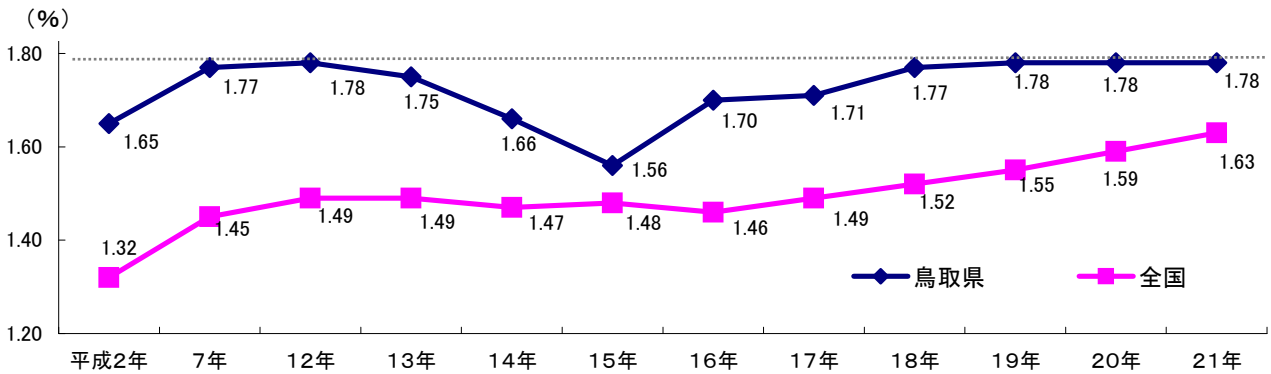


(注) 身体障がい児・者：各年3月31日現在の身体障がい者手帳所持者数  
 知的障がい児・者：各年3月31日現在の療育手帳所持者数  
 精神障がい者：各年3月31日現在の保健福祉手帳所持者数

資料：鳥取県障がい福祉課調べ(平成21年)

平成21年の障がい者の雇用状況調査では、本県の一般民間企業における障がい者の雇用率は1.78%で、法定雇用率の1.8%に届いていない。

図B-30 一般民間企業における障がい者雇用率の推移

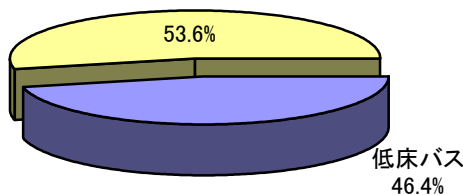


(注) 法定雇用率：従業員56人以上規模の一般民間企業…1.8%、国・地方公共団体…2.1%、都道府県教育委員会…2.0%

資料：厚生労働省「障害者の雇用状況調査」(平成21年)

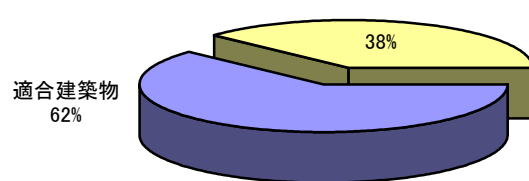
平成21年の本県における低床バスの導入率は46.4%、民間建築物のバリアフリー適合率は62.0%となっており、バリアフリー化が徐々に進んできている。

図B-31 低床バスの導入状況



資料：県交通政策課調べ(平成21年)

図B-32 民間建築物のバリアフリー適合率



資料：県景観まちづくり課調べ(平成21年)

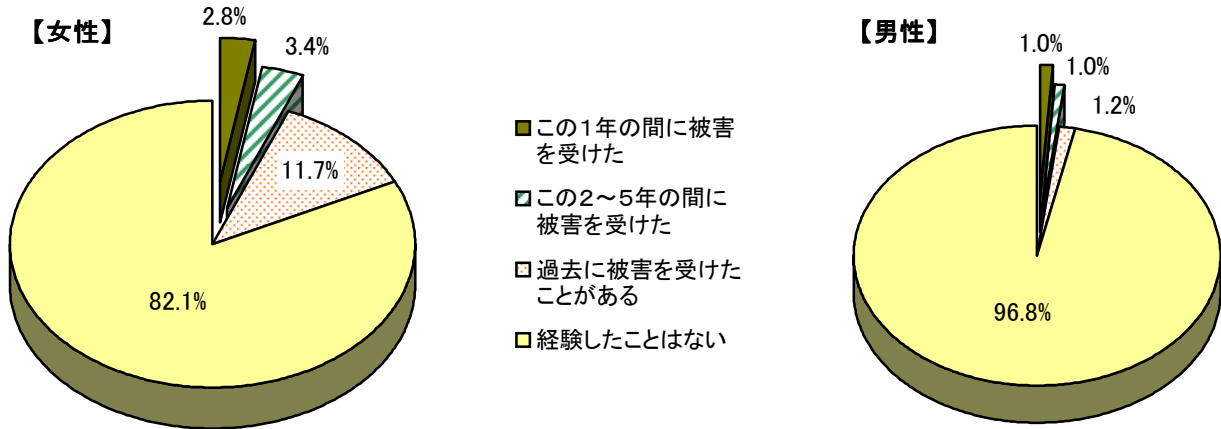


## テーマC：女性の人権が守られ、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

### ◆女性に対するあらゆる暴力をなくそう

平成21年の調査によると、配偶者や交際相手からのDV(ドメスティック・バイオレンス)について、女性の6.2%(16人に1人)、男性の2.0%(50人に1人)がこの5年の間に被害を受けた(受けている)と答えている。

図C-1 ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験

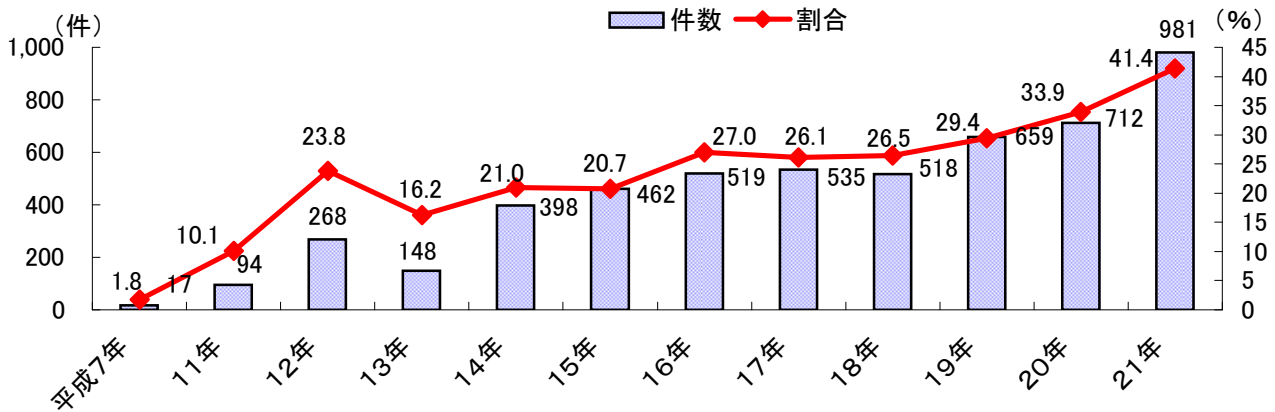


(注)DV(ドメスティック・バイオレンス):夫婦、恋人間など親密な関係にある男女間で起こる暴力。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、罵る・無視するといった精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力も含まれる。

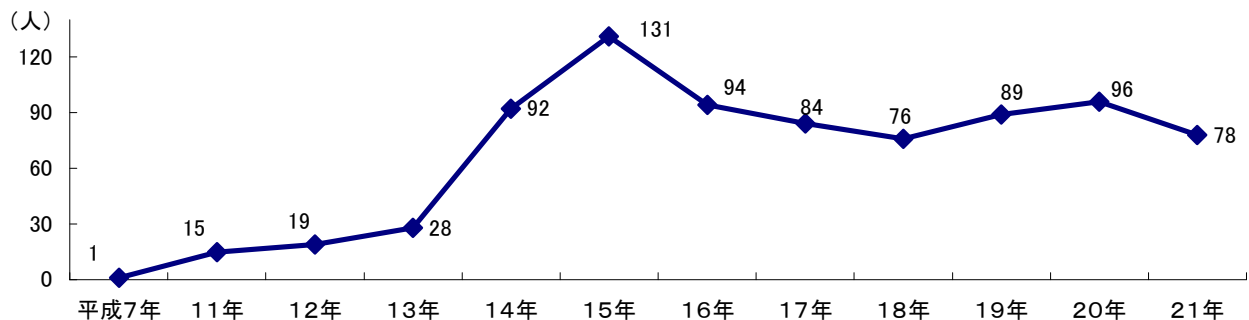
資料:鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年度)

平成21年度の本県の福祉相談センター等で受けたDV相談件数は、981件で前年度より更に増加し、総女性相談件数に対する比率は前年度から7.5ポイントの上昇となっており、総件数の4割を超えている。また、DVを主訴とする一時保護数は78人で、前年度より18人減少している。

図C-2 DV相談件数の推移



図C-3 一時保護数の推移

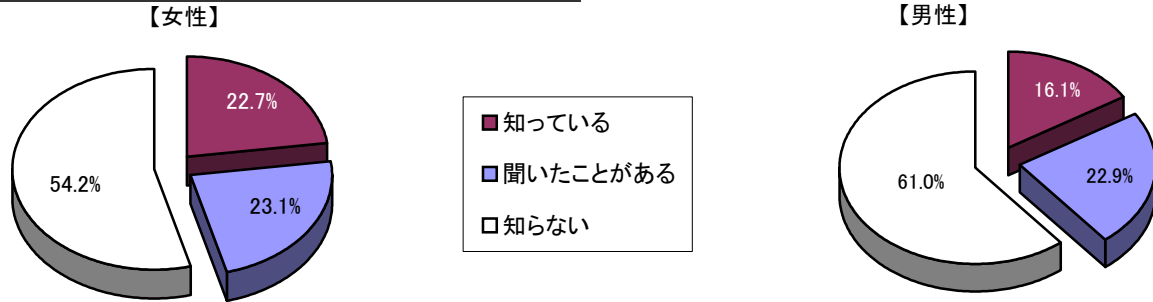


資料:鳥取県子育て支援総室調べ(平成21年)

## テーマC：女性の人権が守られ、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

平成21年の調査によると、デートDVという言葉を知っている、聞いたことがあるとした割合は、女性で45.8%、男性で39.0%となっている。

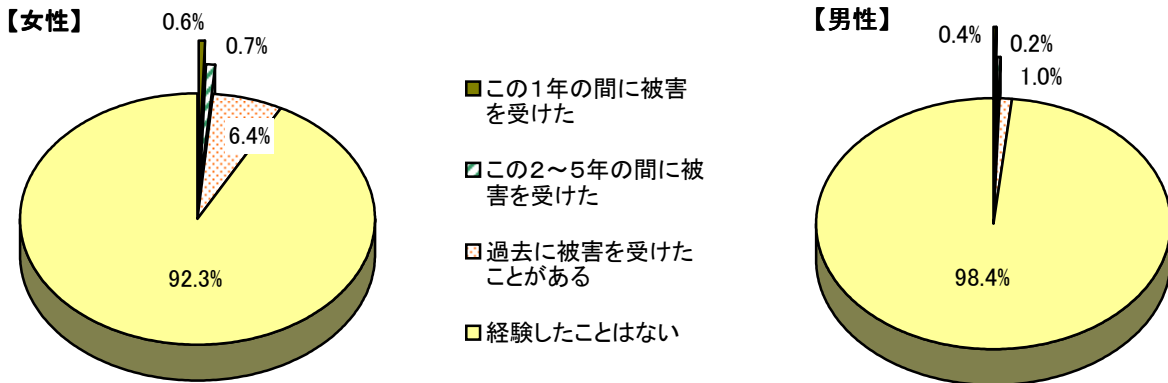
図C-4 「デートDV」という言葉の認知度



(注)デートDV: 婚姻や事実婚の関係にない恋人などの親密な間柄でおきる、身体的・精神的な暴力で相手を支配しようとする行為。  
資料: 鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年度)

平成21年の調査によると、ストーカー行為について、女性の7.7%(13人に1人)、男性の1.6%(100人に1人強)が過去に被害を受けたことがあると答えている。

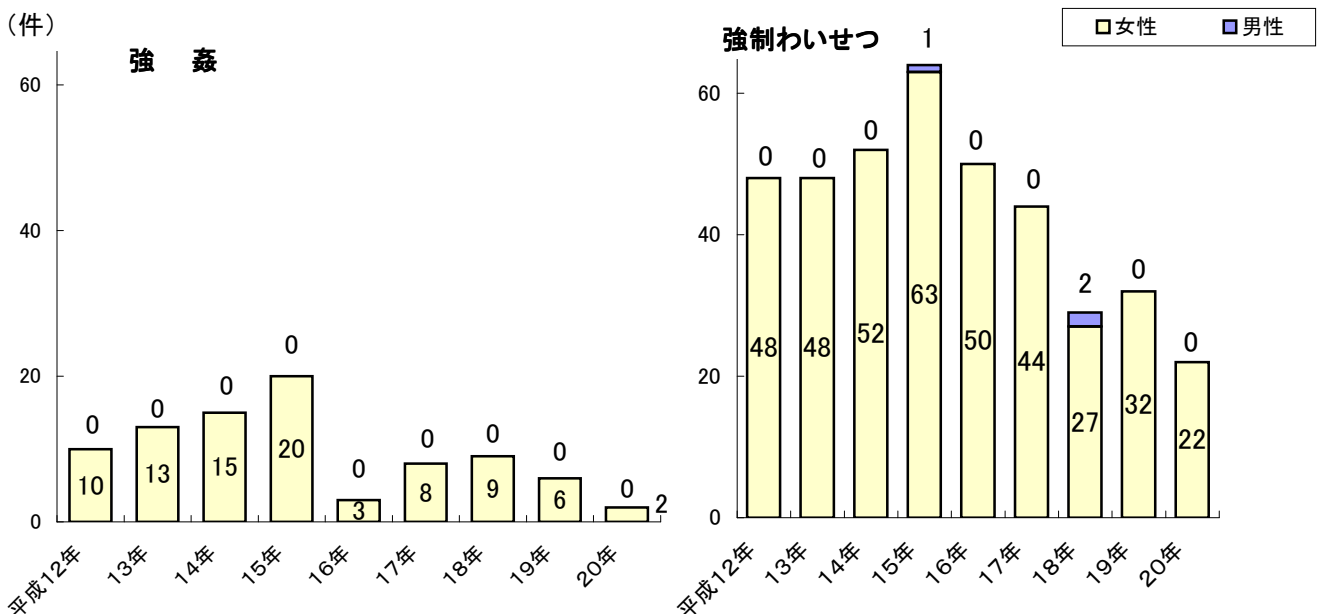
図C-5 ストーカーの被害経験



資料: 鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年度)

平成20年に本県で発生した性犯罪の認知件数のうち、強姦は2件、強制わいせつは22件であったが、その全てで女性が被害者となっている。

図C-6 性犯罪の認知件数(被害者の性別)



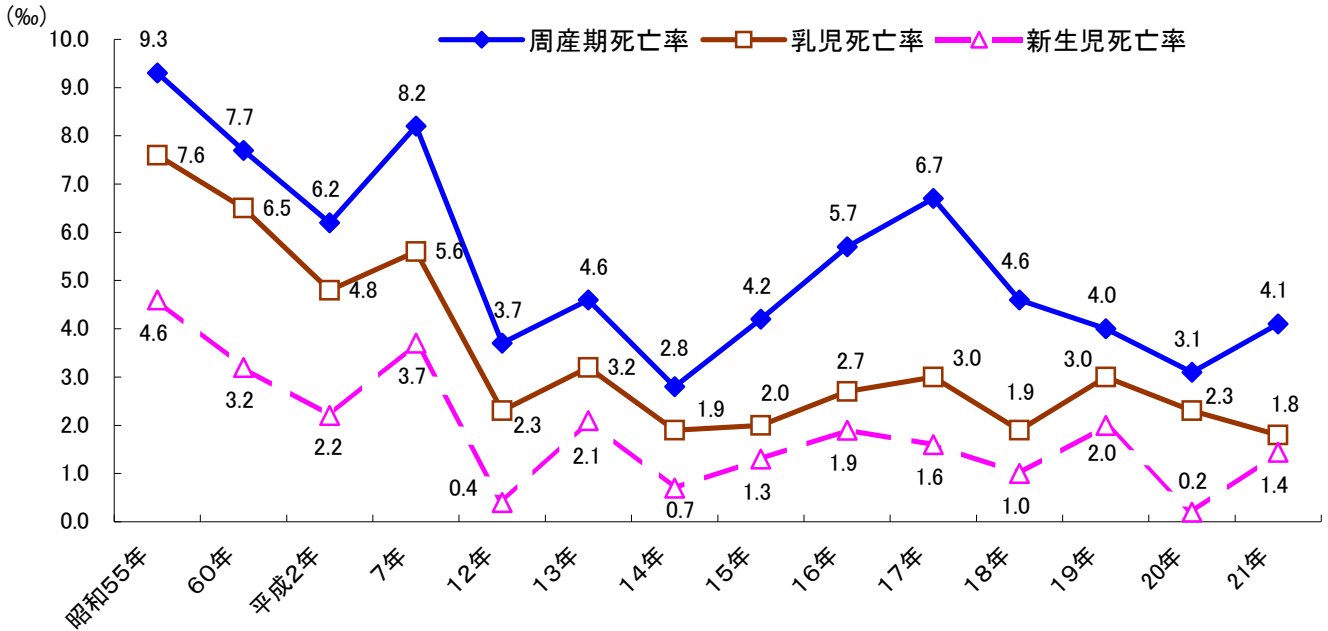
資料: 鳥取県警察本部「犯罪統計書」(平成20年)

# テーマC：女性の人権が守られ、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

## ◆女性の健康を支援していこう

平成21年の本県の乳児死亡率は1.8‰に減少したが、周産期死亡率、新生児死亡率についてはいずれも前年より増加している。

図C-7 母子保健関係指標の推移

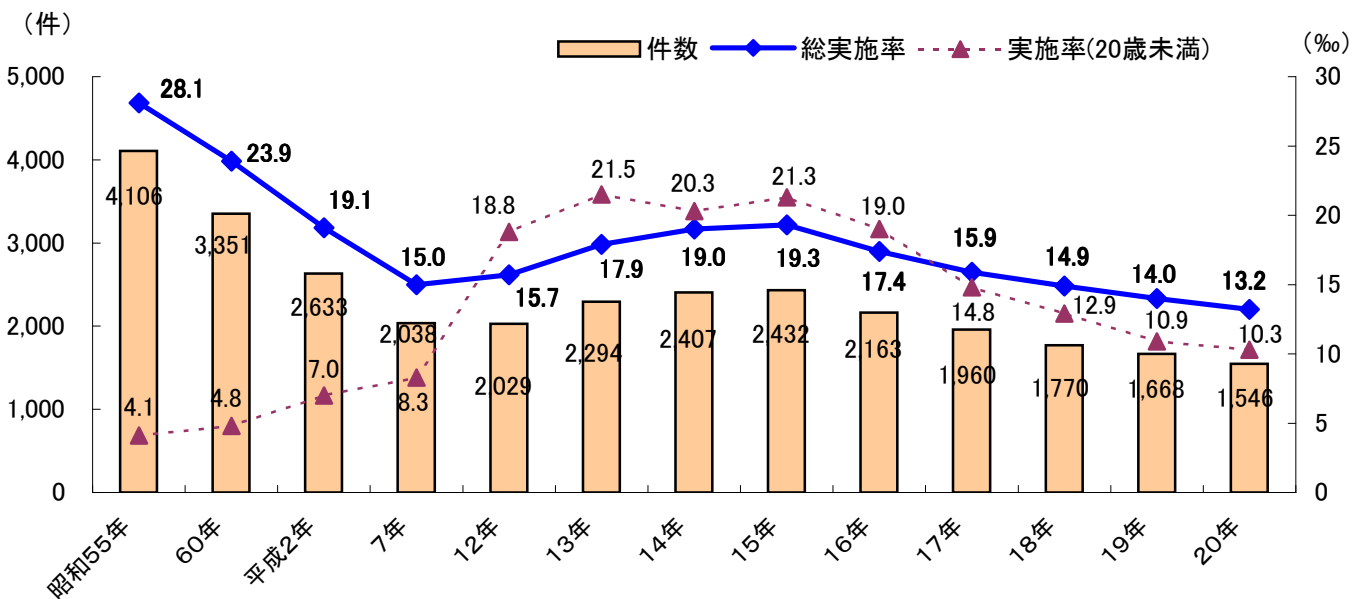


(注)「周産期死亡率」は、(年間の妊婦満22週以後の死産数+年間の早期(生後1週未満)新生児死亡率)÷年間の出生率×1000。  
「乳児(生後1年未満)死亡率・新生児(生後4週未満)死亡率」は、年間の事件数÷年間の出生数×1000

資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成21年)

平成20年の本県の人工妊娠中絶件数は1,546件で、前年より122件減少し、総実施率、20歳未満の人工妊娠中絶実施率のいずれも減少している。

図C-8 人工妊娠中絶件数の推移



(注)「人工妊娠中絶実施率」は、人工妊娠中絶総件数÷15歳以上50歳未満女子総人口×1000

資料：厚生労働省「保健・衛生行政業務報告」(平成20年)

## テーマC：女性の人権が守られ、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

平成20年調査によると、本県の性感染症定点報告対象の4疾病のうち淋菌感染症と性器クラミジア感染症の患者数は、淋菌感染症は215件、性器クラミジア感染症は442件で前年と比べ増加している。また、梅毒は0件、後天性免疫不全症候群については1件であった。

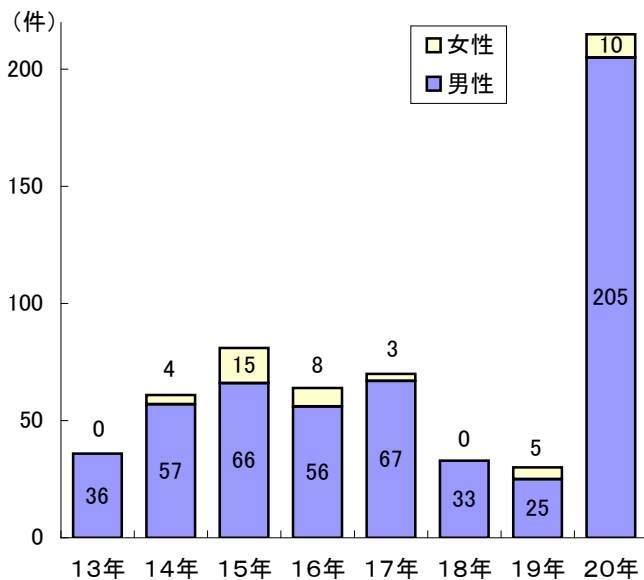
性別及び年齢で見ると、淋菌感染症・性器クラミジア感染症のいずれも男性の割合が高く、共に20～40代での報告が多かった。

表C-1 感染症患者数

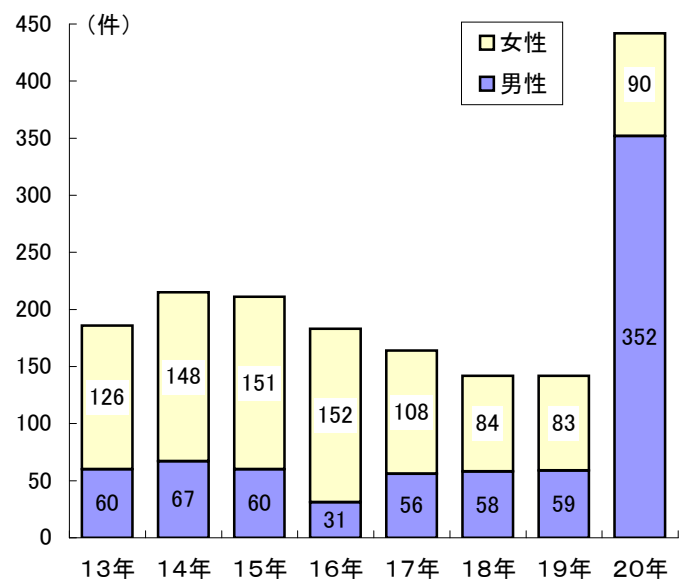
区分	患者数(件)	患者数(件)				
		平成16年	17年	18年	19年	20年
梅毒		1	3	1	1	0
後天性免疫不全症候群		0	2	3	1	1
淋菌感染症 ※		64	70	33	30	215
性器クラミジア感染症 ※		183	164	142	142	442

※ 淋菌感染症及び性器クラミジア感染症については、一定人口毎に定められた指定届出機関(県内5カ所)での数値。  
 なお、20年中に2定点において医療機関の変更があり、これが件数の推移に大きく影響している。

図C-9 淋菌感染症の男女別推移



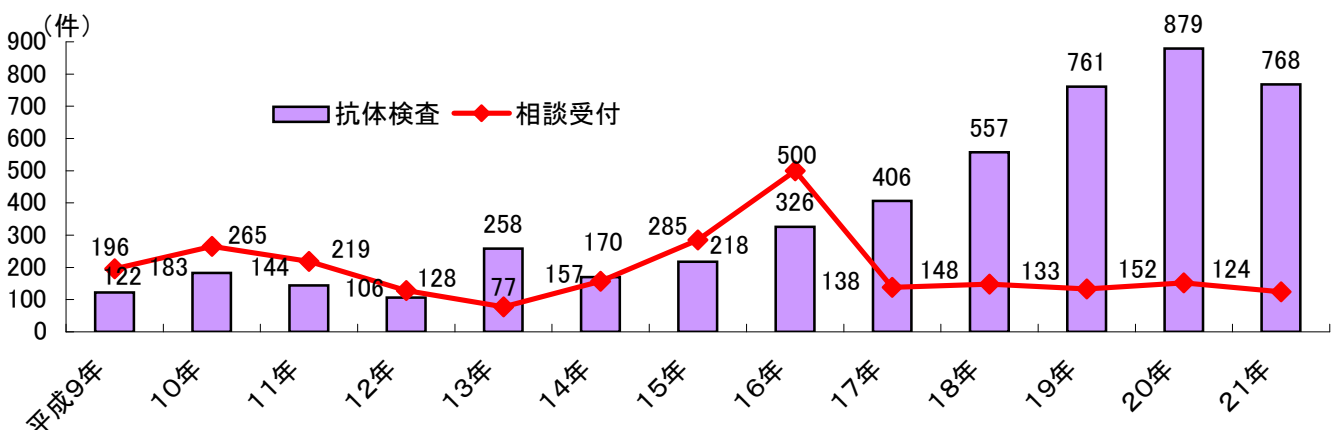
図C-10 性器クラミジア感染症の男女別推移



資料：鳥取県感染症発生動向調査(平成20年)

平成21年の本県の感染症法に基づくエイズ患者・感染者情報によると、保健所におけるHIV抗体検査は768件で前年に比べ111件の減少、相談受付は124件で28件減少している。

図C-11 保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移



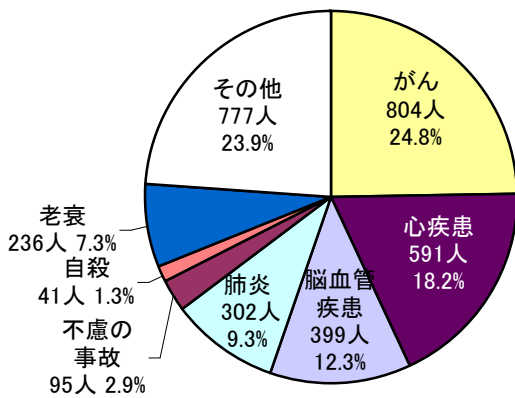
資料：厚生労働省「エイズ発生動向年報」(平成21年)

# テーマC：女性の人権が守られ、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

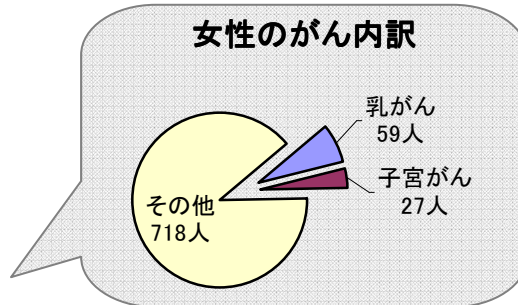
平成21年の本県における死亡原因の1位は男女ともがんであるが、そのうち乳がんで59人、子宮がんで27人の方が亡くなっており、年齢別では40歳以上の区分で多くなっている。  
また、平成20年の本県のがん検診受診率は乳がんで24.8%、子宮がんで28.4%となっている。

図C-12 死亡原因の内訳

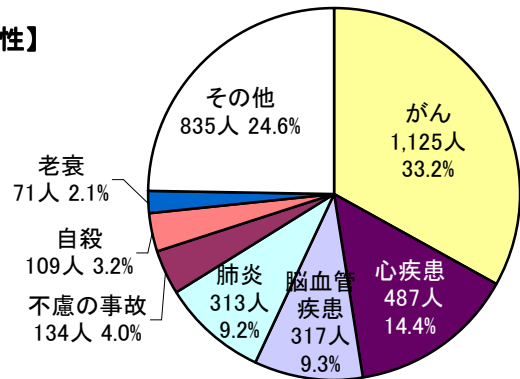
【女性】



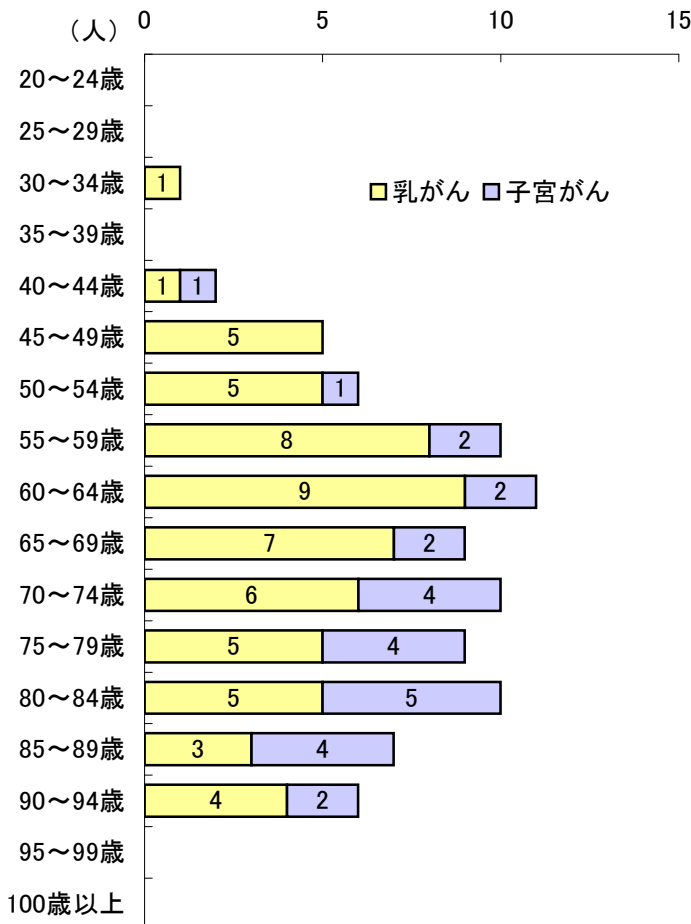
女性のがん内訳



【男性】

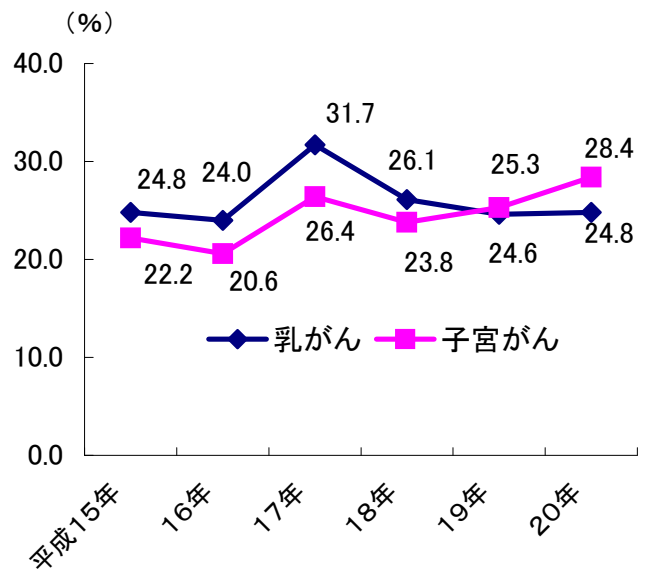


図C-13 女性のがん年齢別死亡者数



資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成21年)

図C-14 女性のがん検診受診率



資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(平成20年)

資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成21年)

## II 男女共同参画施策の実施状況

### 第2次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況

#### テーマA 男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう

##### 1 自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう

###### ①議会への女性の参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画社会づくり推進事業	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	・男女共同参画白書 105部 備付先：図書館、県民室・局 ・男女共同参画マップ 1,000部 配布先：市町村、公民館等 ・施策実施状況及び関連データをHP公開、随時更新
○議会傍聴者託児サービス	・議会傍聴者への託児サービス	【21年度実績】 ・託児 3人 ・託児室の利用促進を図るために、積極的に広報活動を行っている。(テレビ・ラジオ・県政だよりでのCM、議会中継中のテロップ等)

###### ②審議会などへの女性の参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画人材バンクの充実と活用促進	・男女共同参画に関する人材を登録し、審議会等委員の選考に活用する	・男女共同参画に関する人材の養成、女性の登用促進などを推進する。 ・登録者数：91人(22.3末現在)よりん彩ホームページで公開。 ・登録申請様式を簡素化し、センター主催講座の修了生及び講師への
○人材育成講座の開催	・女性審議会委員向け講座による意識啓発	・思いをカタチにする女性の地域参画セミナー 11月28日・12月19日(2回連続講座)開催 受講者 14人 ・地域リーダーになるためのグループディスカッション講座 2月13日開催 受講者 22人
○男女共同参画社会づくり推進事業(再)	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	(再掲)
○県政参加育児応援	・県が設置する委員会等に参加する委員等の託児を実施	・事業案内の通知文で周知 ・託児サポーターの紹介

###### ③自治体の管理職への女性の登用を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○県職員における女性幹部登用の促進	・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を継続的に推進	<人事・評価室> ・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を実施。 管理職総数に占める女性管理職員の割合 8.0% 管理職を含む係長級以上職員数に占める女性職員の割合 14.7% (21.4.1現在) ----- <教育総務課> ・能力や実績に応じて、女性管理職員を積極的に登用するよう、人事異動において個別に配慮している。 ※全体の管理職総数に占める女性管理職の割合 本庁：19.4% 地方機関及び教育機関：28.6% (21.4.1現在)
○男女共同参画社会づくり推進事業(再)	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	(再掲)

###### ④企業、団体、教育・研究機関、地域団体などにおいて物事を決める場面への女性の参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画推進企業認定事業	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	・男女共同参画の推進に理解と意欲のある企業等を認定し、その取組を広く紹介することにより、県内企業への男女共同参画の普及を図る。222事業所(22.3末現在) 認定要件：次の取組を積極的に実施し、関係法令を遵守していること。①仕事と家庭の両立支援②男女がともに働きやすい職場づくり③男女均等な能力活用 有効期間：3年間 ・県HPによる取組のPR、県内公民館・イベントでのパネル展示などにより、制度の普及啓発を実施。
○男女共同参画社会づくり推進事業(再)	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	(再掲)
○ともに歩む自治会づくり支援	・事例集・手引きを活用し、地域へ男女共同参画を広めていくため、市町村職員及び民間の地域リーダーを養成	・事例集、手引き、DVDの活用促進 ・出前講座等の開催
○教育・研究機関における女性の参画状況に関する調査の実施	・県内の私立幼稚園、私立高等学校、専門学校、高等教育機関(大学等)における園長、学校長、学長、役員等への女性の就任状況調査を行い、方針決定過程への女性の参画拡大の問題点・課題を明らかにするとともに、女性の参画拡大のための方策について検討	・女性役員等の就任状況を調査した。(19年度) 私立学校(学校法人)：21% 高等教育機関：15%

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・男女共同参画に関する最新データを提供することにより、理解促進につなげることができた。	・データは随時更新するとともに、新たな指標の追加や変更などニーズにあった情報となるよう検討、見直しする。	男女共同参画推進課
・利用者からは「安心して子どもを預けられる」など、高い評価を受けている。また、保育サポーターからも、託児環境がよいと評価を受けている。 ・託児は議員の紹介による傍聴者の利用が主で、一般傍聴者での利用はほとんどないのが現状。傍聴における託児サービスの認知が不十分。	・広報予算の枠内で、テレビ、ラジオ、新聞等の媒体を通じて、認知度を向上させ、引き続き利用促進を図っていく。 ・議会傍聴者のみならず、県庁での執行部の会議、イベントなどで託児が必要な場合などにも利用していただくよう引き続き周知する。	議会事務局

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・利用状況：ホームページへのアクセス数をカウントしていないので不明だが、ホームページ公表データより詳しい情報を求める照会が時々ある。 ・人材登録：人材発掘が難しく、登録が進んでいない。	・引き続きセンター主催講座の修了生及び講師への登録勧誘を行い、登録者の増加を図る。 ・併せて、人材バンクの活用について周知を図る。	男女共同参画センター
・事業実施における他部局との連携、民間との協働、企画への多様な人材の参画等により、新たな主体との連携が進みつつある。	重点的に取り組む分野として（1）女性のエンパワーメント・リーダー養成（2）関係者の意識向上を進めるとともに、事業実施を通して担い手（団体）育成を図る。	
（再掲）	（再掲）	男女共同参画推進課
・該当の委員が少なかったためか、あまり利用が無かった。 【21年度実績】3回	・21年度で事業廃止	子育て支援総室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<人事・評価室> ・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を実施。	<人事・評価室> ・引き続き、性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を推進する。 →H22人事企画課	人事・評価室 教育総務課
<教育総務課> ・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を実施。	<教育総務課> ・引き続き、性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用に努める。	
（再掲）	（再掲）	男女共同参画推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・認定期間満了により更新申請したほとんどの事業所で、更新審査の得点が初回認定時よりも上回るなど、企業内での男女共同参画の取組促進につながっている。 ・認定企業全体の約8割を建設業と土木系コンサルタントが占めているが、徐々に他業種の認定も増えてきており、認定企業の職種が広がりにつつある。 ・制度や認定メリットの周知不足、申請に向けた働きかけの不足などの理由から認定企業数が伸びていない。	・サポーター等による個別企業への訪問活動や関係団体等への働きかけによる認定数の増加を図る。 ・成功事例、具体的な取組内容を収集し、企業側に示すことにより、企業の自主的な取組みの促進を図る。	男女共同参画推進課
（再掲）	（再掲）	
女性の自治会役員に占める割合も未だ低く、まだまだ地域での男女共同参画が進んでいない。	引き続き、手引き・DVD等の資料及び出前講座等学習機会を提供しながら支援する。	男女共同参画センター
・女性参画拡大の問題点・課題を明らかにするまでに至っていない。	・調査は19年度限りで、20年度以降は実施していないが、今後も学校訪問などの機会をとらえて女性の登用を働きかけていく。	青少年・文教課

⑤積極的改善措置（ポジティブアクション）の考え方を広める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	（再掲）

2 男だから、女だからと決めつけしないで、男女がともに自分らしく生きるため、考え方を改めてみよう  
教育と学習の機会を充実しよう

①学校教育での男女共同参画の視点に立った学習を充実する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○学校における男女共生教育の充実	・全教育活動における男女平等観の育成 ・個性を生かした進路指導の充実	・県内外の教職員等を対象とした「鳥取県道徳教育研究大会」を開催し、講演会、シンポジウム、分科会等を行い、道徳教育の一層の充実を図った。（8月3～4日、約370名参加） ・各学校では、家庭科や総合的な学習の時間、道徳や学級活動などで、男女平等の考え方やその意義について学習するとともに、他教科等を通して、規範意識や命の大切さ、生き方などについても、発達段階に応じた学習を実施している。 ・県教育委員会では、自立した心豊かな人づくりをめざして、豊かな人間性や社会性の育成など、知徳体のバランスのとれた児童生徒を育成する学校教育の推進に取り組んでいる。
	・男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集の活用 ・教職員研修の実施	・市町村人権教育主任研究協議会や学校訪問等の機会を捉えて、事例集の活用が図られるよう働きかけている。 ・県立学校の教職員研修において、当該が作成した「デートDV」に関する学習教材を紹介した。
○男女共同参画意識の育成	・「家庭」「公民」「保健体育」等の学習、特別活動等で男女共同参画に対する意識を育成する	・男女共同参画社会の実現の必要性については、教科「家庭」（6年度から男女とも必修）の科目「家庭総合」「家庭基礎」における家族と家庭生活を取り扱った内容を学ぶ中で、また、教科「公民」の科目「現代社会」における基本的人権、職業生活、労働条件、少子社会等を取り扱った内容を学ぶ中でそれぞれ学習している。 ・また、教科「保健体育」では、結婚生活と健康について取り扱う中で、責任感や相手への思いやり、周りの人（パートナー）への支援の必要性を学習しているほか、特別活動全体の中でも男女相互の理解と協力の大切さを学習している。
○未来の親となるための学習推進	・保育の体験活動を実施し、子育てを実感させたり責任感を自覚させる	・教科「家庭」の科目「家庭総合」や「家庭基礎」の中で子育てに関する学習を行っている。 ・様々な機会を工夫し、多くの学校で保育体験学習を実施している。（20年度：県立高校18校）

②様々な選択肢の中から選ぶことができる教育・学習機会を充実する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○特定の分野に偏らない進路指導	・進学、就職指導を行う際、性別による固定的な職業観や進学観等にとらわれずに、個人の能力や資質に沿った指導を行う	・多様化する生徒のニーズに応じた教育が実現できるよう、各学校で特色ある教育活動を展開しており、進学や就職指導においても、生徒個々の進路希望や資質能力に応じて、きめ細かな指導を行った。

③家庭教育・社会教育において男女共同参画の視点に立った学習を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○生涯学習講座等の開催	・とっとり県民カレッジ主催講座「未来をひらく鳥取学」等の開催 ・生涯学習講座等を企画・実施する社会教育主事や公民館主事等に対する研修の実施	・「教育・福祉」などをテーマとした講座を開催するとともに、生涯学習講座等を企画・実施する者に対する研修を実施した。
○生涯学習情報の提供	・インターネット、情報誌等での生涯学習情報の提供	・「県民学習ネット」や情報誌「生涯学習とっとり」などにおいて、関連する生涯学習情報を提供した。
○県立人権ひろば21（ふらっと）の運営	・図書・ビデオ貸出、パネル展、人権学習会開催等	【鳥取県立人権ひろば21管理委託費】 ・県民の人権学習の場として自由に交流し、人権に関する情報を発信・提供する拠点施設として運営している。 人権ライブラリーの運営（図書、啓発ビデオ等の選定・貸し出し） 交流スペースの運営（イベント、人権学習会等の開催） 【21年度実績】 来館者数 3,565人 図書等貸出 1,476件 小イベント 12回
○（社）鳥取県人権文化センターへの支援	・人権問題に関する各種研修会、講座の開催	【鳥取県人権文化センター補助事業】 ・専門機関として人権問題調査研究、人権啓発推進員養成・実践講座の開催、人権啓発事業等を行っている（社）鳥取県人権文化センターに対し運営費助成（会費の負担）を行う。
○県民自ら行う人権学習の支援	・NPO、民間団体が自主的に行う人権学習会の開催を支援	【県民自ら行う人権学習支援補助金】 ・県民が自ら企画・実施する人権意識向上のための学習会などの開催経費の一部を補助し、広域的な人権啓発活動を促進している。
○人権協働ネットワークの推進	・複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムの開催を委託	【人権協働ネットワーク「ミニシンポジウム」実施事業】 ・県民の人権に関する自発的な取り組みを公募・委託実施し、行政との協働による地域の研修機会の提供等啓発を推進している。



施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鳥取県道徳教育研究大会」の中で、生命の尊さ、相手のことを思いやる心を育てることの大切さやその指導の具体について協議するなどして研修を深めた。</li> <li>・小・中・高等学校キャリア教育担当者による協議会を開催、各地域におけるキャリア教育推進の具体策について協議を深めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県道徳教育研究大会の開催や道徳教育推進教師研修会の実施、道徳教育中央指導者研修会への教員派遣等を通じて、道徳教育の充実を図る。</li> <li>・学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させるとともに、児童生徒の望ましい勤労観・職業観を育てるキャリア教育の充実を図る。</li> </ul>	小中学校課 特別支援教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例集をHPに掲載し、活用を図っている。</li> <li>・教職員の「デートDV」の関する関心を高めることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き、男女共生教育が充実実施されるよう、機会を捉えて資料や教材の活用を働きかける。</li> </ul>	人権教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科「家庭」「公民」「保健体育」において、男女が協力して社会づくりを進める指導は、教科目標どおりできた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、男女が協力して社会・家庭生活を築くことの重要性を認識させるよう指導に努める。</li> </ul>	高等学校課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育体験学習については、重要性が認識され多くの学校で実施されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育体験学習の重要性について、教育課程研究協議会等を通じて理解を図り、実施校の増加に努める。</li> <li>・引き続き、親としての意識啓発を図る副読本を高等学校課ホームページに掲載し、学校のみならず各家庭や社会教育においても活用できるようにする。</li> </ul>	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校において、進学、就職いずれにおいても、性別による固定的な観念に捉われない進路指導ができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、生徒の適性・能力を生かし、個を大切にした指導に努める。</li> </ul>	高等学校課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座や研修会の開催により、意識の高揚が図られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き講座を開催し、学習機会を提供する。</li> <li>・これまでの体系を見直し、座学コースと専門講座を開催する。</li> </ul>	家庭・地域教育課 各教育局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供により、県民の学習を支援することが出来た。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き情報提供を行い、県民の学習を支援する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権ライブラリーにおける図書の貸し出し、交流スペースにおけるパネル展や学習会の開催により、県民が人権について学習する機会を提供し、人権啓発の拠点としての役割を果たしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き適切な管理を行うとともに、サービスの質の向上、イベントの充実などの利用促進に努める。 →H22人権・同和対策課</li> </ul>	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権分野を幅広く偏りなく調査研究・普及啓発する県内唯一の専門機関として機能している。</li> <li>・指導者（ファシリテーター）が養成・登録されているが、今後は、実際の活動の場を一層拡大していく必要がある。</li> <li>・今後の事業展開にあたり、平成22年度末を目処に事業等の見直しを進める。</li> <li>・県民による実践をうながすための支援策として有効に活用され、浸透も進んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員の市町村、民間団体等との一層密接な連携のもと、鳥取県人権文化センター独自の事業内容の充実にも努める。</li> <li>・NPO、市民活動団体などの県民が自ら企画・実施する人権意識向上のための学習会などの多様化に留意しつつ開催経費の一部を引き続き補助する。</li> <li>・市町村が行うべき同様の制度の創設について、平成23年度を目途に市町村へ働きかけを行う。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的に関心を集め、広く県民に啓発すべき課題について、県民の自発的取組みと啓発の促進が図られている。応募者の拡大が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施地域、テーマ、受託団体に偏りが生じないように、テーマの提案・県民団体への事業PRなど積極的な働きかけを引き続き行う。</li> </ul>	

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	（再掲）
○男女共同参画センターによる普及啓発	・各種講座、セミナー等による意識啓発 ・関係資料の情報収集と提供、図書、ビデオ等の貸し出し	・共同参画時代の自分磨きセミナー等講座の開催（各種普及啓発・人材育成講座を実施） 開催回数：17回 受講者数：延べ1,523人 【21年度実績】 図書、ビデオ等の貸出 5,386件
○男女共同参画団体への活動支援	・県内の民間団体が行う、男女共同参画を進める活動に対して補助を行う	【21年度実績】 ・採択事業数：3事業（補助金額 上限20万円）
○よりん彩活動支援事業	・県民が自ら企画し、開催する事業に対して講師謝金・旅費、会場使用料等を支援	【21年度実績】 ・利用件数：27件 参加者数：1,521人 うち企業関係利用 利用件数：3件 参加者数：254人 ・前年同様の活動支援事業にあわせて、企業セミナーも行う。
○人材育成講座の開催（再掲）	・男女共同参画の理解者の層拡大	共同参画時代の自分磨きセミナー さまざまなテーマで男女共同参画理解を進め、理解者の裾野拡大を目指す。（直営5、委託5）
○行政職員研修会の開催（対象：県職）	・県職員の初任研修等、男女共同参画に関する内容を盛り込む	・新規採用職員研修において、男女共同参画の講座を実施した。 ・新任係長研修における人権研修の中で、女性の人権を盛り込んだ。

#### ④男性を対象とした男女共同参画の学習機会を提供し、男性の自立を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画センターによる普及啓発（再掲）	・男性向け講座による意識啓発	共同参画時代のババカ養成フォーラム 男性が男女共同参画を自分のものとして考え、実践し、仕事だけでなく家庭での楽しみも大事にしながら多様な生き方を実現していくためのフォーラムを開催。

#### 広報・啓発活動を充実する

##### ①男女共同参画社会の実現に向け、県民の理解を得るための広報活動を充実する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○「男女共同参画の目指すべき姿」のPR	・第2次計画に示した「男女共同参画社会の目指すべき姿」をわかりやすい形でPR	・啓発用のリーフレット・ビデオを作成し、PRに努めた。
○市町村条例・計画等の策定促進	・市町村担当課長会議の開催 ・個別の働きかけ	・担当課長会議等を通じて、働きかけを行った。 ・H21.7.8全県条例化をめざしてパノラマシンポジウムを実施した。
○男女共同参画意識調査事業	・県内在住の成年男女を対象に調査、報告書の作成・配布	・平成21年8月に意識調査を実施した。
○人権尊重理念の啓発	・テレビ等による啓発の実施 ・人権問題講演会等の開催 ・各種啓発資料作成・配布	【人権啓発広報事業】 ・テレビスポットの制作・放映、人権情報紙の作成、ラッピングバス、人権・同和問題啓発ラジオ等による啓発広報を行い、人権問題に関する理解を促進している。 【とっとりユニバーサルデザイン推進事業】 ・啓発展示、研修、出前授業、出前講座を開催し、ユニバーサルデザイン理念の普及啓発を図っている。 【人権問題研修推進事業】 ・県・市町村の行政関係者等を対象とした研修会を開催し、人権を尊重した施策の推進を図っている。
○県民自ら行う人権学習の支援（再掲）	・NPO、民間団体が自主的に行う人権学習会の開催を支援	（再掲）
○人権協働ネットワークの推進（再掲）	・複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムの開催を委託	（再掲）
○男女共同参画に係る啓発	・研修会等による女性自身の参画意識の高揚	【日野郡男女共同参画連絡会への参画】 ・日野郡における男女共同参画社会の実現を目的とする連絡会に構成員として参画。（事務局：江府町教委） ・研修会等への協力、参加 ・広報誌発行に係る協力

##### ②メディアにおける男女の人権尊重を働きかける

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・「鳥取県行政広報物ガイドライン」による広報物作成時のチェック	・関係者への周知。
○人材育成講座の開催（再掲）	・広報担当者向け講座による意識啓発	広報担当者のための男女共同参画理解講座 基礎的素養である男女共同参画の視点について、県広報連絡協議会との共催により開催。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の重点を、人材育成から普及啓発にシフトすることで、これまでよりりん彩事業に未参加だった層の掘り起こしにつながっている。</li> <li>・男性向けの事業に力を入れたことで、よりりん彩事業への男性の参画、協力者の増加が進んでいる。</li> <li>・情報提供：資料貸出件数は17年度から5年連続で増加、21年度が過去最高の貸出数。</li> <li>・3団体中2団体が新規の団体であり、着々と新たな主体との関係が構築されてきている。</li> <li>・21団体中14団体が新規の団体であり、着々と新たな主体との関係が構築されてきている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点的に取り組む分野として、(1)男女共同参画理解者の裾野拡大(2)男性の意識改革を進める。</li> <li>・引き続き、資料収集に努めると共に、講座等での出張図書貸出を実施するなど利用増を図る。</li> <li>・制度周知を図り継続する。</li> <li>・制度周知を図り継続する。</li> </ul>	男女共同参画センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い分野でのテーマを設定してセミナーを開催したので、今まであまりりん彩の事業に参加したことのない新たな人の参加が多くあり、理解者の裾野拡大につながった。</li> <li>・10回のうち5回を県男女共同参画をすすめるネットワークに委託したので、計画段階からさまざまな団体と協働しながら進めることができた。</li> <li>・新規採用時と係長昇進時に合わせて行っており、モチベーションが高い時期に実施できている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施するが、参加者を増やすためにより多くの県民の方にセミナーの開催を知っていただくための広報活動に工夫が必要である。</li> <li>・継続して実施する。 →H22職員人材開発センター</li> </ul>	自治研修所

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画運営委員会での7回に及ぶ事前の話し合いと3回のプレ・セッションで、パパカ(ぢから)の必要性や大切さを委員それぞれが理解して本番に臨むことができた。</li> <li>・企画運営委員会の活動を通して、男女共同参画に理解が深く、推進する活動力を持った男性のネットワークが新たに形成されつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の意識改革を進めるためにも、引き続き実施する。</li> <li>・「パパカ(ぢから)」と聞くと、自分には関係ないことと考えてしまう世代の人にも興味を持って参加してもらえるような工夫が必要である。</li> </ul>	男女共同参画センター

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・目に触れる機会が少なく、効果的なPRに結びついていない。</li> <li>・条例制定(21年度策定市町は、米子市、智頭町、江府町) 13市町村 ・計画策定 17市町村</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレット、ビデオ等啓発材料を用い、講演会、研修会等様々な普及啓発機会を捉えPRしていく。</li> <li>・該当市町村に対して、状況確認及び働きかけを継続する。</li> </ul>	男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民に親しみやすい媒体、わかりやすい内容に努めており、特に人権情報紙については工夫を重ね充実を評価する多くの声が寄せられている。</li> <li>・多くの県民に関心を持ってもらうよう啓発展示の回数、場所・機会の選定などの工夫を行い、その充実を努めた。また、学校対象の出前授業、県民対象の出前講座を始め、児童・生徒・地域住民の理解を促進することができた。</li> <li>・県職員の人権研修として、推進員研修(推進員必修)、職場研修・単位制研修(全職員必修)が定着。特に所属研修の実施と単位制研修の受講の促進が課題であり、各所属に対し強力に働きかけている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発効果の向上を常に意識し、多様な人権問題をわかりやすく伝えていくよう引き続き努める。</li> <li>・引き続き他部局や民間集客施設と連携・協力して、様々な分野のイベントに出展するなど手法を工夫するとともに、出前授業と出前講座では内容等の充実を図る。</li> <li>・各行政分野で人権尊重の理念を具現化することを目標に引き続き実施する。</li> <li>・ユニバーサルデザインの普及啓発を推進するため、21年度には出前授業と出前講座を新規に実施する。 →H22人権・同和対策課</li> </ul>	人権推進課
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡会は、会員相互の情報交換・連携を図る場として有益な組織である。</li> <li>・研修会、広報誌は男女共同参画の意識向上を図る有益なツールとして活用されている。</li> <li>・一方で、各構成員とも近年の活動が停滞気味であると感じており、今後の会のあり方や活性化方策を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き構成員として参画し、県施策の情報提供や各種活動の支援等を行う。</li> </ul>	日野総合事務所

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・徐々にではあるが、広報分野における男女共同参画の視点が認識されつつある。</li> <li>CMを素材にしたメディアの分析方法の演習及びグループディスカッションであったことから、具体的な気づきに結びつくものであった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報担当者会議等での資料配付など啓発を行う。</li> <li>・個別相談等に対応する。</li> <li>今後は、広報担当者に限定せず男女共同参画理解のための講座を行う。</li> </ul>	男女共同参画推進課 男女共同参画センター

③情報を自分の判断で適切に見分けられる能力を育てる

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○青少年健全育成条例施行	・青少年を取り巻く環境浄化など青少年健全育成条例を効果的に運用 ・健全育成協力員による図書類の販売実態等の調査、報告	・実態把握のためレタレテオ店、ネットカフェ、加竹店等への立入りを随時実施している。 ・健全育成協力員が適宜調査を行っている。 ・有害図書指定審査会を適宜開催し、有害図書類を指定。 ・携帯電話販売店に対する販売実態等の調査を実施。
○メディアとの接し方に関する啓発	・協議会主催による「フォーラム」の開催 ・NPOに委託し、ケータイ・インターネット教育推進員養成、子どもたちの正しいメディア利用を推進するような保護者等への啓発活動の実施	・保護者や関連企業・団体などと連携し、情報判断能力を育てるための啓発活動等を行っている。
○情報を主体的に収集、判断できる能力を育成する情報教育の推進	・学校における情報教育の充実  ・教職員に対する研修	・小・中・高校及び特別支援学校では、各教科、総合的な学習の時間、道徳、特別活動等のあらゆる場面で、情報活用能力の育成を図っている。また、今日的課題である、情報モラル関連の内容については、医師や通信会社等の外部の専門家を招き、男女の人権尊重やインターネットを利用する際のモラルやマナーの講演会を開催し、学習機会の拡大や情報提供に努めている。さらに、PTA研修会においても、インターネットや携帯電話等を利用に関する研修を開催している。 ・情報発信や個人情報保護など、時代の流れに対応した研修を行っている。とりわけ、情報モラルに関しては情報教育の基本として、情報モラル教育担当者研修、初任者研修等で取り上げ、教員の指導力の向上を図っている。 ・県内の全教職員を対象にICT活用指導力向上研修講座を行う。 →ICT活用指導力向上研修 [6月～12月実施 教職員及び希望者]

3 様々な分野で男女共同参画を進めよう

①防災・復興分野で男女共同参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○女性消防団員・女性防火組織等の育成と支援 ○地域ごとの組織づくりや活動推進への支援	・女性防火組織の育成強化と連携組織づくりへの支援に取り組み、意見交換会や研修等で消防防災への関心と意識、知識・技術等を高め、消防防災分野への女性参入を進める ・女性の消防団活動への参加拡大 ・鳥取県女性防火・防災連絡協議	・鳥取県女性防火・防災連絡協議会の総会、幹事会及び研修会を開催し、女性防火・防災組織の相互の連携と活動支援を行った。 ・市町村が女性消防団（分団）員を採用する場合に、その導入経費を防災・危機管理対策交付金により支援した。

②地域おこし、まちづくり、観光、環境、科学技術分野などで男女共同参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画団体への活動支援（再掲）	・県内の民間団体が行う、男女共同参画を進める活動に対して補助を行う	（再掲）
○環境教育推進事業	・環境教育・学習アドバイザー制度 ・学校等で使用する環境教育の教材作成等	・こどもエコクラブ、学校、一般の県民等が実施する環境学習に、とっとり環境教育・学習アドバイザーを紹介し、環境学習会のサポートを行い、県民の主体的な環境学習の促進を図っている。 アドバイザー登録数：44人（22.6末現在） 女性：8人、男性：36人

4 自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう

①家庭や地域社会で男女共同参画の視点で考え方を考えてみる

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○ともに歩む自治会づくり支援（再掲）	・事例集・手引きを活用し、地域へ男女共同参画を広めていくため、市町村職員及び民間の地域リーダーを養成	（再掲）
○男女共同参画センターによる普及啓発（再掲）	・各種講座、セミナー等による意識啓発 ・関係資料の情報収集と提供、図書、ビデオ等の貸し出し	（再掲）
○男女共同参画センター相談事業	・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談	【21年度実績】 相談件数 2,775件
○家庭や地域社会における学習機会や情報の提供	・保護者が参加する機会をとらえた子育て講座等の開催 ・家庭教育支援者育成セミナーの実施 ・家庭教育啓発、学習資料等の作成配布	・市町村等が行う子育て講座の開催や、家庭教育に関する広告による啓発を通じ、家庭や地域社会における男女共同参画について啓発を行った。
○社会教育主事の養成	・社会教育について専門性の高い人材の養成	資格付与を目的とした講習を教育情報通信ネットワークを活用して県内の会場で受講できるようにし、教育委員会各課や社会教育施設、市町村教育委員会等職員の資格取得を促進した。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・図書類自動販売機の設置台数完全ゼロ化達成など青少年を取り巻く環境の浄化が図られている。	・現在の取組を引き続き実施する。また、ケータイ・インターネットの有害情報への対応を強化するため、フィルタリングソフトの導入率が向上するよう、条例改正の検討や教育委員会など関係機関と連携した普及啓発等の取組を継続する。	青少年・文教課
・ケータイ・インターネット教育推進員を講師として派遣し、ケータイ・インターネットの現状や課題についての保護者の意識を高めることができた。 ・フォーラムの講演やパネルディスカッションから、関係者の理解が深まった。	・県民に広く浸透するよう引き続き啓発活動を行う。	家庭・地域教育課
・各校において情報活用能力の育成につながる授業改善が行われ、児童生徒の情報活用能力は高まってきている。同時に情報モラルに関する教育は、授業や研修会等を通して、一定の効果はあがっているが今後も継続した取組みが必要である。	・学校教育に関わる関係課の情報教育担当者会を踏まえ、事務局内での役割分担を明確にしながら、引き続き研修、講演会等を積極的に行い、意識の向上に努める。	特別支援教育課 小中学校課 高等学校課
・情報モラル教育担当者研修を行い、教職員の情報モラルに対する意識が担当者の校内研修をとおして向上につながった。 ・ICT活用指導力向上研修により、ICTを活用して授業できる教職員の割合が増加した。	・教職員のICT指導力向上及び情報モラルに関する指導力向上をねらいとした研修の充実を図る。 ・新学習指導要領の趣旨を踏まえ、次年度、情報モラルに関する指導力向上をねらいとした研修を実施。〔専門研修、情報モラル推進担当者研修（全校種実施）〕	教育センター

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・鳥取県女性防火・防災連絡協議会の総会及び幹事会は、県内の女性防火・防災組織にとって良い情報交換の場となっている。 ・活動事例研究会の実施は、参加者が各地域で新たな取組を行うきっかけとなった。 ・女性消防団員の増加 (H19.4.1:70人⇒H22.4.1:133人)	・女性防火・防災組織の育成及び活動支援 ・女性消防団員の充実支援（防災・危機管理対策交付金の活用など）	消防チーム

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画センター
・こどもエコクラブ、公民館、婦人会などで、空き缶風車の工作、自然観察の解説などの各種環境保全活動に対し、効果的に活用されている。 ・実際に環境活動を実施されている方への働きかけにより登録者は増。	・引き続き、市町村や環境団体とも連携を図りながら、アドバイザーの人材発掘に努める。 ・公民館、PTA等へ制度PRや県HP内容の充実などを引き続き実施し、活用促進を図り、男女問わず取り組む環境活動を支援していく。	環境立県推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画センター
(再掲)	(再掲)	
・相談の過程において、いろいろな援助を提供後、抱えている問題等に対して前向きな気持ちを持つことに繋がり、又解決に至るケースも多数あり。また相談内容に応じて、必要なものは関係機関への引き継ぎ(DV関係：配偶者暴力相談支援センター等離婚問題：専門相談（法律相談）、法テラス等)も出来ている。 ・しかしながら、解決に至らずリピーターとなって継続（頻回相談者）となる者も増えている。	・引き続き、相談室の周知に努める。（特に専門相談の件数が少ないため、周知に努める。） ・相談からの課題を抽出し、センター事業企画に反映させる。	
・市町村等が行う講座の開催等を通じて家庭や地域における県民意識を高めた。	・講座の開催等を通じ、引き続き啓発を図る。	家庭・地域教育課
15名の受講者があり、講習の内容、参加者同士の交流・ネットワークづくりの充実など満足度も高く、社会教育担当者の社会教育主事発令の促進、資質向上が図られた。	講習を継続し、市町村社会教育担当者の社会教育主事発令の促進を図る。	

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○人権尊重理念の啓発（再掲）	・テレビ等による啓発の実施 ・人権問題講演会等の開催 ・各種啓発資料作成・配布	（再掲）
○県民自ら行う人権学習の支援（再掲）	・NPO、民間団体が自主的に行う人権学習会の開催を支援	（再掲）
○人権協働ネットワークの推進（再掲）	・複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムの開催を委託	（再掲）

## ②青少年の育成や地域活動、ボランティア活動の分野での男女共同参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○非営利公益活動促進	・NPOの活動支援：アドバイザー派遣、NPO運営研修会、NPO制度説明会 ・職員啓発：県・市町村職員NPO研修会 ・県民向け情報誌発行	・NPO相談員の配置 ・アドバイザー派遣 ・NPO設立説明会 ・広報補助金 ・県民向け情報誌の発行 ・助成金情報及びイベント情報のホームページへの掲載及びメール配信 ・協働に関する行政職員研修 など
○青少年育成国際協力推進事業	・青年海外協力隊の普及広報活動等への支援	〔青少年国際協力支援事業〕 県補助金を財源に、国際交流財団から青年海外協力隊鳥取県OV会に対して、青年海外協力隊の普及広報活動や帰国報告会の開催に係る経費について助成。 ・青年海外協力隊員を「とっとり国際協力大使」として委嘱し、県を紹介するための各種資料を送付するとともに、活動内容を県のホームページでPRしている。
○社会教育関係団体指導者の育成支援	・婦人会、青年団等の活動支援 ・PIA指導資料作成、新任役員に対する研修の実施	・婦人会、青年団、PTAなど社会教育団体への支援を通じ、引き続き当該分野での男女共同参画を促進した。
○家庭や地域社会における学習機会や情報の提供（再掲）	・保護者が参加する機会をとらえた子育て講座等の開催 ・家庭教育支援者育成セミナーの実施 ・家庭教育啓発、学習資料等の作成配布	（再掲）
○父親の家庭教育参加促進	・父親の家庭教育参加を考える集いの開催 ・おやじサミットの開催 ・「おやじの会」の取組支援 ・学習支援の場、子どもたちの体験活動支援の場の創出	・「おやじの会」などの活動支援を通じて父親の地域活動や家庭教育参加を促し、地域社会や家庭における男女共同参画を促進した。  「おやじの会」とのタイアップにより、子育てを支援する環境づくりを進め、具体的な支援の場を創出した。
○ボランティア活動、地域活動への参加	・授業で学んだ技術を活用するなどしてボランティアや地域活動に参加する生徒を支援する。社会において地域や家庭の一員として貢献できる人材育成  ・若年層の参加促進	・県立学校裁量予算学校独自事業において、各学校の生徒の実情に応じて、ボランティア活動や地域への貢献活動を行おうとする生徒の自主企画支援をしている。また、教科「家庭」や「公民」をはじめ、ホームルーム活動、学校行事、「総合的な学習の時間」などを活用した環境教育、エネルギー教育、福祉教育やボランティア活動体験や、進路指導など学校教育活動全般を通じて、地域や家庭の一員として貢献できる人材育成を行った。  若者を中心に、ボランティアに興味のある者に対し、多岐にわたる分野の情報収集し、情報提供やマッチングを行うボランティアセンターを設置する。

## 5 国際社会の一員として行動しよう

### ①国際社会の一員として男女共同参画の取組みへの理解を深める

### ②男女共同参画推進に関する環日本海諸国などとの交流を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○環日本海女性指導者交流事業	・環日本海女性指導者交流会への開催、参加	・平成21年度は新型インフルエンザ等の影響により中止された。
○日韓女性交流事業	・韓国江原道の女性との相互理解	・平成21年度は新型インフルエンザ等の影響により中止された。

### ③外国人居住者が暮らしやすい環境を整備する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○在住外国人支援事業	・多文化共生支援事業の実施 ・私費留学生奨学金支給 ・「国際交流の集い」開催 ・生活相談窓口の運営	〔国際交流財団助成事業〕（県の助成を受け同財団で次の事業を実施） ・多文化共生支援事業として、県・市町村・各種相談機関の連絡調整会議、医療通訳ボランティアの養成と派遣等を実施 ・私費留学生奨学金支給 対象者11名 ・県内3箇所（東部2回、中部2回、西部4回）で在住外国人と一般県民の交流会を実施 ・県内3箇所（東部・中部・西部）で在住外国人向け日本語クラスを開催 ・県内2箇所（東部・西部）で日本語講師養成講座、県内1箇所（東部）で日本語ボランティア研修会を実施 ・県内3箇所（東部・中部・西部）で英語、中国語による生活相談窓口

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	人権推進課
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・様々な支援を行うことにより、非営利公益活動の促進につながっている。	・引き続き、効果的な活動促進策を検討する。	協働連携推進課
・青年海外協力隊の広報活動や帰国報告会の開催に係る助成は、国際協力に関する県民の意識啓発に寄与しているものと思われる。	・引き続き、青年海外協力隊の広報活動等を支援するとともに、「とっとり国際協力大使」として委嘱し、活動内容を県のホームページでPRすることにより更なる普及啓発を図る。	交流推進課
・社会教育関係団体の活動支援を通じ、団体活動における男女共同参画意識の高揚を図った。	・団体への活動支援を通じ、引き続き啓発を図る。	家庭・地域教育課 各教育局
(再掲)	(再掲)	家庭・地域教育課
・おやじの会への活動支援を通じて父親に対する意識啓発を図った。	・団体への活動支援を通じ、引き続き啓発を図る。	
地域の他団体と連携しながらの事業実施により、ネットワークに広がりが増えた。	新規参加団体に事業実施を依頼し、ネットワークのさらなる広がりをめざす。	
・各学校において、教科、「総合的な学習の時間」等における授業や予定された事業等、学校教育全体を通じて取り組んでいるほか、学校によっては部・同好会による活動も行った。 ・学校を越えた有志高校生のボランティア隊による活動も広がりがつある。	・引き続き、各学校が実情に応じて計画・実施するとともに、有志による活動の拡大に努める。	高等学校課
・多岐にわたる分野のボランティア情報の提供により、イベントや地域行事への参加実績があり、若年層へのボランティア参加機会の提供ができた。	・今後も引き続き、事業受託者と連携を図りながら事業を実施し、若年層のボランティア活動への参加率のアップを目指す。	協働連携推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
	・継続実施、参加の予定。	男女共同参画推進課
	・民間団体を主体とした相互訪問の継続。	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・交流会の実施等各種国際交流事業により、異なる文化の相互理解が深まっているものと思われる。 ・生活相談窓口や在住外国人向け日本語クラス、医療通訳ボランティアの養成等により、外国人居住者が暮らしやすい環境整備に寄与しているものと思われる。	・引き続き、各種国際交流事業や在住外国人支援を行うことにより、外国人居住者が暮らしやすい環境整備に努める。 ・在住外国人が生活する上で必要な医療通訳ボランティア等の養成や各種相談機関の連携を推進することにより、多文化共生の実現を図る。	交流推進課

## テーマB 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

### 1 男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくろう

#### ①女性の能力開発を進めるための支援を行う

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○職業訓練の実施	・訓練ニーズと求人ニーズを考慮して様々な職業訓練を実施（2ヶ月～2年間）	【21年度実績】 新規学卒者対象訓練：122名入校 離職者対象訓練：1,017名入校 障がい者対象訓練：48名入校 在職者対象訓練：300名入校
○職業能力の向上支援	・ビジネスキャリア形成講座の実施	県内企業の成長を支える基幹人材を育成するため、県内企業在職者を対象にビジネス・キャリア形成講座を実施。 【21年度実績】 4コース、定員120人の計画に対し、研修受講者は44人
○男女共同参画推進企業認定事業	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	（再掲）
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・チラシ、ガイドブックによる各種法律、制度の普及啓発	（再掲）

#### ②雇用の場において男女に平等な機会（チャンス）があり、かつ母性が尊重される企業を育成する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	（再掲）
○企業自立化支援資金	・社内託児施設など福利厚生施設の充実を支援	・企業自立化支援資金では、福利厚生施設充実に要する資金を対象に含めて支援中。（融資対象設備には特別な要件を定めていない。） ・積極的PRによる利用促進に努めた。

#### ③雇用の場における積極的改善措置（ポジティブアクション）を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	（再掲）

#### ④経営者も発想を変え、職場における男女共同参画を実現する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○企業経営者等に対する啓発の充実	・企業経営者等を対象とした人権セミナー開催	〔人権問題研修推進事業〕 ・企業関係者等を対象とした研修会を開催し、人権を尊重した取り組みの推進及び人権意識の高揚を図っている。
○男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	（再掲）
○よりん彩活動支援事業（再掲）	・県民が自ら企画し、開催する事業に対して講師謝金・旅費、会場使用料等を支援	（再掲）
○勤労者福祉事業	・県内事業所の労使双方に労働情報を提供するメールマガジン「労働とっとり」を配信（毎月）	・月2回（5日、20日）発行 ・登録者数（22.3.20時点 約254人）

#### ⑤職場（学校、官公庁を含む）におけるセクシャル・ハラスメント対策を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○人権相談窓口の設置	・電話、面接による一般相談、弁護士による専門相談を行う  ・関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくり相談ネットワークに取組み、様々な人権相談に総合的に対応する	〔鳥取県人権文化センター補助事業〕 ・（社）鳥取県人権文化センターが行う人権相談事業を助成し、幅広い人権分野の相談に対応している。 人権相談窓口の設置 相談員（非常勤）1名 弁護士相談（月1回、無料）  〔人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業〕 ・県内3カ所に相談窓口を設け、県民からの相談に相談員が助言、情報提供し、関係機関との連携や専門相談員の活用により、問題解決の促進を図っている。平成21年度の相談件数は264件。
○学校での生徒の相談窓口	・スクールカウンセラーを学校に派遣し、いじめ、不登校などの問題を抱える生徒に対して、相談を行う。また、教職員への助言をとおして指導力の向上を図る	・臨床心理士資格を有する常勤の教育相談員を各教育局に1名ずつ配置し、非常勤のスクールカウンセラーと合わせて全高校へスクールカウンセラーを配置することにより、生徒への相談対応の充実を図った。
○男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	・認定企業及び申請しようとしている企業に対して啓発パンフレットを配布するとともに、企業等へのヒアリング時にセクハラ防止対策について働きかけを実施。
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・セクハラ防止のための普及啓発を行う	
○職場環境づくりの推進（対象：県職員）	・ハラスメント防止委員会の設置 ・専門相談員の配置による相談体制の整備 ・相談員を対象とした研修会の実施及び外部開催研修会への派遣 ・庁内LAN上での相談受付データベース及び相談受付専用電話の設	・管理監督者を対象としたハラスメント防止研修会を実施 22.3.17（水）（①中部総合事務所、②鳥取県庁） ・ハラスメント防止委員12名を任命 ・専門相談員（外部1名、内部17名）の配置 ・各所属への出前講座の実施（21年度実施回数13所属）



施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
新規学卒者対象訓練の就職率は82.9%、離職者対象訓練の就職率は76.8%、障がい者対象訓練の就職率は78.3%（いずれも平成22年7月末現在）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・22年度は新たに、託児サービス付き離職者訓練を設置し、子育てをされる方の就労支援を強化。</li> <li>・厳しい雇用情勢が続いていることを勘案し、引き続き離職者対象を訓練を充実。</li> <li>・22年度新たに、新規高卒未就職者を対象として訓練を新設し、新規高卒者の厳しい雇用情勢に対応。</li> </ul>	雇用人材総室
アンケート調査の結果、研修受講者の88%が仕事に活かせると回答。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21年度の事業実績が低調なため廃止</li> <li>・代替として、高等技術専門校の在職者訓練に新たな訓練科を設けるなど充実。</li> </ul>	
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
(再掲)	(再掲)	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用保証料補助により、事業者の資金調達コスト低減、福利厚生設備への投資意欲増強に一定の効果あり。</li> <li>・企業自立化支援資金の融資実績（21.4～22.3）100件1,427百万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き積極的なPRにより、利用促進に努める。</li> </ul>	経済通商総室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年の人権セミナーに多くの企業関係者等が参加し、実践的な内容を重視していることなどから、概ね好評の反響。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者のニーズや新しい人権課題に留意してテーマ設定を行い、引き続き実施する。 →H22人権・同和对策課</li> </ul>	人権推進課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月2回の発行で最新の情報を提供。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22.3.20号をもって廃刊</li> <li>・雇用人材総室ホームページを通じて迅速な情報提供</li> </ul>	雇用人材総室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・20年度相談件数 相談員 211件 弁護士 31件</li> <li>・幅広い人権分野全てを対象とする総合的な相談窓口として存在。</li> <li>・関係機関と連携することによって問題解決を促進するとともに、県内の実情把握にも努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き支援を行う。 →H22人権・同和对策課</li> </ul>	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒・保護者への継続的なカウンセリングにより、精神的な安定や状況の改善につなげている。</li> <li>・教職員へのコンサルテーションにより、教職員の良き相談相手であり心の支えとなっている。</li> <li>・学校の課題に基づく職員研修を、必要に応じて計画的に実施できるようになった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どの学校にも悩みや問題を抱えた生徒がいることから、引き続き、スクールカウンセラーの全高校配置を図る。</li> </ul>	高等学校課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定企業や認定を検討している企業でのセクハラ防止に対する社内体制の整備が行われた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き鳥取労働局との連携を図りながら企業等へ啓発を行っていく。</li> </ul>	男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・セクハラ及びパワハラに関する理解を深めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して実施。 →H22福利厚生課</li> </ul>	福利厚生室

2 仕事と家庭を両方大切にしよう

①仕事と家庭の両方が成り立つよう、職場ぐるみで応援する取組を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○企業との連携による子育て環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育の充実に向けた職場環境づくり積極的に取り組んでいる企業と協定を締結する「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」の取組を推進</li> <li>・講師派遣等による企業等における従業員である保護者が、家庭で読み聞かせなどを行うことのできる環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業との連携により、保護者が子育てに参加しやすい環境づくりを進めることにより、男女共同参画の視点に立った子育てを支援した。家庭教育推進協力企業との協定締結 246社 (22.3末時点)</li> </ul>
○男女共同参画推進企業認定事業(再)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定</li> </ul>	(再掲)
○ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良事例の紹介による企業の取組推進</li> <li>・企業の実態調査による推進施策の検討</li> <li>・モデル企業の取組支援、成果事例の周知</li> <li>・社内コミュニケーションツールの検討</li> <li>・仕事と生活の調和に関するシンポジウムの開催</li> <li>・労働相談体制の充実</li> <li>・労働セミナーの拡充</li> <li>・普及啓発活動の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内2カ所の業界団体の研修会において、優良企業の取組事例を紹介。</li> <li>・関心の少ない企業へのアプローチとして情報パンフレットを作成し、業界団体等の集まりで配布、説明。</li> <li>ワーク・ライフ・バランスについての認知度、経営者等の意識、企業の取組の実態、推進に向けた課題等について調査を実施。 調査時点 平成21年8月1日 調査対象 従業員10名以上の1,000事業所 回収率 48.3%</li> <li>・モデル企業を公募し、推進コンサルタント(社会保険労務士等)を派遣して取組を支援した。 モデル企業：高洋電気(有)〈鳥取市、製造業〉 (有)トラベルシリウス〈倉吉市、サービス業〉 (財)とっとりコンパニオンビューロー〈米子市、サービス業〉</li> <li>・社内コミュニケーションツールの検討を実施。</li> <li>女性も男性も個々が持てる力を十分に発揮できる環境づくり事業の一環として、「仕事と生活」のバランス確保を実現できる職場環境を進めるためのシンポジウムを開催した。 日時：21.11.26 参加者：180名程度 内容：解説、パネルディスカッション、分科会など (内容詳細については、実行委員会で決定)</li> <li>・みなくる倉吉の開所時間を延長。</li> <li>・セミナー開催回数の増。</li> <li>・労務管理アドバイザー(社会保険労務士)の事業所訪問日数の増。</li> <li>・社内研修等への講師派遣 【21年度実績】 ・相談件数：労働者2,685件、使用者103件(内職相談含む) ・セミナー開催回数：20回(272人参加) ・事業所訪問件数：434件 ・講師派遣件数：15件(480人参加)</li> <li>従業員・管理職等に対し意識啓発を図るため、事業所が実施する社内研修等へ講師を派遣する。 【21年度実績】 派遣件数：15件(480人参加)</li> <li>・推進体制の整備</li> </ul>
○ワーク・ライフ・バランスに関する意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県の実状に応じたワーク・ライフ・バランスの取組を推進していくため、企業経営者、労働者等との意見交換会を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6/9及び7/3に倉吉、鳥取の青年会議所との意見交換会を実施した。</li> </ul>
○育児・介護休業者生活資金支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業者に対し生活資金の貸し付けを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業者に生活資金を融資し、子どもを産み育てやすい環境及び家族の介護を行いやすい環境を整備するとともに、企業の人材定着と確保を促進する。 融資対象者：育児・介護休業利用者本人/県内に事業所を有し、育児・介護休業利用者に生活資金を貸与する制度を設けている事業主 融資条件：【限度額】100万円【貸付利率】1.0%【償還期間】育児・介護休業終了の翌月から5年以内(休業中は元金据置) 【21年度実績】 新規9件</li> </ul>
○育児・介護休業の取得促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険労務士に委嘱し制度の普及啓発を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労務管理アドバイザー(社会保険労務士)の事業所訪問により、育児介護休業制度の普及、就業規則の整備など労働環境の改善を図る。 アドバイザーを東・中・西部3箇所(各1名)に配置。 労働関係法など各種制度及び助成金の普及や適切な労務管理に対する助言を行う。</li> </ul>
○お父さんも子育てを！推奨事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性労働者に育児のための休業等を与えた事業主に奨励金を支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性労働者に育児のための休業(法律に基づく「育児休業」または企業が独自に設ける「育児のための休業(特別休暇等)」)を取得させた場合に、その事業主に対し奨励金を支給。 対象事業所：主たる事業所が県内にある中小企業 支給要件：雇用する男性労働者が配偶者の出産後1年以内に引き続き1週間以上の育児のための休業を取得していること等 奨励金額：引き続き休業が、1週間以上2週間未満 5万円/2週間以上4週間未満 7.5万円/4週間以上 10万円 【21年度実績】 支給 0件</li> </ul>

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・家庭教育協力企業の増加により、県内で働く保護者の学校行事への参加促進や子育てしやすい職場環境づくりに寄与することが出来た。	・引き続き協力企業の拡大に努める。	家庭・地域教育課
・絵本が借りやすく、家庭での読み聞かせをしやすい環境が進んだ。	・取り組み企業を増やす。	
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
・企業向けリーフレットを作成、配布などによりワーク・ライフ・バランスの普及促進を行っているが、企業や県民の皆さんの理解は進んでいるとはいえ難く、引き続き、関係団体等と連携して取り組む必要がある。	・引き続き、企業の参集機会を捉えて優良企業の取組事例を紹介し、企業での取組を推進する。	
・県内企業の実態を把握することにより、ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組施策を検討することができた。	ー	
・モデル事業により、労使の話し合いの機会の設置、有給休暇の取得促進、両立支援制度の拡充などについての取組を実施することができた。	・モデル企業の取組事例を広く周知するとともに、平成21年度と異なる取組を進める企業をターゲットとし、取組事例を増やしていく。 ・とっとり版のコミュニケーションツールを作成し、企業での活用を促進する	
・ワーク・ライフ・バランス推進の関心や議論を喚起する契機とすることができた。	・22年度も引き続きシンポジウムを開催し、ワーク・ライフ・バランスの周知、啓発を行う。	
・労働環境改善への意識改革が図れた。	継続して実施	雇用人材総室
・働きやすい職場づくりのための労使の共通認識の醸成が図れた。	継続して実施	
推進担当者のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深めることができた。	廃止（企業を対象に実施する職場環境改善支援セミナーにおいて商工団体等にも参加を呼びかける）	
・意見交換会の結果、見えてきた課題を踏まえることにより、効果的な普及併発を行う一助になった。	・関係者の理解促進を図る。	男女共同参画推進課
・育児休業中は無給である事業所が多い実態から生活資金の低利融資制度により、子どもを生き育てやすい環境を整備。	・引き続きチラシによる関係機関への配布や広報、イベント等を活用して制度の周知・啓発を行う。 ・保証要件を緩和（連帯保証人又は保証機関による保証の選択制とする） ・利用実績のない事業主からの転貸を融資対象から除外	雇用人材総室
・労務管理改善指導と一体的に啓発を図ることにより充実した指導・助言等を行うことができた。	・ワーク・ライフ・バランスの推進の視点で引き続き事業主への啓発を図る。	
・県民、事業所等に対しチラシを作成して県政だより、新聞、商工団体会報等の広報や労務管理アドバイザーの事業所訪問で周知に努めたが、制度創設（19年度）以来支給実績なし。 ・男性が育児休業を取得することに対する労働者・事業主・周囲の理解、環境整備が不足しており意識改革から取り組む必要がある。	廃止	

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○勤労者福祉事業費 (再掲)	・労働者意識調査への支援	(財)鳥取県労働者福祉協議会が実施する、労働者のワーク・ライフ・バランスに関する意識調査への助成
○産休等代替職員費	・産休等の休暇中の職員に賃金を支払う児童福祉施設等に対し、産休等代替職員に支払う賃金について、補助する	・産休等の代替職員に支払う賃金について雇用期間に応じて補助を実施。 16～30日：90千円、31～45日：180千円、46～60日：270千円 61～75日：360千円、76～90日：450千円、91日以上：540千円 【21年度実績】補助金確定額 22,770千円 ・産休代替職員 実人数：71人 延日数：4,375.875日 ・病休代替職員 実人数：3人 延日数：87日
○医師・看護職員の勤務環境改善	・医師の過重な労働の緩和	医師の過重な労働を緩和するため、本来業務に専念できる体制の構築や勤務医等の処遇改善に対する取り組みに対して支援を行う。
	・医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	交代制勤務のある医師・看護師等が、仕事と育児の両立のため、ファミリー・サポート・センター等を利用し、病院等事業者がその利用料を負担する場合、県がその一部を助成する。
○医師・看護職員の勤務環境改善(対象：県職員)		医師・看護師の欠員解消、専門職スタッフを確保するため院内保育を実施。(H21.10.1開始)
		・職員の約8割を占める、女性の医師(研修医含む)・看護師及び医療従事者等に対する相談・支援体制等を充実させるため、女性職員支援室を設置するとともに、院内での病児・病後児保育を実施。主に看護師の定着・確保を目的として病院内保育所を設置した。
○ワーク・ライフ・バランスの推進(対象：県職員)	・時間外勤務削減、休暇取得促進等の方策検討と啓発活動 ・職場ぐるみで子育てを応援する実践所属の設定	若手職員の声を取り入れた時間外勤務の縮減対策や実践職場の設定等を通じて、時間外勤務の削減及び休暇の取得促進など働き方の見直しを行い、県庁組織の活性化を図る。
○「子ども・子育て応援プログラム」の実行(対象：県職員)	・子育て支援制度の周知 ・男性の育児休業・育児のための休暇の取得促進 ・計画的な休暇の取得促進 ・職場の管理監督者への意識啓発 ・子育て応援メッセージによる情報発信(制度・休暇の活用事例・研修会等の情報) ・育児休業任期付職員の採用	・毎月「子育て応援メッセージ」を発行し、制度周知や意識啓発を行っている。 ・育児休業任期付職員について、3年間の登録制度を導入し、育児休業職員の代替要員の確保に努めている。 ・育児休業取得中の職員が庁内LANに外部接続できるようにした。
	・育児休業中職員の職場復帰支援研修会を開催し、県政の動向や新しい業務形態、先輩職員の体験談、情報交換等を行う ・乳幼児を持つ男性職員を対象に、料理教室等講習会を開催 ・職場参観デーの実施	・育児休業中職員の職場復帰支援研修会 22年2月 県内3箇所で開催 ・子育て講習会の開催 22.3.26(金)実施 参加人数：7名 内容：講習会、料理教室、情報交換等 ・職場参観デー 21.8.18(火)実施：他1地方機関でも実施 参加人数：11名(小学1～6年生) 内容：県の概要説明、鳥取空港見学、参加児童の保護者の職場参観
○「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画(鳥取県病院局)」の実行(対象：病院局職員)	・各種休暇・休業制度の周知 ・育児休業が取得しやすい環境づくり ・有給休暇が取得しやすい環境づくり ・超過勤務の縮減等仕事と家庭生活の両立	・「子育て支援ハンドブック」(各種制度等の周知用パンフレット)を作成し全職員に配布(18.3)したほか、院内において研修会を開催するなど制度周知を行った(H21年度)。 ・職員の適正配置を助成し、必要に応じ職員を採用(医療技術職、看護師)。 ・知事部局の「子育て応援メッセージ」等の送信(産休・育休中の職員には併せて病院情報、研修情報等を送信)(19.4～)。
○「みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン」の実行(対象：公立学校教職員)	・子育て支援制度の周知・男性の育児休業 ・育児のための休暇の取得促進 ・計画的な休暇の取得促進 ・職場の管理監督者への意識啓発 ・育児休業任期付職員の採用	・校長会、事務長会などの機会を捉えて、男性教職員への制度周知を図るよう説明するとともに、福利室の広報を活用して周知を図っている。 ・年次有給休暇の計画的取得及び取得しやすい職場環境づくりに努めることについて、所属長へ通知している。 ・知事部局の「子育て応援メッセージ」等の送信を行っている。 ・育児休業任期付職員(司書、学校栄養職員)について、3年間の登録制度を導入し、育児休業職員の代替要員の確保に努めている。 ・育児休業任期付職員について、司書、学校栄養職員以外に建築技師の試験を実施し、1名配置した。
	・子育て体験事例の紹介 ・育児休業者に対する職場復帰支援体制の確立 ・男性職員を対象にした子育て講座の開催 ・職場環境相談窓口の設置	・広報紙に、男性育児休暇取得者の子育て体験事例を掲載して、周知を図っている。 ・教職員を対象としたみんなの子育て講座を開催した。(21.6.20(土)湯梨浜町中央公民館) ・育児休業中職員のための職場復帰研修会を開催した。(県内3会場) ・男性教職員のためのおやつ作り教室を開催した。(22.2.13(土)中国電力(株)鳥取支社)財団法人鳥取県教育関係職員互助会共催 ・職場環境相談に関するヘルプラインとして、教職員メール相談窓口を活用している。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーク・ライフ・バランス推進に係る資料として活用できる報告書が取りまとめられた。</li> <li>とっとり仕事と生活の調和推進会議の最終提言に係る資料として活用された。</li> </ul>	<p>調査結果を基に労働者への意識啓発等への活用（職場環境改善支援員の労働組合等訪問時の説明用資料等として活用）</p>	雇用人材総室
<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所等での産休取得の促進につながった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き実施する。</li> </ul>	子育て支援総室
<ul style="list-style-type: none"> <li>女性医師の就業環境支援にかかるシンポジウムの開催等を行い、女性医師の就業支援を進める契機とした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性医師の就業支援にかかる事業をワークライフバランスの取組やハード・ソフトの整備など拡充して実施する。</li> <li>医師等の負担を軽減するため、医療クラーク採用への支援を行う。</li> </ul>	医療政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>問い合わせはあるが実績なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度周知を図り、引き続き実施する。</li> </ul>	
<p>職場内という近接した場所での保育であること、土日曜、祝日でも対応する利便性が好評で、利用者も漸増中である。</p>	<p>継続して実施していく。</p>	総合療育センター
	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き実施する。</li> </ul>	病院局
	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き実施する。</li> <li>→H22人事企画課</li> </ul>	給与室
<ul style="list-style-type: none"> <li>男性の育児休業取得、妻の出産に係る男性の休暇取得は順調に推移、育児参加への意識が高まっている。</li> <li>育児短時間勤務取得者（21年度：5名）</li> <li>勤務時間の弾力化を実施</li> <li>育児休業任期付職員を採用（21年度：8名）</li> <li>育休者の庁内LAN外部接続（21年度：45名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>データベースによる情報提供など、より情報を入手しやすい環境を整備するとともに、引き続き制度周知や意識啓発を行う。</li> <li>育児休業任期付職員の登録者数の増加を目指す。</li> <li>育休者の庁内LAN外部接続の利活用の促進</li> <li>男性の育児休業等取得を後押しする仕組みの実施</li> <li>eラーニングの利用促進</li> <li>→H22人事企画課</li> </ul>	人事・評価室
<ul style="list-style-type: none"> <li>男性職員が子育てに係る知識や料理を習得し、また、実際に経験することで、家庭での役割を改めて認識することができた。</li> <li>親の働く姿を実際に見ることで親子のコミュニケーションが図られ、職場として子育てに協力することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続して実施。</li> <li>→H22福利厚生課</li> </ul>	福利厚生室
<ul style="list-style-type: none"> <li>各種制度の利用促進</li> <li>勤務環境の向上</li> <li>休業中の情報共有</li> </ul>	<p>支援制度を随時情報提供して制度周知を図るほか、休暇が取得しやすい環境づくりに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時間外勤務の縮減</li> <li>計画的な有給休暇取得</li> <li>育休者の職場復帰支援</li> <li>育休、育児参加休暇等の取得を促進</li> </ul>	病院局
<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職員や一般職員の意識啓発が図られた。今後は、取得率を一層高めていくことが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年3月に、「みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン後期計画（鳥取県特定事業主行動計画）」を、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章も踏まえて策定した。</li> <li>上記プランに定める「教職員プラン推進のためのチェック票」を活用し、所属長等による随時の自己点検を行い意識啓発を行うとともに、「教職員プラン推進点検票」により所属の取組状況を確認・課題把握することにより、次年度における育児休業や年次有給休暇取得促進の取組につなげる。</li> </ul>	教育総務課
<ul style="list-style-type: none"> <li>男性教職員の意識啓発が図られた。</li> <li>食を通じて親子のコミュニケーションが図られ職場として子育てに協力することができた。</li> <li>各種育児支援制度を周知するとともに、情報交換を実施することにより職場復帰の不安等を軽減することができた。</li> <li>男性教職員がおやつ作り等の料理を習得するとともに家庭での役割を再認識することができた。</li> <li>また教職員どうしの交流の輪を築くことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性職員の育児への積極的な関わりを促進。</li> <li>「わが家の子育て」と「地域社会全体で取り組む子育て」を率先する教職員を目指す取組を実施。</li> <li>仕事と子育てが両立できる環境づくりを進める。</li> </ul>	福利室

②子育てを支援する対策を充実する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○県営住宅の優先入居制度	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	・18歳未満の児童が3人以上の世帯等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 ＜平成21年度の第一次募集の応募状況＞ 募集戸数252戸／応募者671名（2.66倍） ＜多子・多人数世帯＞入居決定者15名
○家庭の教育力向上のための県民の意識啓発	・市町村における家庭教育・子育て講座の開催促進 ・家庭教育啓発、子育て関係資料の提供 ・子育てに不安や悩みを抱える保護者等への電話相談の実施	・子育てに関する電話相談や家庭教育啓発に関する新聞広告により、子育てに悩む保護者のサポートと県民への意識啓発を行った。
○地域における子育て支援体制の構築促進	・公民館等を中心とした地域コミュニティにおける子育て支援体制の構築を促進 ・PTAや婦人会等と連携した子どもたちを健やかに育む地域づくりの推進	・公民館等を中心に、地域における子育て支援体制の構築を図っている。 ・PTAや婦人会等と連携し、地域における子育て支援体制の構築を図っている。
	・NPO等が企画した子育て支援活動の実施	地域のNPO等からの子育て支援活動の企画案を公募し、事業実施を委託する。
	・子育て応援機運の醸成	地域ぐるみで子育て世帯を応援する機運を醸成するキャンペーンを実施。
	・子育て情報の収集と提供	NPOに「子育て情報ライター」を設置し、地域の子育て情報の収集・発信、ホームページ作成等の業務を委託する。 子育てに役立つ情報を収集し提供する業務を子育てサークルに委託する。
○企業における子育て支援体制の構築促進	・子育て応援機運の醸成	商工団体等に「子育て応援企業開拓員」を設置し、企業の社会貢献活動への取組促進及び子育て応援パスポート事業の協賛店獲得を図る。
○子ども電話相談運営費助成事業	・親、友人、学校の先生等に相談できない悩みなどの電話相談を実施する民間団体へ経費助成	・15年度から子ども電話相談を行っているNPOを支援することによって、親、教員など、身近な大人に相談できない子どもたちの相談相手を確認し、児童の健全育成を図る。 ・毎週水曜日に電話相談を実施
○子育て・親育ち応援事業	・お父さんのための子育て出前講座（メディア講座：テレビを消した後の子どもとのかかわり体験（絵本の読み聞かせ、おもちゃスター	・父親が子育てに主体的に関わるきっかけづくりとするため、企業等を対象としたお父さんのための子育て出前講座を実施。 【21年度実施回数】11回
○届出保育施設等支援事業	・届出保育施設等における保育環境を整備し、入所児童の福祉の向上を図る	・要件を満たす届出保育施設等に対して、入所児童数により補助金を交付。 補助対象市町村：2市、補助額：1,325千円
○認定こども園の設置促進	・多様な保育ニーズへの対応や幼児教育・保育の質向上を図るため、就学前教育・保育を行う機能を備える施設の設置促進	認定こども園制度について保育所・幼稚園・保護者への普及啓発を図り認定を促進する。
○保育所等整備財源の確保	・保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等の緊急整備に対応する	国からの交付金で造成した鳥取県安心こども基金を財源として、保育所・認定こども園・放課後児童クラブなど、新たな保育需要への対応・緊急整備を行う。
○放課後子どもプランの促進	・子育てと仕事の両立を支援するため、昼間保護者のいない家庭の児童を預かる放課後児童クラブの運営費を補助する	・放課後児童クラブを設置する市町村に対して経費の一部を助成するとともに、指導員の研修会を開催して資質の向上を図る。 補助対象クラブ：16市町村125クラブ（22.3.31現在）
	・すべての子どもに放課後等の安全で安心な活動拠点を確保し、様々な体験活動等を行う放課後子ども教室の運営費を補助する	・補助対象教室数 8市町32教室、特別支援学校6教室 対象児童 すべての児童 開催日数 週日、土日等 場所 学校の余裕教室、公民館等
○多子世帯の保育料軽減	・世帯の第3子以降（同時に2人以上入所の場合は、国の軽減対策とされない児童）の保育料を国の定める保育料徴収基準額の1/3相当額を助成し、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減する	・世帯の第3子以降の保育料の軽減を行い、多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を実施。 補助対象児童：3,081人 補助額：306,902千円
○子育て応援パスポート事業	・地域の商店や各種企業等の協力により、子どもがいる家庭に対し、商店や企業が商品の割引や施設の設備サービスを行う	・社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図る。 ・県が発行するパスポートを子育て家庭が提示すると、協賛店舗等が商品の割引やポイントの加算などのサービスを提供したり、授乳室や子ども用の補助イスの利用など各種子育て応援サービスを行う。 登録世帯数：約18,500世帯 協賛店舗数：約1,560店舗（H22.3現在）
	・子育て応援券の発行	パスポートの登録世帯に、キャンペーン期間に限り利用できる「とっとり子育て応援券」を交付し、一時預かりなどのサービスを体験してもらう。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・抽選とはなるが、多子世帯が優先的に県営住宅に応募でき、該当世帯の円滑な県営住宅への入居がなされているところである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅困窮者に対しよりの確に県営住宅を供給するため、子育て世帯等を対象とした定期借家の導入等、一定期間で入居者が入れ替わっていく仕組みの検討を行う。</li> </ul>	住宅政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談業務などを通じ、子育てに悩む保護者等に対する支援を行うことが出来た。</li> <li>・電話相談カードを配布し、相談窓口の周知ができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き支援を行う。</li> </ul>	家庭・地域教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館を拠点とした事業の実施により、地域における子育て支援体制の構築促進が図られた。</li> <li>・PTAや婦人会等と連携し、地域における子育て支援体制の構築促進が図られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみの子育て支援を引き続き行う。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・2団体に委託し、事業の中で、父親を対象とした講座や、親子で参加出来るイベント等を実施した。</li> <li>・父親を対象とした講座（メディアとの付き合い方）に参加された家庭では早速実践されているとのことだった。</li> <li>・セミナーの参加者からは、参加出来てとてもよかったという声が多く聞かれた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き、子育て支援団体と行政が協働で子育て支援に取り組んで行く。</li> <li>・22年度は、子育て支援団体への補助は子育て支援総室の事業で実施。</li> </ul>	西部総合事務所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て王国とっとりプランを策定し、子育て応援の機運を醸成する各種施策（とっとり子育て隊、育児の日の制定等）の実施について検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き実施する。</li> </ul>	子育て支援総室
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ（子育て王国とっとりサイト）を開設した。</li> <li>・「とっとり子育て応援ガイドブック」を発行した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き実施する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て応援パスポート協賛店目標（1,500店舗）が達成された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き実施する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・悩みを抱える子どもが相談できる窓口を確保することにより、子どもたちの心理的な負担を軽減。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き補助を行っていく。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児を養育中の父親を対象に実施している。</li> <li>・講座の内容（育児への関わり方、統計資料説明、絵本の読み聞かせ）は充実している。</li> <li>・受講後の参加者の意見を聞いても育児参加への必要性を感じていただいている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て応援市町村交付金により、市町村における父親を対象とした講座の開催等を支援</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育に必要な絵本や教材の充実など、保育環境の向上につながった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き実施する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進地視察に対する助成及び普及促進検討会の開催を通じ、私立幼稚園の認定こども園に対する関心が高まった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園開設のための施設整備費及び運営費の助成制度園内研修経費の助成等により、引き続き設置を促進する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所1施設と放課後児童クラブ2施設の整備を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度で事業廃止予定</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村が必要とする放課後児童クラブに対して運営費等の助成を行っているが、開設時間等県民のニーズへの対応はまだ不十分。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き助成を実施。</li> <li>・放課後児童クラブの設置を促進するとともに、開設時間等の内容の充実を図る。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村が必要とする教室に対して運営費等の助成を行っており、地域の方たちが子どもたちを育てている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の設置予定を勘案しつつ、既設置教室及び教室新設に対する補助を行うとともに、研修を実施する。</li> </ul>	家庭・地域教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多子世帯の子育てにかかる経済的な負担軽減が図られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より効果的な軽減策を検討する。</li> <li>・制度の周知を図る。</li> </ul>	子育て支援総室
<ul style="list-style-type: none"> <li>・パスポート登録世帯、協賛店舗が、昨年度から大幅に増加。徐々に子育て応援の輪が広がってきている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の認知度向上、登録世帯・協賛店舗の加入促進を図り、社会全体で子育て家庭を応援する気運を醸成する。</li> <li>・関西2府8県、中国5県との広域連携を推進し、利用者の利便性向上に努める。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・パスポート登録世帯が急増し、加入促進が図られた。</li> <li>・サービス体験により、潜在的な需要を掘り起こすことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き実施する。</li> </ul>	

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○子育て応援市町村交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が地域の実情に応じて主体的に取り組む事業に対して交付金を交付し、市町村の取組を促進</li> <li>・育児の相互支援事業を行う会員組織（ファミリー・サポート・センター）の運営、設立等に関し市町村に対し助成及び研修を行う</li> <li>・ひとり親家庭助成（小中学校の入学の支度金）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・住民または市町村が主体となって行う事業、全県的に取り組んでもらいたい特定の事業に対して交付。</li> <li>・市町村が、子どもの預かり等子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人の会員組織を設立し、相互援助活動に関するコーディネーター・アドバイス等を行う市町村に対し、国の次世代育成支援対策交付金の対象とならない事業費について、子育て応援市町村交付金を交付。</li> <li>・センター所属のアドバイザー及び市町村担当者対象の研修会を実施</li> <li>・ひとり親家庭の子が小中学校に入学する際に支度金（1万円）を支給するひとり親家庭助成を行う市町村に対し、子育て応援市町村交付金を交付。</li> </ul>
○心豊かな幼稚園づくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園の教育時間終了後や休日に園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を行う私立幼稚園に対し助成</li> <li>・地域の未就園児や保護者等を対象に子育て支援事業を行う私立幼稚園に対し助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「預かり保育」「休業日預かり保育」の促進及び保護者負担軽減のため、人件費を助成。</li> <li>・園庭の開放・子育て相談・子育て後援会・未就園児教室等の促進のため、実施に要する人件費、教材費等の経費を助成。（1園あたり160万円を上限）</li> </ul>
○私立幼稚園同時在園保育料軽減事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯から2人以上同時に在籍する場合、2人目以降の園児の保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園全28園中、27園で実施。</li> <li>・園が軽減した保育料の1/3を補助。</li> </ul>
○私立幼稚園第3子保育料軽減子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の第3子以降の園児にかかる保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園全28園が実施。</li> <li>・園が軽減した保育料を補助。（保育料の1/4を上限）</li> </ul>
○母子保健指導振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多胎児を抱える保護者支援のための交流会等の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児サークル・医療機関に対し、市町村母子保健事業に関する情報提供を行った。</li> </ul>
○小児医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校就学前の小児に係る医療費の負担軽減を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該軽減を行う市町村に対して、対象経費の1/2を補助する。</li> </ul>
○障がい児の通園施設利用料軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児通園施設を利用している多子世帯に対し、保育所利用の際の保育料軽減事業と同様に障がい児通園施設の利用料を軽減する市町村に助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2人以上の子どもが同時に保育所に通う場合には、第2子以降の保育料を軽減する国の制度があるが、障がい児通園施設と保育園に同時に2人以上の子どもが通う場合には同様の制度がない。この不均衡を是正するため、また、子育て支援のため、市町村が保育所利用の場合と同様に、障がい児通園施設利用世帯に対し利用料を軽減する場合、県は市町村に対して補助を行う。</li> <li>・【軽減率の例】 第2子 1/2、第3子 無料</li> <li>・【21年度実績】 対象者 33人 金額 527千円（県費ベース）</li> </ul>
○乳幼児すこやか発達相談指導事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達の遅れが疑われる乳幼児を対象とした健康診査、健康教室の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脳神経小児科医による発達面を中心とした健康診査及び指導と、集団指導（健康教室）による家庭・保育所でできる遊びなどの発達指導を行った。</li> <li>・市町村実施の乳幼児健診後フォローアップを目的とした事業であるが、医師による専門的診察よりは保護者の障がい受容や理解をうながす場、医療機関への紹介やつなぎの場になっている現状。</li> <li>・市町村の母子保健指導及び保育、教育の連携による支援体制への移管を協議した。</li> </ul>

### ③ひとり親家庭の自立を支援する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○県営住宅の優先入居制度（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子・父子の世帯等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。</li> <li>＜平成21年度の第一次募集応募状況＞ 募集戸数252戸／応募者671名（2.66倍） ＜母子・父子世帯＞入居決定者95名</li> </ul>
○ひとり親家庭総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭自立支援員の設置</li> <li>・母子福祉対策推進費（母子家庭等生活支援事業、ひとり親家庭モバイル相談、日常生活支援）</li> <li>・ひとり親家庭福祉推進員の設置</li> <li>・母子家庭等就業・自立支援</li> <li>・母子家庭等自立支援給付金の支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子自立支援員を各福祉事務所に配置（4名）、ひとり親家庭の相談対応や就労支援等を行う。</li> <li>・ひとり親家庭の研修、交流事業等を実施する鳥取県連合母子会に対して補助を実施。パソコンや携帯電話にひとり親家庭への支援に係る情報をメールマガジンとして提供。また、一時的な病気等の際に、家庭生活支援員を派遣。（母子会に委託）</li> <li>・ひとり親家庭福祉推進員の設置を母子会へ補助実施。</li> <li>・就労に有利な技能習得のため、パソコン講習の開催を母子会へ委託実施。</li> <li>・母子家庭等のスキルアップ、技能習得のための自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進事業）を支給。</li> </ul>
○母子寡婦福祉資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者のない女子で、現に児童を扶養している者及び寡婦に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて配偶者のない女子が扶養している児童の福祉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子及び寡婦福祉法に基づき、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、配偶者のない女子が扶養している児童の福祉を増進するため、母子家庭及び寡婦に資金の貸付を行う。</li> </ul>



施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・本交付金の活用により、各市町村が地域の実情に応じた自主的な子育て支援の取組を実行することに寄与。	・引き続き助成を実施。	子育て支援総室
・センター事業の充実を図ることで多様な子育てサービス提供に対応することができた。	・子どもの病気や急な残業等にも対応できる多様なサービスを提供するよう、ファミリー・サポート・センターの充実を図る。 ・各市町村の要望や国の制度変更等を踏まえて、ファミリー・サポート・センター事業の実施に役立つ研修会を実施する。 ・未設置の1市7町1村でのセンター事業促進を図る。	
・個々に応じたきめ細やかな支援が可能となった。	・引き続き実施する。	
・預かり保育は、全ての私立幼稚園で実施されており、幼稚園での教育時間終了後の保育の場の確保が行えた。 ・また、未収園児、保護者等への園解放、子育て講話会等により子育て支援の充実が図られた。	・引き続き実施する。	
・子育て世帯の経済的な負担軽減が図られた。	・引き続き実施する。	
・子育て世帯の経済的な負担軽減が図られた。	・引き続き実施する。	
・当事者のニーズに併せて実施した。	・育児に関する情報提供及び当事者同士の交流を図り、育児不安の軽減を行う。	
・小学校就学前の小児を養育する家庭の医療費の負担軽減が図られた。	・引き続き実施する。 ・助成対象年齢の拡充等を検討する。	子ども発達支援課
・子育ての制度的公平性が確保されるとともに、障がい児を抱える世帯の一層の負担軽減に資する。	・引き続き実施する。 →H22子ども発達支援課	
・本事業の取組移管の趣旨と方向性について市町村の理解を得られた。 ・西部福祉保健局管内において平成21年度末で市町村に取組を移管。	・東部、中部、日野の各福祉保健局管内については平成22年度末で市町村に取組移管で理解を得られている。平成22年度末で県実施は廃止。 ・各市町村の保健師等関係者を中心とした取組に移管する。市町村により連携支援体制や地域にある資源が異なるため、市町村の実態に応じた支援体制で取り組んでいく。 →H22子ども発達支援課	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・抽選とはなるが、母子・父子世帯が優先的に県営住宅に応募でき、該当世帯の円滑な県営住宅への入居がなされているところである。	・今年度、優先入居制度のあり方も含め、見直し等の検討を行なう予定。	住宅政策課
・個々に応じたきめ細やかな支援が可能となった。	・引き続き実施する。	子育て支援総室
・必要な資金貸付により、母子家庭等の経済的負担の軽減、就職や児童の就学等の一助となっている。	・引き続き実施する。	

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○児童扶養手当支給事業	・母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給	・母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給。
○ひとり親家庭・DV被害者就業支援事業	・求職中のひとり親家庭及びDV被害者を対象として、1か月程度の職場体験研修を実施	・母子自立支援プログラム策定員を県東部に1名配置し、就労による自立支援を行う。 ・求職中のひとり親家庭及びDV被害者を対象として職場体験研修を実施。
○母子生活支援施設強化事業	・母子の社会自立の支援を充実するため、国の配置基準を超えて母子指導員を配置し施設機能を強化する	・精神疾患等を伴うDV被害者や被虐待児などの母子生活支援施設への入所が増加していることを踏まえ、母子生活支援施設の処遇の強化を通して、母子の社会自立を支援するため、国の配置基準を超えて母子指導員を配置する場合に必要な経費を助成する。
○ひとり親家庭への医療費助成	・一定条件を満たすひとり親家庭の子及びその母等に対し、医療費の負担軽減を図る	・当該軽減を行う市町村に対して補助を実施する。（事務費を含む。）
○職業訓練受講促進事業	・一定要件を満たす母子家庭の母等が公共職業訓練を受講するときに訓練手当を支給	【21年度実績】 ・61名 33,813千円
○職場適応訓練事業	・母子家庭の母等の就職を促進するため、事業所に6ヶ月の訓練を委託し、常用雇用に結びつける（一定要件を満たす訓練生には訓練手当を支給）	【21年度実績】 ・なし
○支援員による就業支援	・ひとり親家庭の親及びDV被害者等に対し、就業支援員が相談に応じ就業に結びつける	【21年度実績】 ・ひとり親家庭の親：相談19名のうち14名が就職 ・DV被害者：相談1名

#### ④労働者が様々な働き方(時間、方法など)を選べるようにする

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画推進企業認定事業(再掲)	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	(再掲)
○ワーク・ライフ・バランスの推進(再掲)	・仕事と生活の調和に関するシンポジウムの開催	(再掲)
○男女共同参画センター事業(再掲)	・図書、ビデオ等の貸し出し	(再掲)
○中小企業労働相談所設置事業	・中小企業労働相談所(労働・雇用相談員)の機能強化 ・キャリア・コンサルタント有資格者の配置、養成 ・出産・育児後の女性労働者の就業継続・復職支援等、複雑・多様化する労働相談(キャリア相談・メンタルヘルス相談等)に適切に対処 ・労働セミナー(主に非正規社員を対象)の開催(労働関係法令や ・労務管理アドバイザー(社会保険労務士)による事業所の労務管理改善の促進 ・社内研修等への講師派遣	・中小企業労働相談所設置事業として20年度より(財)鳥取県労働者福祉協議会へ委託。 【21年度実績】 キャリア形成相談件数136件 労働セミナー実施実績 20回実施、参加者272名 内職相談件数 1,191件 労務管理アドバイザー事業所訪問数 434箇所 講師派遣件数 15件(480人参加)

### 3 農林水産業、商工業などの自営業でも男女共同参画を進めよう

#### ①男女共同参画の視点に立って考え方を変える

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画センターによる普及啓発(再掲)	・各種講座、セミナー等による意識啓発 ・関係資料の情報収集と提供、図書、ビデオ等の貸し出し	(再掲)
○男女共同参画センター相談事業(再掲)	・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談	(再掲)
○男女共同参画に係る啓発(再掲)	・研修会等による女性自身の参画意識の高揚 ・集落組織等への女性参画に向けた啓発	管内和牛農家の女性組織を育成するためのきっかけづくりとして、新技術習得、和牛飼育意欲の向上等を狙いとした講習会・講演会・視察研修等を行った。 【事業名】日野郡和牛の輪構築事業 【21年度実績】 ・H21.7.24情報交換会(参加11名) ・H21.10.29研修会(参加17名) ・H22.2.22講演会(参加46名) ・H22.3.25県外視察(参加31名)
○次世代の漁業者育成事業	・漁村女性の全国研修会等への参加を支援(参加費の助成)	・本年度は、鳥取県漁協女性部の全国研修会への参加希望がなかったため参加費の助成は行われていない。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・国制度（手当支給により経済的負担の軽減）。	・引き続き実施する。	子育て支援総室
・個々に応じたきめ細やかな支援が可能となった。 ・体験研修から就労につながるケースあり有効。就労経験のない者等にとって、職業適性等を判断する上でも有効。	・引き続き実施する。	
・職員配置により、利用者に対する処遇向上が図られた。	・引き続き実施する。	
・ひとり親家庭の医療費の負担軽減が図られた。	・引き続き実施する。	
・支給額、支給人数ともに急増。	・引き続き実施する。	雇用人材総室
・ハローワーク主導で訓練の紹介が行われるため、訓練実績を伸ばす対策が取りづらい。	・労働局、ハローワークとの連携を密にして、訓練の周知を図り利用を促進する。	
・ひとり親家庭の親のみならず、全体に厳しい状況が続いている。	・引き続き実施する。	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	男女共同参画センター
・労働セミナーの対象を事業主へ拡大したことにより高齢者雇用安定法等の労働関係法令による就業規則の改正の必要性等の周知が図れた。 ・労務管理アドバイザーを通じて、ワーク・ライフ・バランスの視点で事業主への啓発が図れた。	・職場環境改善の推進の視点で事業主、労働者への啓発を図る。	雇用人材総室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画センター
(再掲)	(再掲)	
・これまでの研修会、講演会、視察等は男性中心で行われていたものを、女性の参加のみで4回実施できた。 ・これまで交流が乏しかった女性間の良い交流の場となり、積極的な和牛飼育への意識が高まってきた。	・今後も継続して支援し、女性組織の立ち上げを進める。	日野総合事務所
・特になし	・全国の水産業での漁村女性の活動について知る機会を設け、水産業での男女共同参画に対する意識を高めていけるよう引き続き支援を行う。	水産課

②物事を決める場面への女性の参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○農業改良普及指導活動	・女性組織等が開催する知識、技能習得のための研修会への支援 ・役員として活躍できるような女性の掘り起こしと能力向上	・県内の女性農業者組織に対し、農業生産・経営改善等の能力向上支援を行った。 ・国段階の女性農業者研修会、男女共同参画推進に関する表彰事業等の情報提供と応募の働きかけを行った。
○鳥取県小規模事業者等経営支援交付金	・商工会連合会、各商工会議所が行う講習会、研修会開催費の助成	・各団体（商工会連合会、各商工会議所）への交付金において、各団体女性部が行う活動（研修会の開催、全国大会等への参加）の経費の一部を助成した。 【21年度実績】 研修会の開催、全国大会等について、2,219千円交付金助成 全国大会 37名／中国、四国ブロック等 46名／ 県大会 89名／主張発表大会 80名

③女性の働きや立場を正しく評価する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○農業改良普及指導活動（再掲）	・研修会、戸別訪問等による家族経営協定締結推進とフォローアップ ・女性農業委員の能力向上のため	・県内各市町村、農業委員会との連携のもと、農家経営改善の一環として家族経営協定の締結促進支援をした。 ・鳥取県担い手育成総合支援協議会との連携のもと、家族経営協定に関する啓発資料を作成した。
○林業普及指導事業（林業女性活動推進）	・鳥取県林業研究グループの活動支援	・林業研究グループと農水業者との交流

④起業家を目指す女性を支援する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○農業改良普及指導活動（再掲） ○チャレンジプラン支援事業	・農産物加工、販売等に取り組む女性組織の起業等に対し、技術、経営面での個別支援	<農林水産部> ・農村女性が主体となった起業活動（農産加工、直売、農村食堂等）に対して、発展段階に応じた技術面、経営面での活動支援を行った。 ・起業活動に関する研修会の企画・開催支援、表彰事業等の情報提供を行った。 【21年度実績】 ・チャレンジプラン支援事業：やる気のある農業者等を対象に実施。（補助率1/3）
○とっとりオリジナル加工品づくり支援事業		<食のみやこ推進課> ・地元原材料を用いたオリジナル加工品の開発と販路拡大を行う小規模加工グループ等に対し研修費や試食・販売PR費等の経費を助成（補助率1/2）
○加工品ステップアップ支援事業		<食のみやこ推進課> ・既に販売している地元原材料を用いた加工品を、県内外の量販店等へ販路拡大を行う小規模加工グループ等に対し、研修費や備品等の経費を助成（補助率1/2）
○鳥取県中小企業連携組織支援交付金	・企業組合等の設立支援及び創業時に要する経費を助成	・19年度から、グループ創業を検討している女性農産物加工グループを対象に、活動内容に応じたバックアップ支援を実施。 【21年度実績】 ・企業組合の設立 1件
○新規参入資金、チャレンジ応援資金	・創業等、やる気と能力ある者に対し金融支援を行う	・チャレンジ応援資金、新規参入資金の活用について積極的PRに努めた。
○経営革新支援補助金	・中小企業が行う、経営革新計画を実施するのに必要な、マーケティング戦略構築、新商品開発、人材育成、販路開拓を支援	経営革新計画の実行・目標達成に向けて当補助金が効果的に活用されるよう、商工団体との連携強化のうえ、制度PRや事務サポートに取組んだ。
○ものづくり事業化応援補助金	・県内中小企業が事業化に向けて自ら行う研究開発を支援	事業化に向けた企業の研究開発に当補助金が効果的に活用されるよう、財団法人鳥取県産業振興機構及び地方独立行政法人鳥取県産業技術センター等の産業支援機関と連携して、制度のPRや研究開発に対する助言等を行った。

4 男女共同参画の視点に立って高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会にしよう

①高齢者が安心して暮らせる条件を整備する（雇用、社会参加、介護体制など）

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○交通バリアフリーの促進	・交通バリアフリー基本構想に基づく鉄道駅等公共交通施設のバリアフリー化の促進 ・鳥取市交通バリアフリー基本構想の策定（H14） ・鳥取駅のエスカレーター設置（H12） ・倉吉市交通バリアフリー基本構想の策定（H17）	・鳥取市、倉吉市の基本構想は策定済み。 ・米子市の基本構想はH21.2に策定。 ・鳥取駅エスカレーターは設置済み。
○建築物のバリアフリー化	・高齢者や身体障がい者等の移動及び施設利用に配慮した建築物の整備を促進する	・福祉のまちづくり条例の改正（H20.10.1施行）により、一定規模・用途の建築物に適合を義務化。 ・適合建築物に対する助成（国庫補助、県費補助）を行った。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の女性農業者が農林水産業に対する理解を深め、県内産品の情報発信と利用促進を図るために、自主的なネットワーク組織（10名）を立ち上げた。</li> <li>・国段階の研修会（中国四国女性のつどい、リーダー研修会、女性農業経営者研修会）に5名参加した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性農業者ネットワーク組織の自主運営支援を継続する。</li> </ul>	農林総合研究所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国大会等に参加し、他団体の活動事例を学ぶとともに、県下女性部の合同研修を実施し、地域の女性リーダーとしての研鑽を深めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、交付対象事業として支援を行う。</li> </ul>	経済通商総室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者の就農や結婚を契機に、農業者年金加入促進と並行して家族経営協定の新規締結、見直し締結が徐々にではあるが進んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続支援</li> </ul>	農林総合研究所
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き支援</li> </ul>	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<p>&lt;農林水産部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営発展を目指し、企業組合発足に至った農産加工グループが1組織できた。</li> <li>・起業活動を現在行っている、また志向している女性農業者が、主体的にマーケティングに関する研修会を企画、実施した。</li> <li>・21年度に1件（女性が代表者の有限会社）が農産物生産に伴う機械等を整備。</li> </ul>	<p>&lt;農林水産部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き意欲的に起業活動を行う農業者に対して活動支援を行う。</li> </ul>	農林総合研究所 農政課 食のみやこ推進課
<p>&lt;食のみやこ推進課&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・21年度に小規模加工グループ等9団体（うち女性が代表であるグループ等5団体）に対して助成。商品開発をめざした8団体のうち7団体（うち女性が代表であるグループ等4団体）で商品化に至る。</li> </ul>	<p>&lt;食のみやこ推進課&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き支援を実施。</li> </ul>	
	<p>&lt;食のみやこ推進課&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き支援を実施。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象グループにおいて、任意グループ活動での問題点が抽出され、克服すべき課題が明確となった。加えて、企業組合の設立による創業意識の高揚がグループ内に広がり、21年度に企業組合の設立に至った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業組合の設立を支援している中央会において、引き続き制度普及を行う。</li> <li>・創業（特に女性、高齢者の起業）及び雇用確保に有効である企業組合の設立を促進するため、設立間もない時期の組合運営に係る諸経費を1/2助成。</li> </ul>	経済通商総室
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給、信用保証料補助による事業者の資金調達コスト低減と産学官連携での目利きサポート等により、起業意欲増強に一定の効果あり。</li> </ul> <p>21年度の融資実績 新規参入資金 192件 2,803百万円 チャレンジ応援資金 3件 90百万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き積極的なPRにより、利用促進に努める。</li> <li>・22年度からは、チャレンジ応援資金（商業等創業）のみ新規貸し付けを実施。</li> </ul>	産業振興総室 経済通商総室
<p>経営革新計画に取組む企業及び補助金を活用して目標達成に取組む企業が増加中。</p> <p>【H.21実績】補助金交付決定：37件（うち女性代表者2件）</p>	<p>今後もより効果的な支援となるよう、商工団体との連携支援強化に努めるとともに、制度の随時見直しを心掛ける。</p>	産業振興総室
<p>研究開発に必要な費用の一部を支援するとともに、産業支援機関と連携して研究開発への助言等を行うことにより、事業化に向けた企業の研究開発を促進。</p> <p>【H21年度実績】交付決定：20件（うち女性代表者2件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果が企業の収益に結びつくよう、産業支援機関との連携強化に努める。</li> <li>・より効果的な支援となるよう、随時制度の見直しを行う。</li> </ul>	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取駅については、14年度からバリアフリー化が進められ、利便性が向上している。</li> <li>・鳥取駅エスカレーターも多くの方に利用されており、移動の円滑化に寄与している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取駅については、21年度からエレベーター設置に着手されたところであり、バリアフリー化が円滑に進むよう支援する。</li> <li>・倉吉駅については、18年度から事業着手されており、バリアフリー化が円滑に進むよう協力する。</li> <li>・米子駅については、21年度から事業着手されたところであり、バリアフリー化が円滑に進むよう支援する。</li> </ul>	交通政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例改正により、新築・増改築におけるバリアフリー化率が向上している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、条例の普及啓発に取り組むと共に、既存建築物のバリアフリー化促進に取り組む。</li> </ul> <p>→H22住宅政策課</p>	景観まちづくり課

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○介護予防の推進	・市町村や事業者が行う介護予防に関する事業についてより有効に実施できるよう調査・研究・研修等を行うとともに、市町村等に適切な助言・支援を行う。	・介護予防市町村支援委員会及び運動器の専門部会を開催し、県内の事業実施方法等について検討した。運動器の専門部会においては、市町村の介護予防事業の実態と評価に係る調査を行い、検討・分析結果を報告書にまとめた。（「平成21年度鳥取県特定高齢者介護予防事業実施報告書」） ・また、市町村や地域包括支援センターが実施する介護予防事業が一層効果的な事業実施となるよう支援するため、研修会を実施した。 研修会：6月26日(金)倉吉未来中心 参加者73名
○地域ケアネットワークづくり	・高齢者ができるだけ要介護状態にならないように、また障がいがあっても住み慣れた地域でそこに住む人々とともに安心して社会生活が送れるように、本人を中心に保健や医療、福祉に関わる人々や機関、組織が互いに連携して支援する体制を整備する。	・20年度から3年間、各圏域における地域リハビリテーションの推進拠点となる圏域地域リハビリテーション支援センターを指定し、今後の地域リハビリテーションを「連携」や「顔の見える関係」を関係者に広げ、多職種協働で進めることとした。 ・フォーラムにより、医療・介護関係職員、行政職員への地域リハビリテーションの普及啓発を図った。 フォーラム：11月1日(日)養和病院 参加者 124人
○高齢者虐待の防止	・介護保険施設等や医療機関での身体拘束や家庭における高齢者虐待が顕在化していることから、高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発を行うとともに、早期発見・早期対応のための体制を整備する。	・県内の弁護士、社会福祉士、医師等の専門家からなる権利擁護団体と連携し、地域包括支援センターの虐待相談・対応事業をサポートする体制を整備した。 21年度の相談・対応件数：3件6名 虐待ケース会議への派遣：3件6名 ・また、県が実施する市町村等の職員を対象とした高齢者虐待防止研修会への講師派遣も行い、人材育成に努めた。 研修会：3月2日(火)福祉人材センター 参加者22名 3月8日(月)米子市福祉保健総合センター 参加者25名
○認知症対策事業	・高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加に対し、早期発見・早期治療体制を整えるとともに、認知症進行に伴って必要とされる専門的な医療、介護、家族支援及び地域の支援体制が適切にマネジメントできる医療、介護専門職を養成し、在宅生活が続けられる体制を	・かかりつけ医の認知症対応力向上研修を医師会に委託して実施したり、認知症の人と家族の会の当事者同士の支え合いを行う相談事業に補助を行った。 ・また、各福祉保健局においては、認知症になっても安心して暮らし続けることができる地域づくりのため、関係者会議を開催した。 関係者会議：7月8日(水)鳥取県中部医師会館8名
○介護サービス等人材育成事業	・介護支援専門員、認定調査員、主治医、施設管理者、介護サービス事業者等、介護保険サービスに従事する各種専門職等に対し、職種別・専門技術別の研修を行い、介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上を図る。	・介護認定にかかわる、介護認定調査員、主治医等に対して要介護認定の適正な運用を図るため研修を実施した。 ・介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上を図るため、介護保険サービスに従事する各種専門職に対し、職種別・専門・技術別の研修を行った。
○元気な高齢者の地域活動支援	・高齢者が元気で住み慣れた地域において暮らしていける社会づくりを推進するため、活動の場が見つけられるよう支援を行うとともに、元気シニアの活動を広く紹介する。	・元気なシニア「地域デビュー」応援フェアを開催し、高齢者とNPO団体等とのマッチングを行った。 ・また、ホームページにとっとり元気シニア応援ページを作成し、知識・技能等を有する高齢者を登録する人材バンクを設置・紹介するとともに、元気シニアの活動紹介を行った。 フェア：11月10日(火)倉吉体育文化会館 参加者80名
○県営住宅の優先入居制度（再掲）	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	・高齢者を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 ＜平成21年度の第一次募集応募状況＞ 募集戸数252戸／応募者671名（2.66倍） ＜うち高齢者世帯＞入居決定者68名

## ②障がいの自立を支援する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○県営住宅の優先入居制度（再掲）	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	・障がい者等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 ＜平成21年度の第一次募集応募状況＞ 募集戸数252戸／応募者671名（2.66倍） ＜うち障がい者・同居親族障がい者世帯＞入居決定者24名
○障がい者の就業支援	・障がい者の就職を促進するため、事業所に6ヶ月の訓練を委託し、常用雇用に結びつける（一定要件を満たす訓練生には訓練手当） ・障がい者の雇用・就業の促進を図るため、障がい者を対象とした職業訓練を実施（訓練生には訓練手当を支給） ・知的障がい者対象（施設内訓練） 期間1年 ・身体障がい者等対象（委託訓	【21年度実績】 ・なし  【21年度実績】 ・施設内訓練（1年）：9名 ・委託訓練（1～3ヶ月）：39名

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村における特定高齢者施策の実施状況は増加してきている。</li> <li>市町村の事業実施を支援するため、各実施事業の分析・評価が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村や介護予防関係者のニーズにあった支援策を実施するとともに、介護予防の県民への全県的な普及を図る。</li> </ul>	長寿社会課
<ul style="list-style-type: none"> <li>圏域地域リハビリテーション支援センターを拠点として、高齢者に関わる医療・福祉の関係者が、連携のための意見交換会等を開催し、関係者の顔の見える関係ができてきた。</li> <li>一般県民の方も対象とした講演会で、医療と介護の連携を普及したが、更なる普及啓発が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民の方々に事業の内容をイメージしやすいよう「地域リハビリテーション」を「地域ケアネットワーク」という言葉に変更し実施。</li> <li>現在の連携は有志の中や個別事例のみでの連携にとどまっており、組織的な連携として動くための体制整備が喫緊の課題。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センター職員に相談・通報のあった虐待件数のうち、専門家のアドバイスを受けることで、解決の糸口が見えたケースがあった。</li> <li>また、このような相談対応業務を行う地域包括支援センター職員の心理的安心につながっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き虐待の予防や早期発見、早期対応のための取組を検討する必要がある。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き地区医師会に委託して、かかりつけ医の対応力向上、早期発見・医療体制の整備を行ったが、研修への医師の参加を増やし、早期発見体制をさらに充実する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、人材育成と支援体制の整備を行うとともに、早期発見のための事業及び認知症疾患医療センターを指定し「専門医療の提供」「医療と介護の連携強化」「専門医療相談の充実」を図る事業と併せて実施することにより、認知症について早期発見、早期治療から家族支援まで総合的に実施する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>多種多様な内容の研修を実施し受講者が業務に関する理解を一層深めることで質の向上を図ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き各種研修を継続し、介護サービスの質の向上と円滑な運営を図る。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>フェアは参加者の満足度が高く、一定の出会いの場を設けることができた。</li> <li>人材バンクについては300名を超える高齢者に登録いただいた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フェアを平成22年度も実施し、高齢者に地域での活躍の場を提供していく。</li> <li>また、人材バンクの活用について、引き続き周知を図る。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>抽選とはなるが、高齢者には中層耐火3階建て以上の1階を老人世帯向住宅又は身体障がい者向住宅として募集し、該当世帯の円滑な県営住宅への入居がなされているところである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉団体等と連携し、需要に応じた供給のあり方等も含め、今後検討を要する。</li> </ul>	住宅政策課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>抽選とはなるが、身体障がい者等には中層耐火3階建て以上の1階を老人世帯向住宅又は身体障がい者向住宅として募集し、該当世帯の円滑な県営住宅への入居がなされているところである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉団体等と連携し、需要に応じた供給のあり方等も含め、今後検討を要する。</li> </ul>	住宅政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワーク主導で訓練の紹介が行われるため、訓練実績を伸ばす対策を取りづらい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働局、ハローワークとの連携を密にして、訓練の周知を図り利用を促進する。</li> </ul>	雇用人材総室
<ul style="list-style-type: none"> <li>就職後の定着が困難なケースが多い。</li> <li>求職者ニーズの把握が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職後の事業所へのアフターフォローが必要であるため、関係機関との連携を密に行っていく。</li> <li>継続実施予定。</li> </ul>	

## テーマC 女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

### 1 女性に対するあらゆる暴力をなくそう

#### ①女性に対する暴力を許さない社会づくりを進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○暴力防止に関する啓発	・関係機関連絡会による連携 ・女性に対する暴力防止の普及啓発	・普及啓発、街頭キャンペーンの実施。  ・県・市町村の担当部門や民間団体との連携を緊密にし、平成21年11月には、鳥取・倉吉・米子市のJR駅頭及びショッピングセンターにおいて関係機関合同による街頭広報を行った。
○未来の親となるための学習推進（再掲）	・親としての意識啓発のための生徒参考資料をホームページに掲載し、各学校で活用することによりデートDVについての知識を付与 ・心のふれあいプロジェクトの普及	NPO法人に「心のふれあいプロジェクト ふれあい会事業」の実施を委託。 ・コミュニケーションや礼儀に関しての小講義の開催。 ・乳幼児及びその親と、児童・生徒とのふれあいタイムを設け、児童・生徒は、乳幼児の親からさまざまな話を聴いたり、乳幼児にふれたり、だっこしたりしながらコミュニケーションを図る。子育てに関する副読本を高等学校課ホームページに掲載し、各学校での活用を呼びかけている。
○人材育成講座の開催（再掲）	・DV防止のための講座、セミナー等による意識啓発	女性相談にかかわる相談員等のための応用講座 女性のための相談業務等に関わる相談員等のうち経験年数3年以上の者に対して、DVや虐待など複雑化、深刻化している女性相談に適切な対応のできる専門性の高い人材を育成する。

#### ②配偶者などからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)、性犯罪、ストーカー行為等への対策を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○DVに関する計画の策定と推進	・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の改訂と取組	・DV被害者支援推進会議を設置し、事業の進捗状況、当面の課題についての検討を行った。
○性犯罪被害者に係る相談窓口の周知	・性犯罪110番の広報資料の作成、配布	・交番、駐在所のミニ広報紙に性犯罪110番の案内を掲載し、広報を図った。 ・県警ホームページに「性犯罪に関する相談窓口（性犯罪110番）について」を掲載し、相談窓口の周知を図っている。
○性犯罪抑止対策の推進	・性犯罪の前兆事案発生時の先制・予防的活動の推進	・H21.3末に生活安全企画課内に子どもと女性の安全対策係を設置して声かけ、つきまとい等の性犯罪の前兆事案を認知した場合に、行為者を特定して警告あるいは検挙を行い、性犯罪等の重大事案への発展を阻止する先制・予防的活動を行っている。

#### ③被害者及び加害者に対する相談及びカウンセリング体制を整備する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○被害者に対する相談及びカウンセリング体制の整備	・被害者支援カウンセラーの委嘱と被害者に対する紹介  ・ストーカー・DV被害者等からの相談対応  ・性犯罪被害者からの相談受理  ・ピア・カウンセリングの推進 ・総合相談窓口の設置・運営等	・県東・中・西部各地区に「被害者支援カウンセラー」として委嘱している精神科医・臨床心理士（6人）を、カウンセリングを要望する被害者及びその家族に紹介した。 ・相談者に対しては、法律に規定する支援・警告等について説明した上、相談者の意思を尊重した対応を行うとともに、早期の事件化を推進した。 ・捜査第一課内に設置している「性犯罪110番」により、女性警察官等による相談受理体制を整備している。 ・21年度は、女性警察官19名（各署1名以上）を性犯罪指定捜査員として指定し、女性警察官等による相談受理体制を整備した。  〔犯罪被害者等相談・支援事業〕 ・犯罪被害者等の被害からの早期回復に向けた支援策として、引き続き、ピア・カウンセリングを県内の犯罪被害者等で構成する自助グループに委託して実施している。 ・また新たに、相談職員スキルアップ研修会を開催したほか、犯罪被害に関する総合相談窓口の設置、犯罪被害者支援ハンドブックの作成を行った。
○人権相談窓口の設置（再掲）	・電話、面接による一般相談、弁護士による専門相談を行う ・関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくり相談ネットワークに取組み、様々な人権相談に総合的に対応する	（再掲）
○婦人相談所事業	・婦人保護事業実施の中核機関である婦人相談所の運営及び婦人相談員を配置する（夫からの暴力、女性をめぐる諸問題についての相	・婦人相談所に婦人相談員を1名配置して、DV被害者をはじめとした相談に対応している。
○外国人DV被害者支援員養成事業	・外国人DV被害者の通訳にあたるスタッフが不足しているため、通訳を行うことができる外国人等の養成を行い、被害者支援及びDV被害の未然防止を図っていく	・英語、タガログ語、中国語の支援員を登録し、相談に対応している。
○DVに悩む男性支援事業	・DVに悩む男性用相談電話を受けられる相談員の養成と電話相談を実施	・毎月第3金曜日に加害者電話相談を実施。
○男女共同参画センター相談事業（再	・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談	（再掲）



施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・DVについての認識が浸透してきている。	・今後も同様に実施する。	子育て支援総室
・関係機関との合同の街頭広報により、関係機関とより一層の連携が図られ、事業を早期、詳細に把握し、被害の継続、拡大防止が図られた。	・関係機関との緊密な連携を一層推進する。	生活安全企画課
・資料にはデートDVに関する意識啓発を図る内容も盛り込んでいる。 ・掲載の内容については、教科「家庭」やホームルーム等での活用がなされている。	・小学校又は中学校等を会場として、赤ちゃんとその保護者と小・中・高校生がふれあう機会を意図的につくり、命の尊さを深く認識しコミュニケーション能力の向上を図る「心のふれあいプロジェクト」の指導者やコーディネーターを養成する。 ・引き続き、意識啓発に努めるとともに、ホームページ掲載の資料等を適宜更新しながら、その活用について、各学校に働きかける。	高等学校課、家庭・地域教育課、人権教育課
・DV、虐待に関する専門知識や具体的な対応の仕方を深く学ぶことができた。 ・高度な知識と豊富な臨床経験を持つ講師の講義により、参加者の満足度は高かった。特に、経験者ゆえの思い込みや認識、対応を見直すきっかけとなり、今後の相談業務の質を高めるのに役立った。	関係機関と連携して進める。	男女共同参画センター

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・DV被害者の支援の充実が図られた。	・22年度中に計画の改訂を行う。	子育て支援総室
・インターネットを見て電話したと話す相談者が多く、ホームページによる広報の効果が高い。	・インターネットのホームページをより広報効果のある内容に更新し、利用者が関心を持って閲覧できるように努める。	捜査第一課
・事件化しない軽易な声かけやつきまとい等事案でも行為者に警告を行いその後の行為を阻止し、被害者に安心感を与え信頼を得ている。	・引き続き先制・予防的活動を徹底し、性犯罪被害の抑止に努める。	生活安全企画課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・カウンセリングを受けた被害者及びその家族から、不安感・恐怖心が軽減されたとの評価を受けている。	・継続的に実施するとともに、被害者等に対し同制度について十分に説明を行う。	警察県民課
・相談者の意向を十分に踏まえて相手方への警告、事件化等を実施した結果、相談者からは「相手からの嫌がらせがなくなった。」旨の謝意が寄せられている。	・今後も、担当者研修等の教養を行い、適切な相談対応に努める。	生活安全企画課
・性犯罪110番で受理した相談から、犯人検挙に至った事件がある。 ・県下全警察署において、女性警察官等による相談受理体制が整っていることから、性犯罪被害者の相談時の精神的負担の軽減につながっている。	・性犯罪指定捜査員による専門的知識の習得と、全女性警察官を対象に相談受理要領の指導に努める。	捜査第一課
・ピア・カウンセリングについては、とっとり被害者支援センターとの役割分担を踏まえ、平成21年度より県警察予算である「民間被害者支援団体運営事業（交付金）」に組み込み実施、自助グループ（ピア・カウンセリング）の育成に役立っている。 ・犯罪被害者支援ハンドブックを作成し、関係機関・団体が行っている支援や連絡先等を示すことにより、市町村等の相談窓口職員の基本的な事項への理解が進んだ。	・自助グループ活動（ピア・カウンセリング）については、とっとり被害者支援センターをととして、引き続き支援を行う。 ・相談窓口紹介用のリーフレットを作成し、県民一般に犯罪被害者支援に関する相談窓口の周知を図る。	くらしの安心推進課
(再掲)	(再掲)	人権推進課
・DV等の早期発見、保護、更生につながっている。	・DV被害者をはじめとした相談にきめ細やかに対応する。	子育て支援総室
・ボランティアの活用により、外国人被害者の支援の充実が図られた。	・登録言語、ボランティア登録者を増やすため、引き続き、研修会等を開催する。	
・DV加害者更正の一助となっている。	・今後も同様に実施する。	
(再掲)	(再掲)	男女共同参画センター

④被害者を支援する体制の整備及び関係機関の連携を強化する（二次的被害の防止）

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○犯罪被害者支援の充実と関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者支援連絡協議会総会の開催</li> <li>・民間被害者支援団体「とっとり被害者支援センター」への支援</li> <li>・体制の整備（主管組織・庁内連携体制）</li> <li>・支援施策の整理・普及・啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21年度総会において、とっとり被害者支援センターを新規会員とし、犯罪被害者支援体制の強化を図った。</li> <li>・被害者支援センター主催のボランティア採用講座での講演等を実施した。</li> </ul> <p>〔犯罪被害者等相談・支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等が様々なニーズ（問題）を抱えている状況や社会的支援の必要性等について県民の理解を促進するため、フォーラム（講演会等）を開催した。</li> <li>・また、各種広報媒体を活用した普及・啓発活動を行っている。</li> </ul> <p>とっとり被害者支援センターが行う、被害者等が一時的に滞在する宿泊施設を確保し提供するための経費を補助。</p>
○性犯罪被害者に対する経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初診料等の公費負担</li> <li>・診断書料の公費負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、16年度から産婦人科等での初診料等を公費負担とし、毎年10件前後の申請を受理している。（申請に対しては全件公費負担）</li> <li>・初診料等や診断書料の公費負担に加え、20年度から人工中絶費用の公費負担制度を施行している。</li> </ul>
○県営住宅の優先入居制度（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。</li> </ul> <p>&lt;平成21年度の第一次募集応募状況&gt;募集戸数252戸／応募者671名（2.66倍）      &lt;うちDV被害者&gt;入居決定者1名</p>
○婦人一時保護所費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人相談所に併設する婦人相談所一時保護所の運営を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人相談所一時保護所において一時保護を実施。</li> </ul>
○ステップハウス運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者等が避難所を退所後、精神的ダメージや経済的理由から、すぐ自立できないため、被害者に住居を提供するとともに、心理ケアを施すことにより、被害者の精神の回復と経済的自立を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単身のDV被害女性など、他の法律で支援を受けられない女性に対して、住居を提供するとともに心理的ケアを行うステップハウスの運営を委託。</li> </ul>
○DV被害者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のケア事業</li> <li>・関係機関研修会</li> <li>・関係機関連携強化事業</li> <li>・女性に対する暴力被害者支援事業</li> <li>・DV法保護対象外暴力被害者一時保護事業</li> <li>・夜間電話相談窓口設置事業</li> <li>・DV被害者等支援体制強化事業を実施し、DV被害者の支援及び未然</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者の心のケアのため婦人相談所に心理療法担当職員を配置。</li> <li>・県及び圏域で関係機関研修会、関係機関連携会議等の開催。</li> <li>・母子生活支援施設、民間シェルター等へ補助を実施。</li> </ul> <p>女性に対する暴力被害者支援（自立支援、医療費補助等）      DV法保護対象外暴力被害者一時保護の実施      夜間電話相談窓口設置</p>
○ひとり親家庭・DV被害者就業支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求職中のひとり親家庭及びDV被害者を対象として、1か月程度の職場体験研修を実施</li> </ul>	（再掲）
○支援員による就業支援（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の親及びDV被害者等に対し、就業支援員が相談に応じ就業に結びつける</li> </ul>	（再掲）
○人材育成講座の開催（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種相談員向け講座による意識啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の相談にかかわる相談員等のための基礎講座の実施</li> </ul> <p>各東西2カ所で開催</p>

2 女性の健康を支援していこう

①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）に関する正しい知識を普及する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○学校における性教育・エイズ教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手引き等を活用した、学校における性教育の推進と充実</li> <li>・性教育・エイズ教育研修会</li> <li>・性教育指導実践研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職、学校保健担当者、医療関係者、保健師等をまじえて県性教育・エイズ教育研修会を7月13日に北栄町で開催。</li> <li>・性教育指導実践研修会を小学校（2月12日）、中学校（10月8日）、特別支援学校（12月4日）において開催</li> <li>・児童生徒や教職員等を対象とした講演会等に専門家を派遣</li> </ul>
○心や性等の健康問題対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校に専門家を派遣、講演会等の実施</li> <li>・産婦人科医等による相談活動や直接面談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校98回、中学校63回、小学校39回、養護教諭部会等団体4団体へ産婦人科医・助産師等の専門家を派遣</li> <li>・保健室登校等の支援として、9校へ臨床心理士等を派遣</li> <li>・モデル地域を3町指定し、教育委員会を中心にした子どもの健康に関する取組を実施</li> </ul>

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・とっとり被害者支援センターの新規加入により、被害者支援体制の充実が図られた。</li> <li>・実態に即した講演ということで好評であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、関係機関との連携強化に努める。</li> <li>・引き続き、採用講座への支援を予定。</li> </ul>	警察県民課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者支援フォーラム（主催：とっとり被害者支援センター、共催：県・県警察）を開催し、犯罪被害者やその家族が被る負担や社会的な支援の必要性について県民の理解を広げた。</li> <li>・とっとり被害者支援センター等と連絡調整を図り、被害者遺族を新たに相談窓口に繋げ、精神的負担を軽減した（2件）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民一般への犯罪被害者等の置かれた現状や社会的支援の必要性について、とっとり被害者支援センターや県警察等と連携し、なお一層の周知を図る。</li> </ul>	くらしの安心推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用実績が1件あり、被害者の安全確保が図られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者等の一時的な緊急避難場所を確保するため、引き続き行う。</li> </ul>	捜査第一課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・21年は13件の申請を受理し、いずれも公費負担して性犯罪被害者の経済的負担の軽減を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・22年度から、医療機関の診察を受け支払済みのものに対しても公費負担できるように改め、被害者の経済的負担の軽減を図る。</li> </ul>	捜査第一課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者が優先的に県営住宅に応募できる制度となっている。</li> <li>・抽選となるため、真に住宅に困窮しているDV被害者がおられても、速やかに入居できない場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者のプライバシーや現在の応募倍率の状況も考慮した上で、DV被害者への県営住宅の入居枠設定等の検討。</li> </ul>	住宅政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者等の安全確保が図られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の安全確保を最優先に行う。</li> </ul>	子育て支援総室
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者等の精神的被害の回復と生活再建が図られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も同様に実施する。</li> </ul>	子育て支援総室
<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV相談体制、自立支援施策とも定着してきている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現事業の更なる充実を図る。</li> </ul>	子育て支援総室
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	雇用人材総室
<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い参加者層に「傾聴」や「受容」、「自尊感情」や「二次感情」など基礎知識や心構えを伝えることができた。</li> <li>・近年相談者のセルフケアが課題となっているが、講義の内容や参加者同士の交流によって、参加者自身が自分自身を客観的にとらえたり、自身への洞察を深めることなどエンパワメントを図ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座に対する需要が大きく、かつ、県全体の相談体制の底上げを図る上でも、継続して実施することが重要である。また、より効率的・効果的に事業を行うため、人権局が行う相談員講座との連携・調整も必要である。</li> </ul>	男女共同参画センター

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会をとおして、学校における組織的かつ体系的な指導体制の充実や教員の指導力の向上を図ることができた。</li> <li>・実践研修による授業公開及び授業研究会をとおして、教員の指導力の向上を図ることができた。</li> <li>・専門家派遣により児童生徒の性に関する悩みや不安への対応を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、研修会や実践研修会をとおして、学校における組織的かつ体系的な指導体制の充実や教員の指導力の向上を図るとともに、専門家派遣により児童生徒の性に関する悩みや不安へ対応していく。</li> <li>→H22スポーツ健康教育課</li> </ul>	体育保健課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの学校が活用している。特に専門家派遣の要望が多い。</li> <li>・モデル地域を町教育委員会が中心となって実施することで、地域の幼稚園・小学校・中学校が連携して事業を行うことができ、地域における健康課題を地域で考え実践するといった取り組みができていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家派遣は、事業を継続し、より充実した事業になるよう支援していく。</li> <li>※モデル地域による実践は、国の事業が廃止になったため、実施しない。</li> </ul>	体育保健課

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○女性の健康づくり支援事業	・健康に関する情報提供、相談体制の実施	・健康教育事業 保健所で思春期から更年期の女性に対する健康教育を実施。 ・女性健康支援センター運営事業 保健所に設置し、女性の健康問題を受付。
○思春期健康問題プロジェクト	・施策検討、県民に対する普及啓発、人材育成	・性の健康問題ワーキング、性感染症キャンペーンの実施、ピアカウンセラーの養成。 ・今後は、圏域ごとに関係機関の連携を強化し、地域ぐるみで施策を推進する。
○思春期の性の健康サポート	・若者が気軽に立ち寄れる相談場所の設置	思春期世代が気軽に立ち寄れる相談場所を設置するとともに、正しい知識の普及啓発等を行い、人工妊娠中絶・性感染症の問題軽減を図る。

### ②妊娠・出産など生涯を通じた女性の健康対策を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○妊娠中毒症等療養支援費	・妊娠中毒症等に罹患している者に対する支援費の給付	・低所得で妊娠中毒等に罹っている妊産婦に対し、早期に必要な医療が受けられるよう医療費の援助を実施。
○妊婦健康診査費の助成	・妊婦健康診査に要する経費の助成	市町村が実施する妊婦健康診査公費負担14回分のうち、6回目以降分の9回分に係る経費を助成する。
○女性の健康づくり支援事業（再掲）	・健康に関する情報提供、相談の実施	（再掲）
○母子保健指導振興（再掲）	・多胎児を抱える保護者支援のための交流会等の開催	（再掲）
○不妊治療等支援事業	・不妊治療に要する経費の一部助成 ・不妊専門相談センターの設置	・特定不妊治療費助成についてのPR等により利用者の増を図っている。今後さらなる周知を図る。 ・不妊相談関係者研修会を開催し、支援者の資質向上を図った。 ・不妊専門相談センターと共催で夜間に「不妊に関する勉強会・相談会」を開催し、知識の普及とともに相談体制の充実を図った。
○女性のがん検診の受診促進	・乳がん検診体制の整備及び受診啓発	・乳がん患者団体が中心となった実行委員会が主催する「米子ピンクリボンフェスタ」イベントを協働実施し、米子コンベンションセンターのピンクライトアップ、乳がん検診車によるマンモグラフィー検診等を実施(20.5)。
○体育実技等補助職員措置（対象：公立学校教職員）	・妊娠中の女子教諭の体育実技授業に補助職員を配置	・小学校においては妊娠中の女子教諭が同時に2人以上生じた場合、1ヶ月以上重複する期間について、その期間中における体育実技授業に対して非常勤講師を配置する。 ・中学校及び特別支援学校においては妊娠中の女子体育教諭1人について、体育実技授業に対して非常勤講師を配置する。 【21年度実績】 県立特別支援学校 9人

### ③性感染症、エイズなどの対策を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○エイズ予防対策事業	・正しい知識の普及啓発、予防教育	正しい知識の普及啓発 ・イベントに併せて普及啓発 HIV検査普及週間（6月1～7日）、性感染症予防キャンペーン（7月～9月）、世界エイズデー（12月1日）等、イベントに併せ、パンフレット・啓発物の配布や、新聞・ラジオ・テレビ等メディアを活用し普及啓発を実施している。 ・エイズ・性感染症検査・相談体制の充実…保健所に検査に来所された機会を捉え、正しい性行動につながるような支援をしている。 予防教育 ・関係機関と連携し、思春期等若いときから正しい知識の普及に努める。 各福祉保健局で、市町村・教育委員会・学校等と連携をとり、学校祭への協力、授業に講師として出かけた等取り組んでいる。 ・出前講座…地域・職場からの要請により、福祉保健局で対応している。
○思春期健康問題プロジェクト（再掲）	・施策検討、県民に対する普及啓発、人材育成	（再掲）
○思春期の性の健康サポート（再掲）	・若者が気軽に立ち寄れる相談場所の設置	（再掲）
○学校における性教育・エイズ教育の充実（再掲）	・手引き等を活用した、学校における性教育の推進と充実 ・性教育・エイズ教育研修会 ・性教育指導実践研修会	（再掲）
○心や性等の健康問題対策事業（再掲）	・学校に専門家を派遣、講演会等の実施 ・産婦人科医等による相談活動や直接面談の実施	（再掲）

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期健康問題プロジェクト事業と連携して実施。20～30歳代の人工妊娠中絶実施率の高さは思春期と同様に課題であることを周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続実施</li> <li>・全年代において、人工妊娠中絶実施率が高いため、思春期以外の望まない妊娠に関する相談支援を女性の健康づくり支援事業で実施し、相談窓口についても周知を図る。</li> </ul>	子育て支援総室
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアカウンセラーについて、5年間で75人養成。各圏域で活躍中。</li> <li>・イベント、キャンペーン、講演会等を通して正しい知識の普及啓発は少しずつ進んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続実施</li> <li>・思春期の性の健康問題について、女性の健康づくり支援事業、エイズ予防対策事業と連携して推進する。</li> </ul>	子育て支援総室 健康政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「性の健康問題ワーキング」で東部圏域の思春期対策について検討を重ね、課題解決の1手段として、思春期世代が気軽に立ち寄れる相談場所「ピアルーム」を6月に開設した。</li> <li>・毎週土曜日14時～16時開設、開催回数38回、来所者延数57人で友達関係・いじめ・家庭のことについての相談にも対応した。</li> <li>・今後、ピアルームについてより周知され定着すれば来所者数も増え、正しい知識の普及啓発につながることを期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続実施</li> <li>・開設後1年を振り返り、スタッフのアンケートを実施し、再度検討しながら充実した運営を行う。</li> </ul>	東部総合事務所

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・21年度実績0件。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続実施</li> </ul>	子育て支援総室
<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届が早くなり、妊婦健康診査受診者数が増えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の臨時特例交付金を活用した助成制度は、平成22年度末で終了予定。</li> </ul>	子育て支援総室
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・PR等により利用者は増加している。</li> <li>・不妊専門相談センター及び助成事業について県政だよりで紹介されたことにより相談者が増加している。</li> <li>・当事者のための不妊勉強会・相談会（夜間）については、夫婦での参加も多く、継続実施の要望が多かった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続実施</li> <li>・相談窓口の充実と連携強化のため関係機関の研修、情報交換等を実施する。</li> </ul>	健康政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・米子コンベンションセンターのライトアップやマンモグラフィー検診の実施、またJR中吊り広告により早期発見、予防の必要性について啓発を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発について、継続実施。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助職員を配置することにより、妊娠中の女子教諭の母体保護を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き配置する。</li> </ul>	小中学校課 特別支援教育課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査件数が増加し、普及啓発と検査体制の拡充の効果がみられる。 (H19.12末 761件、H20.12末 879件、H21.12末 768件)</li> <li>・教育委員会と連携し研修会を開催。(H22.6.22実施)</li> <li>・各福祉保健局でも関係機関と連携をとりながら、積極的に予防活動に取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期対策として思春期健康問題プロジェクトと連携して事業継続。</li> <li>・大人対策について、普及啓発を中心にさらに強化。</li> </ul>	健康政策課
(再掲)	(再掲)	子育て支援総室
(再掲)	(再掲)	健康政策課
(再掲)	(再掲)	東部総合事務所
(再掲)	(再掲)	体育保健課
(再掲)	(再掲)	

### Ⅲ 男女共同参画施策の実施効果

#### 1 第2次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の達成状況

テーマA 男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう

項目	所管課	計画策定時	前年度末時点	直近	目標値
----	-----	-------	--------	----	-----

##### 1 自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう

県の審議会等における女性委員割合	人事・評価室、男女共同参画推進課	43%	H18.4	41.9%	H20.4	40.9%	H21.4	40%を下回らない	H23
------------------	------------------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-----------	-----

##### 2 男だから、女だからと決めつけないで、男女がともに自分らしく生きるため、考え方を改めてみよう

男女共同参画を知っている県民の割合	男女共同参画推進課	57%	H16	57%	H16	54.1%	H21	100%	H21
性別によって役割を固定する考え方に同感しない県民の割合	男女共同参画推進課	46%	H16	46%	H16	44.8%	H21	80%	H21
男女共同参画人材バンク登録者数	男女共同参画センター	168人	H18.4	92人	H21.3	91人	H22.3	200人	H23

##### 3 様々な分野で男女共同参画社会を進めよう

女性消防団員数	消防チーム	95人	H20.4	113人	H21.3	120人	H22.1	250人	H23
男女共同参画推進行動計画策定市町村	男女共同参画推進課	12市町村	H18.8	17市町村	H21.3	17市町村	H22.3	19市町村	H23
男女共同参画推進条例制定市町村		8市町村	H20.4	10市町村	H21.3	13市町村	H22.3	13市町村	H23
男女共同参画交流室設置数		12市町村	H17.4	7市町村	H20.4	7市町村	H21.4	19市町村	H23

##### 4 自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう

女性の自治会役員割合	男女共同参画推進課	2.4%	H19.4	2.7%	H20.4	3.4%	H21.4	5.0%	H23
------------	-----------	------	-------	------	-------	------	-------	------	-----

テーマB 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

項目	所管課	計画策定時	前年度末時点	直近	目標値
----	-----	-------	--------	----	-----

##### 1 男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくらう

男女共同参画推進企業認定企業数	男女共同参画推進課	24社	H18.9	194社	H21.3	222社	H22.3	350社	H20
職場のセクシュアルハラスメント防止対策実施率	男女共同参画推進課、雇用人材総室	64%	H17	70%	H18.8	70%	H18.8	100%	H23

##### 2 仕事と家庭を両方大切にしよう

ファミリー・サポート・センター等設置市町村数	子育て支援総室	8市町	H17	10市町	H21.3	10市町	H22.3	19市町村	H23
介護休業制度普及率	男女共同参画推進課、雇用人材総室	78%	H17	85%	H18.8	85%	H18.8	100%	H23
女性育児休業取得率(従業員10~29人)		54%	H17	41%	H18.8	41%	H18.8	70%	H23
男性育児休業取得率		0%	H17	0.2%	H18.8	0.2%	H18.8	10%	H23
男性県職員(知事部局)の育児休業取得率		人事・評価室	2.40%	H17	4.06%	H20	4.44%	H21	10%以上

目標値の考え方	21年度の取り組み状況	今後の見通し
---------	-------------	--------

引き続き監視	「附属機関委員選任基準」により、委員の男女比率の構成について基準を設定し、委員の選任に当たっては、目標値を下回らないように審査している。	目標値を下回らないよう引き続き監視していく。 →H22人事企画課、男女共同参画推進課
--------	--	---

	2次計画のPRをはじめ、男女共同参画センターと共同した普及啓発活動を実施。	男女共同参画の理解者の裾野拡大に向け、引き続き普及啓発活動を実施する。
	2次計画のPRをはじめ、男女共同参画センターと共同した普及啓発活動を実施。	男女共同参画の理解者の裾野拡大に向け、引き続き普及啓発活動を実施する。
	センター開催講座等の受講者への登録勧誘。	機会を捉え、目標値に向けて引き続き登録勧誘を実施する。

H20追加指標	市町村の取り組みを支援するため、防災・危機管理対策交付金を活用した支援事業を実施。	市町村の取り組みを支援するため、防災・危機管理対策交付金を活用した支援事業を実施。
全市町村	該当市町村に対し個別に状況確認や個別支援。	本年度に全市町村策定済みとなる予定。
H20追加指標	全県条例化をめざすシンポジウムを開催（7/8）。担当課長会議等を通じた未制定の市町村への働きかけ。	一部市町村で条例制定の動きがある。
全市町村	該当市町村に対し個別に状況確認。	市町村課長会議等を通じて働きかけを行っていく。（ただし、現状では市町村での設置ニーズは少ない。） 八頭町で平成22年7月に設置予定。

H20追加指標	自治会づくりのリーダーを養成するための講座を開催。	市町村、関係者に対する説明会を通して、普及啓発を図る。
---------	---------------------------	-----------------------------

目標値の考え方	21年度の取り組み状況	今後の見通し
---------	-------------	--------

	・男女共同参画の推進に理解と意欲のある企業等を認定し、その取組を広く紹介することにより、県内企業への男女共同参画の普及を図る。 ・成功事例の収集（モデル企業）	・サポーター等による個別企業への訪問活動や関係団体等への働きかけによる認定数の増加を図る。 ・成功事例、具体的な取組内容を収集し、企業側に示すことにより、企業の自主的な取り組みの促進を図る。
平成18年度以降調査が実施されていないため、最新データ無し。	認定企業制度を通じた事業所への働きかけ。	認定企業を事業所へ働きかける中で実施していく。

全市町村	未設置市町村に対する設置促進。 ※岩美町と日南町は、町独自でファミリー・サポート・システムを実施。	事業実施市町村が増えるよう促進に取り組む。子育て家庭の具体的な要望を引き出せば設置が進むと見込む。
	認定企業制度を通じた事業所への働きかけ。	認定企業を事業所へ働きかける中で実施していく。
平成18年度以降調査が実施されていないため、最新データ無し。	認定企業制度を通じた事業所への働きかけ。	認定企業を事業所へ働きかける中で実施していく。
	認定企業制度を通じた事業所への働きかけ。	認定企業を事業所へ働きかける中で実施していく。
引き続き取得促進のための意識啓発等を進める。	「子育て応援メッセージ」などで、制度周知や意識啓発などの情報発信を行っている。	現在の取組みを継続し、引き続き男性職員の取得促進を図る。 →H22人事企画課

項目	所管課	計画策定時	前年度末時点	直近	目標値			
県職員(知事部局)年次有給休暇の1人当たり年間平均取得日数	給与室	10.2日 H17	10.8日 H20	10.5日 H21	12日 H26			
県職員(知事部局)の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)		12.7% H19	17.9% H20	22.0% H21	10% H24			
男性教職員の育児休業取得率	教育総務課	1.10% H17	1.74% H20	1.58% H21	10%以上 H21			
教職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数		10.2日 H17	9.5日 H20	9.8日 H21	15日以上 H21			
職員(教育委員会事務局)の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)		20.2% H19	19.5% H20	20.1% H21	15% H24			
男性県立病院職員の育児休業取得率	病院局総務課	0% H19	0% H20	0% H21	10% H24			
県立病院職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数		7.8日 H19	8.6日 H20	8.5日 H21	12日 H24			
県立病院職員の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)		12% H19	0.116 H20	14.6% H21	10% H24			
男性警察職員の育児休業取得率	警務課	0% H19	0% H20	0% H21	10%以上 H23			
警察職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数		5.5日 H19	5.2日 H20	5.2日 H21	8日以上 H23			
鳥取県家庭教育推進協力企業	家庭・地域教育課	52社 H19.2	180社 H21.3	246社 H22.3	230社 H21			
保育所に対する支援事業 ・延長保育 ・一時保育	子育て支援総室	2000人 194人 39カ所	一時保育 10,296人 (延人数) 45カ所	H21.3	・一時預かり(保育所型)年間延利用児童数 11,338人 45カ所 ・延長保育 132カ所	H22.3	2106人 410人 59カ所	H23
放課後児童クラブ(クラブ数)		113クラブ H18.6	123クラブ H21.3	125クラブ H22.3	118クラブ H21			

### 3 農林水産業、商工業などの自営業でも男女共同参画を進めよう

農協における女性正組合員割合	農政課	17.1% H18.6	17.8% H22.1末	18.0% H22.1末	30% H23
農協の支店における女性運営委員割合		10.0% H18.3	10.8% H22.1末	9.5% H22.1末	20% H23
農協における女性総代割合		6.8% H18.3	7.0% H22.1末	7.3% H22.1末	8.0% H23



目標値の考え方	21年度の取り組み状況	今後の見通し
引き続き取得促進のための意識啓発等を進める。	ゴールデンウィーク、夏季等に年次有給休暇の取得促進に向けた通知及び啓発チラシを配布している。	現在の取組みを継続し、引き続き年次有給休暇の取得促進を図り、目標値に達するよう努める。
H20追加指標	膨大な時間外勤務を行っている職員がいる所属名について庁内で公開し、注意を促している。また、21年2月から若手職員による時間外勤務削減ワーキングチームを立ち上げ、時間外勤務縮減に向けた方策の検討を行っている。	従来の取組を継続するとともに、ワークライフバランスの向上に向けたモデル所属における取組みの検討及び実施、優秀取組の全庁への展開を図っていく。 →H22人事企画課
引き続き取得促進のための意識啓発等を進める。	校長会、事務長会などの機会を捉えて、男性教職員への制度周知を図るよう説明するとともに、子育て体験事例などを掲載した福利室の広報紙を活用して周知を図っている。	現在の取組みの継続や平成22年3月に策定した「みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン後期計画(鳥取県特定事業主行動計画)」に定める「教職員プラン推進のためのチェック表」を活用するなど、引き続き男性職員の取得促進を図り、目標値に達するよう努める。
引き続き取得促進のための意識啓発等を進める。	各所属長及び職員に対して、休暇の取得しやすい環境づくりに努めること、管理職員が率先して休暇を取得すること、休暇取得目標を設定することなど、積極的に年次有給休暇の取得促進を図るよう働きかけている。	現在の取組みの継続や平成22年3月に策定した「みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン後期計画(鳥取県特定事業主行動計画)」に定める「教職員プラン推進のためのチェック表」を活用するなど、引き続き休暇の取得促進を図り、目標値に達するよう努める。
H20追加指標	各所属ごとに時間外勤務の目標時間の設定を行うなど、時間外勤務の縮減について働きかけている。	知事部局における時間外勤務縮減に向けた全庁運動「スマート県庁 5(GO)・5(GO)プロジェクト」と同様の取組みを教委事務局本庁所属においても行うことにより、引き続き時間外勤務の縮減を図り、目標値に達するよう努める。
H20追加指標	子育て応援メッセージなどによる職員への制度周知などの情報発信を行っている。	引き続き、制度周知等に取り組む。
H20追加指標	夏休み期間中などに積極的に取得するよう声かけを行うなど、積極的な年次有給休暇取得を働きかけている。	引き続き、年次有給休暇取得促進を図り、目標達成に努める。
H20追加指標	医師、看護師の確保対策を継続して行っているほか、業務の見直し・会議時間の短縮などに取り組んでいる。	引き続き看護師等確保を行って職員の負担軽減を図るとともに、時間外縮減への取り組みを行い、目標値達成に努める。
H20追加指標	職員が安心して子育てのできる職場づくりを推進するため、各所属を通じて育児に関する休暇制度の周知を図った。	現在の取組みを継続し、引き続き男性職員の取得促進を図り、目標値に達するよう努める。
H20追加指標	各所属長及び職員に対して休暇制度の周知を図るとともに、休暇を取得しやすい環境づくりに努め、年次有給休暇の取得促進を図った。	現在の取組みを継続し、引き続き休暇の取得促進を図り、目標値に達するよう努める。
H20目標値引き上げ	協力企業開拓のための企業・事業所への働きかけ(個別訪問など)を実施。	平成22年度末の協力企業の目標数を300社に設定し、引き続き協力企業の増加に努める。
全保育所が実施	・一時預かり(保育所型):13市町、45力所で実施。 ・延長保育:14市町、132力所で実施。	未実施の町村でのニーズを確認しながら促進に取り組む。
市町村の設置予定数	放課後児童クラブの設置を促進するため、補助を行う。	放課後児童クラブの設置を促進するため、補助を行う。

	農業従事者の高齢化等により各農協とも正組合員数が減少しており、大幅な向上は難しい状況。1戸複数正組合員制の普及に向けて、引き続き啓発、推進を図る。	農業従事者の高齢化等により各農協とも正組合員数が減少しており、大幅な向上は難しい状況。1戸複数正組合員制の普及に向けて、引き続き啓発、推進を図る。
	正組合員に占める女性の割合に見合うものとなるよう、引き続き啓発、推進を図る。	正組合員に占める女性の割合に見合うものとなるよう、引き続き啓発、推進を図る。
農協、基幹支所5名程度の登用	JAグループは総代への女性参画目標を5%としており、いずれの総合農協も目標を達成している。目標値の見直しを含めて、引き続き各農協に啓発、推進を図る。	JAグループは総代への女性参画目標を5%としており、いずれの総合農協も目標を達成している。目標値の見直しを含めて、引き続き各農協に啓発、推進を図る。

項目	所管課	計画策定時	前年度末時点	直近	目標値
農協における女性役員数	農政課	10人 H18.3	7人 H21.1末	7人 H22.1末	10人 H23
指導農業士に占める女性の割合	農林総合研究所	34% H18.3	34% H21.3末	34% H22.3末	40% H23
家族経営協定締結農家数		125組 H18.3	178組 H21.3末	184組 H22.3末	170組 H23
女性起業グループ数		65組織 H18.3	77組織 H21.3末	77組織 H22.3末	80組織 H23
生産部役員(役員)		6.0% H18.3	6.4% H21.3末	6.4% H22.3末	10% H23
生産部役員(生産指導員)		4.6% H18.3	3.7% H21.3末	3.8% H22.3末	10% H23
農業委員に占める女性の割合(選任委員中女性の割合)		経営支援課	23% H18.3	25% H20.10	27% H21.9
女性認定農業者数	16人 H18.3		48人 H20.6末	54人 H21.3	60人 H23
女性漁業士数	水産課	0人	0人 H21.3	0人 H22.5	1人 H23

#### 4 男女共同参画の視点に立って高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会にしよう

バス車両のバリアフリー化(低床バス)	交通政策課	29% H18.10	40.1% H21.3	46.4% H22.3	45% H23
建築物のバリアフリー化(適合率の向上・公共)	景観まちづくり課	- H19	100% H20	100% H21	95% H23
建築物のバリアフリー化(適合率の向上・民間)		33% H19	60% H20	62% H21	75% H23

#### テーマC 女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

項目	所管課	計画策定時	前年度末時点	直近	目標値
2 女性の健康を支援していこう					
乳がん検診受診率	健康政策課	24.0% H16	26.1% H18	24.8% H19	40% H23
子宮がん検診受診率		20.6% H16	23.8% H18	25.3% H19	40% H23

目標値の考え方	21年度の取り組み状況	今後の見通し
各農協3名以上を目指す。専門農協への働きかけ。	総合農協は合併や役員定数の見直しにより、農協の役員総数は大幅に減少しており(H18:164→H21:119)、当初の目標値の達成は困難。引き続き各農協3名以上を目指して啓発、推進を図る。	各農協3名以上を目指して啓発、推進を図る。
条例に基づき、審議会等への4割以上の登用に準ずる。	指導農業士の認定に当たって、女性農業者のリーダーに働きかけを実施。現状値は、平成20年1月に、認定された女性の指導農業士の数値であり、次回の認定(平成23年1月)まで同じ数値で推移。	女性の進出が難しい分野であり、また、女性従業者も指導的な者が少ないことから、目標達成は難しいが、次回の認定時に女性の指導農業士の推薦について関係者に協力を得るよう心がける。
毎年8組程度締結	目標値を達成するため年次別目標値を設定し推進。県担い手育成総合支援協議会と連携して啓発資料を作成。	農家の経営改善の一環として家族経営協定の締結推進を図る。普及職員の研修や関係機関等との連携を強化し、引き続き推進する。
毎年3組織程度増加を目指す。	農村女性が主体となった起業活動(加工販売、農村食堂、直売所、給食施設への食材供給等)で、年間101日以上稼働、100万円以上の売上げをあげている組織を重点的に計画活動や、要請活動で支援。	起業活動の発展段階に応じた支援により、安定的な活動を継続、発展させ、地域に貢献できるように引き続き支援していく。
	農林業に従事する女性を含む生産部、生産グループ等に対して、生産技術や知識の向上を図るための研修会を開催。	継続して生産技術、知識の向上を図り、実践活動に結びつくことにより、初期の目標に近づきよう支援する。さらに、指導的な立場として活躍ができるよう働きかける。
役員に準じる。	農林業に従事する女性を含む生産部、生産グループ等に対して、生産技術や知識の向上を図るための研修会を開催。	継続して生産技術、知識の向上を図り、実践活動に結びつくことにより、初期の目標に近づきよう支援する。さらに、指導的な立場としての活躍が出来るよう働きかける。
	平成20年7月6日の統一選挙時の改選に向けて、農林水産省経営局長通知(H20.3.11)で女性の農業委員会への参画促進について通知され、各市町村へは平成20年3月27日付で同内容について通知。	引き続き啓発、推進を図る。
年間10名程増加を目指す。	各市町村担い手育成総合支援協議会等で、経営改善計画認定制度の活用を希望する農業者に対して制度の説明、活用などについて助言・支援を行っている。	引き続き啓発、推進を図る。
	平成17年に鳥取県指導漁業士認定事業実施要領を、漁業者でなくとも漁業に従事している女性も漁業士の対象となるよう改正した。女性部活動が盛んな地区の主だった女性に漁業士のPRを行っているが、漁業士認定まで至っていない。	継続して、漁業士のPRを行い、漁村女性の漁業士活動への参加を働きかける。 また、漁業士活動の一環として、魚食普及に関わる取組等も行い、女性漁業士の必要性を高めていく。

H20目標値の時点更新	国庫補助対象路線を運行する低床バス購入に対して、国と協調してバス事業者に補助を行っている。	各事業者に対して低床バスの導入を働きかけるとともに、国に対して国庫補助金額の確保を要望する。
H20追加指標	福祉のまちづくり条例の改正(H20.10.1施行)により、一定規模・用途の建築物に適合を義務化。	目標は達成しているが、引き続き啓発、推進を図る。 →H22住宅政策課
H20追加指標	福祉のまちづくり条例の改正(H20.10.1施行)により、一定規模・用途の建築物に適合を義務化。適合建築物に対する助成(国庫補助、県費補助)を行った。	引き続き啓発、推進を図る。 →H22住宅政策課

目標値の考え方	21年度の取り組み状況	今後の見通し
H20目標値の変更	県東・中・西部のショッピングセンター及びとりぎん文化会館(鳥取市)で、女性特有のがんを含むがん検診受診率向上のイベントを開催した。	県主催のがんフォーラムや患者団体がショッピングセンター等で実施しているイベントでパネル展示を行い、普及啓発を図る。また、がん検診車を手配し、体験を通して直接普及啓発を図る。
H20目標値の変更	県東・中・西部のショッピングセンター及びとりぎん文化会館(鳥取市)で、女性特有のがんを含むがん検診受診率向上のイベントを開催した。	県主催のがんフォーラムや患者団体がショッピングセンター等で実施しているイベントでパネル展示を行い、普及啓発を図る。

## 2 評価・今後の課題

### 【テーマA】「男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう」

#### <自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう>

##### [現状・評価]

- ・県の審議会等の女性委員割合は、平成15年以降40%を上回っており、行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画は着実に進んできている。
- ・議員や自治体、学校の管理職の女性割合は徐々に上昇してきているものの、その割合はまだ低い。
- ・平成21年度中に3市町で条例が策定され、条例は13市町村、計画は17市町村で策定となり取組が進められている。

##### [課題]

- ・議会や審議会などへの女性の参画、登用の推進
- ・行政や政治の分野への女性の参画拡大に向けた学習機会の確保
- ・企業等の男女共同参画の取組の促進

#### <男女がともに自分らしく生きるため、考え方を改めてみよう>

##### [現状・評価]

- ・男女の地位についての平等感は、「学校教育」以外は男性優遇の意識が強く、「社会通念・慣習やしきたり」については特に高い。経年的に見ると、平等感は徐々に高まりつつある。
- ・性別によって男女の役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）については、賛成、反対の割合はほぼ同じ。経年的に見ると、賛成が減少し、反対が増加している。

##### [課題]

- ・固定的性別役割分担意識の解消に向けた、効果的な啓発
- ・多様な選択を可能にする生涯学習、能力開発
- ・男性を対象とした男女共同参画の意識啓発、学習機会の提供

#### <様々な分野で男女共同参画を進めよう>

##### [現状・評価]

- ・消防団員の女性割合は上昇してきているものの、その割合は低い。
- ・医療関係者における男女の格差は徐々に解消されつつあるものの、職種によって格差がある。

##### [課題]

- ・女性従事者がその能力を発揮できる働きやすい環境整備
- ・性別にとらわれない進路選択、キャリア教育の充実
- ・医師や研究者など女性の割合が低い分野においては、モデル事例となるような情報の提供や両立支援制度の充実

#### <自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう>

##### [現状・評価]

- ・自治会役員の女性割合は増えてきているものの5%未満であり、また、小中学校PTA役員の女性割合は、副会長は半数近くを占めるのに比べ、会長は7.5%となっている。
- ・子ども会役員の男性割合は徐々に増えてきている。

##### [課題]

- ・これまでの慣例にとらわれない、組織運営体制の構築

- ・女性自身が指導的地位に立つことへの積極さを持つための人材養成、モデル事例の発掘
- ・防災、まちづくり、地域生活など、男女共同参画の視点を踏まえた地域づくり

### <国際社会の一員として行動しよう>

#### [現状・評価]

- ・本県における外国人のいる世帯は増加傾向にある。
- ・ボランティアの派遣状況は、近年は女性の参加者が減少傾向にある。

#### [課題]

- ・国際社会の一員として男女共同参画の視点に立った取組の推進
- ・外国人居住者が暮らしやすい環境を整備

### **【テーマB】「職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう」**

### <男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくろう>

#### [現状・評価]

- ・「職場」における男女平等感は、徐々に改善されてきているものの、依然男性優位との回答が半数を超えている。
- ・男女の賃金格差は徐々に縮小してきているものの依然大きな開きがあり、男女ともパートやアルバイト等の非正規職員の割合が増加している。

#### [課題]

- ・女性の能力発揮促進のための支援（セミナーの開催、身近な女性のロールモデルの発掘と情報提供）
- ・経営者の固定的性別役割分担意識の解消
- ・M字カーブの解消に向けた取組の推進（長時間労働の抑制、働きながら子育てができる体制）
- ・企業等の男女共同参画の取組を促進するため、関連情報の提供や認定制度などの実施

### <仕事と家庭を両方大切にしよう>

#### [現状・評価]

- ・家庭内の仕事の分担は、地域活動・町内会を除き、女性が大半を担っている。
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、理想と現実の間にはギャップがあり、現実には仕事優先となっている。
- ・ワーク・ライフ・バランスに対する認知度は、企業経営者の半数がだいたい理解しているものの、雇用者規模が小さい企業ほど認知度は低く、企業経営上のメリットが十分理解されていない傾向がある。
- ・放課後児童クラブや延長保育など、子育て支援の取り組みは充実してきている。

#### [課題]

- ・ワーク・ライフ・バランスに対する理解と認識を深める取組の推進
- ・働きながら子育てや介護ができる支援策の充実（延長保育、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンターなど）
- ・男性の、さらなる家事・育児・介護への参画促進
- ・企業に対するワーク・ライフ・バランス取組事例の紹介や支援

### <農林水産業、商工業などの自営業でも男女共同参画を進めよう>

#### [現状・評価]

- ・家族経営協定締結農家数は年々増加し、農林水産業分野での男女共同参画は徐々に進んできて

いる。

- ・女性農業委員や農協の女性正組合員の割合は徐々に増えてきているものの、まだ低い水準にとどまっている。

#### [課題]

- ・女性の農業技術、経営のノウハウ等の知識向上にかかる支援、家族経営協定の締結促進
- ・昔ながらの固定的役割分担意識に基づく慣行、習慣の見直し

### <男女共同参画の視点に立って高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会にしよう>

#### [現状・評価]

- ・障がい者の雇用率は1.78%で、法定雇用率1.8%にわずかに届いていない。

#### [課題]

- ・男女共同参画の視点に立ち、高齢者や障がい者などが安心して暮らせる条件を整備（雇用、社会参加、介護体制など）、自立支援

### **【テーマC】「女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう」**

### <女性に対するあらゆる暴力をなくそう>

#### [現状・評価]

- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）を主な要因とする一時保護件数は、ほぼ横ばいで推移しているものの、DV相談は女性相談総件数の4割を超え、増加傾向にある。
- ・最近5年にDV被害を受けたことがある者は、女性16人に1人、男性32人に1人の割合となっている。

#### [課題]

- ・配偶者等への暴力の予防と防止対策、被害者保護
- ・性犯罪や子どもに対する性暴力の根絶に向けた取組の推進

### <女性の健康を支援していこう>

#### [現状・評価]

- ・人工妊娠中絶件数は減少傾向となっているが、全国と比べると実施率は高い。
- ・HIV抗体検査数は、近年は横ばい傾向。
- ・女性の子宮がん検診受診率は徐々に高くなっている。

#### [課題]

- ・生涯を通じた男女の健康の保持、増進
- ・学校教育を通じた適切な性教育の実施
- ・健康を脅かす問題についての対策の推進（HIV、飲酒、喫煙、薬物）

## 第2次鳥取県男女共同参画計画

平成19年3月

## 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 鳥取県が目指している「男女共同参画」社会の姿

男女共同参画社会とは、

女性も男性も高齢者も若者も、  
**家庭・地域・職場のあらゆるところで**

- ・一人一人の人権が大切にされ
- ・「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ・自分にできることは自分で責任を持って取り組み
- ・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合って

心豊かに、いきいきと伸び伸びと暮らせる社会です。

家庭では

- 男性も家事・育児などに参加し、家族全員が協力し助け合ってください。
- 男性が高齢化社会に対応して、終生をいきいきと生活するためには、自分自身の身の回りのことを自分でできることと、それを基本として周囲の人を手助けできることが大切です。
- 男女がお互いの人格を尊重し、お互いの立場を理解して助け合うことが大切です。女性の社会での活躍の機会が増える中、今までのように、家事・育児・介護を女性に任せるのではなく、家族ぐるみでの協力が必要です。
- もちろん、ドメスティック・バイオレンスといわれる配偶者などからの暴力を始め、子どもや高齢者に対する虐待などがあってはなりません。

地域では

- 女性も男性も高齢者も若者も、みんなが自治会などの地域活動やPTA活動、防災活動に参画し、暮らしやすい地域を作ります。
- 今後、地方分権が進むに伴って、住民自治（その地域の課題について、役所任せではなく、その地域の住民の意思と責任で解決していくこと）の充実が求められていきます。高齢者のこと、福祉のこと、子どもたちのことなどその地域の課題を考えるときには、常に男女共同参画の視点が大切です。
- 地域のことを話し合う際に、男性ばかりだと「子育てや介護は女性の仕事」「ゴミ・リサイクルなどの環境問題には関心がない」など議論される事柄や内容が偏ることも考えられます。住民は「老若男女」で構成されているので、代表者が話し合いをするときに同じような構成であれば、住民の意見がうまく反映されるでしょう。
- 子どもたちや高齢者のことも家庭内だけのことと考えず、地域ぐるみや制度で支え合い、みんなが助け合うことで、暮らしやすい地域が実現します。

学校では

- あらゆる場面で、「男女共同参画」の視点に立った教育が行われます。
- 性別にとらわれないで、一人一人の個性を伸ばす教育が行われます。
- 教育は、社会で生きる力を養うことが大切であり、単なる知識の暗記や正解探しではなく、多様性を認め合うことや、人権を認め合うことが身近な実践に結びついていく重要なことです。
- このため、学校、家庭、地域がより一層連携して、未来の地域社会を担う子どもたちの教育を充実する必要があります。

→ 小・中学校での教育は、子どもたちの人格形成に大きな影響を与えることから、小・中学校での「男女共同参画」の視点に立った教育は、重要です。

また、子どもたちが、普段、身近に接している学校や地域、家族の男女共同参画についての考え方は、子どもたちが大人になってからの考え方に大きな影響を与えます。したがって、その大きな柱である学校において、「男女共同参画」の視点に立った教育をきちんと行うことが重要です。

（参考）

本県では、人権尊重の視点に立って男女平等意識の確立を図るため、あらゆる場面で男女の人権が尊重される教育を「男女共生教育」として推進しています。

男女共生教育の推進【鳥取県人権教育基本方針（平成16年11月）より抜粋】

すべての子どもが、性別にとらわれることなく、一人一人の違いやよさを認め、あるがままの自分を大切に自立者として生きていくことは重要なことです。そのためには、自分の役割を認識し、自分の周りにいる男女が共に支え合って生きていくことを学習する男女共生教育の推進が必要です。

#### 職場では

- 自分の意思によって、男女かわりなく「人」として能力を発揮できる職場環境となっています。
  - 例えば、女性だからという理由だけで営業職は無理と決めつけてその人がもっている能力を活用しないことは、有能な人材がいるのに、ふさわしい仕事をさせないということになり、企業にとって大きな損失です。
    - また、企業の顧客の半分は、女性です。営業方針や販売戦略を女性と一緒に考えることは、よりお客さまの立場に立った営業活動ができます。逆にもし、女性が携わっていないと、女性からの視点を欠いた、お客さまにとって不満の残るものになり、企業にとって営業・販売戦略で遅れをとることになりかねません。
- 男性も働き方に対する考え方を変え、仕事中心から、家庭や地域活動とのバランスのとれた働き方をします。
  - 近年では、核家族化が進み、地域社会の結びつきも以前より弱くなるなどの傾向が見られますが、子どもたちや高齢者を取り巻く様々な課題を考えていく上で、家庭や地域の役割は重要であり、女性も男性も積極的に家庭や地域での役割を果たすことが求められます。
    - また、女性の社会での活躍の機会が増える中、男性も家庭や地域社会に積極的に関わることが必要です。そのためには、男女がともに職場における働き方を見直すことが必要で、企業も、従業員が時間や場所にとらわれない様々な働き方が選べるよう勤務形態を考えることが必要です。男性にとっても、育児参加をすることにより仕事にも意欲的になったり、育児や家事を通じて新たなマネジメント力やリスク管理能力が身につくなど視野が広がり、新しい社会への対応能力を取得できることとなります。

#### 企業のメリット

- ① 優秀な人材が確保でき、定着します。
  - 子育て世代の男性の多くは、仕事も家庭も大切にしたいと考えています。仕事と家庭のバランスがとれるようなライフスタイルが実現できる職場環境にすることは、優秀な人材の確保・定着につながります。
- ② 労働意欲や生産性の向上につながります。
  - 育児時間を確保するためにメリハリのある働き方をし、質の高い仕事をしたり、育児休業など育児参加で仕事から離れる時間を持つことにより、新たな視点（発想）を商品開発に活かすなど、従業員が意欲と能力を発揮することができます。
- ③ 効率化のきっかけになります。
  - 育児時間の確保や短時間勤務など働き方が選べることにより、限られた時間で効率的に働くよう仕事の進め方などを見直すきっかけとなります。



（参考）

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

男女共同参画社会の形成（第2条第1号）

男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することという。

鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）

男女共同参画（第2条第1号）

女性と男性が、個人として尊重されるとともに、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野において対等に活動し、かつ、責任を分かち合うことをいう。

## 2 計画策定の趣旨

### （1）考え方

現状では、家庭の力や地域社会での支え合いが以前に比べかなり弱くなっていることを踏まえ、家庭や地域の力を回復させるため、女性はもちろん、男性の働き方を見直すことが重要です。また、住民自治の現場で、家庭や地域社会の役割が大切にされ、地域社会や家庭での「男女共同参画」の取組がより一層深まるよう重点をおいて記述しました。

### （2）留意したこと

この計画は主人公たる県民に理解・納得され、具体的な行動指針として、役所の書架に眠るのではなく、県民の手元にあるべきものです。そのため、分かりやすい言葉を使うよう心がけ、「啓発」「推進」などの言葉は、本文中ではなるべく使わないように配慮しました。

### （3）現状と課題

#### 国

- 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）
- 男女共同参画基本計画【第1次】（平成12年12月 閣議決定）
- 男女共同参画基本計画【第2次】（平成17年12月 閣議決定）

#### 鳥取県

- 鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号 議員提案）
- 鳥取県男女共同参画計画【第1次（平成13年度～18年度）】（平成13年7月策定）

< 3つの基本テーマ、12の重点目標、46の具体的取組 >

基本テーマ1 女性の権利が擁護され、男女が共に主体的に生きる権利の確保

基本テーマ2 男女共同参画を進めるために必要となる制度、条件、慣行等の是正及び整備

基本テーマ3 職場、家庭及び地域において男女が多様な生き方を選択できる社会の実現

### 過去5年間の結果

#### 《進展が見られた事例》

- 「男女共同参画社会」という言葉を知っている県民の割合

平成11年 28.5% → 平成16年 56.5%

（平成16年度鳥取県男女共同参画意識調査）

- 男女共同参画計画を策定した市町村

平成12年 6市町村(39市町村中) → 平成18年 12市町村(19市町村中)

- 県審議会等における女性の委員割合

平成13年 30.0% → 平成18年 43.3% (全国1位)

- 家族経営協定を締結した農家数

平成11年 63組 → 平成17年 123組

《いまだ不十分な事例》

〔表1〕「男性の方が優遇されている」と思う人の割合

項目		平成11年	平成16年
家庭	男性	54%	47%
	女性	68%	68%
地域	男性	56%	43%
	女性	64%	60%
職場	男性	64%	61%
	女性	72%	68%

〔表2〕「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考えに反対する人の割合

性別	平成11年	平成16年
男性	33%	38%
女性	47%	52%

（平成16年度鳥取県男女共同参画意識調査）

〔表3〕女性の育児休業取得率（実際の取得者／取得可能者）

項目	平成12年	平成17年
従業員30人未満	40.0%	53.8%
全規模	71.4%	70.2%

〔表4〕男性の育児休業取得率（実際の取得者／取得可能者）

項目	平成12年	平成17年
全規模	0.1%	0.0%

（平成17年度鳥取県労働条件等実態調査）

◎ 「男女共同参画」という「言葉」は県民の皆さんに徐々に知られてきており、市町村の行政でもかなり取り上げられているものの、県民の皆さんにその内容やイメージは、十分伝わっていないと思われます。また、家庭、地域、職場において「男性優遇とを感じる人が多い」ことから、男女共同参画が十分進んでいないと思われます。

第2次計画では、こうした課題があることを考えて男女共同参画社会がなるべく早く実現するよう施策を進めていきます。

### 3 重点的に取り組む点

数字からみた本県の特徴は、「一人の女性が一生に何人子どもを産むか（合計特殊出生率）」「一世帯に何人で暮らしているか」「女性が職に就いている割合はどのくらいか（女性就業率）」は、全国平均より高く（多く）、鳥取の女性は仕事に、子育てに頑張っている姿が見えてきます。

しかし「一人がどれくらいの時間働いているか（総労働時間）」という数字は、全国平均を上回る長さで、しかも「一世帯で一か月にどれくらい収入があるか（世帯所得）」という数字は、全国平均を下回っているという厳しい現実があります（表5参照）。

今後は、こうした本県の特徴を考慮して、家庭、地域、教育現場、職場のそれぞれで、男女共同参画ということをもみんなで一緒に考えて勉強していけるような雰囲気づくりが必要です。

平成16年度鳥取県男女共同参画意識調査の結果、「家庭」「地域（自治会）」「職場」では、女性の多くが「男性の方が優遇されている」と考えています（前のページの「いまだ不十分な事例」表1～4参照）。また、同じく、この調査では「今後、鳥取県で男女共同参画を進めていくためには行政は特にどのようなことに力

を入れてくべきか」という問いには、「子育て、介護にいろいろな支援をしてほしい」「男女平等というものの見方をする教育や学習」「(理由もなく女性や男性の役割を決めつけたような)慣習の見直し」という回答が多く見られました。

子育てや介護については、「男だから…女だから…」とか「子どもをとるか、職業をとるか」ではなく、いろいろな方法が選べるようにしていくことが必要です。

〔表5〕

項目	鳥取県（全国順位）	全国平均	調査時点
1 合計特殊出生率	1.47（第8位）	1.26	H17
2 1世帯当たり人員	2.90人（第9位）	2.58人	H17
3 世帯所得（月平均）	266,433円（第34位）	299,380円	H16
4 総実労働時間（1人平均月間）	160.7時間（第9位）	153.3時間	H16
5 女性就業率	49.9%（第6位）	45.5%	H17

このようなことから、第2次計画では大きなテーマとして次の3つを掲げました。

- A 男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう。  
(女性も男性も一緒に仲良く助け合って暮らしていけるように、世の中の仕組みや教育を考えていきましょう。)
- B 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう。  
(様々な選択肢が用意され、その中から、能力を発揮できる自分にあった一番良い方法が選べるようにしましょう。)
- C 女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう。  
(女性を始めとする、一人一人の人権が大切にされ、心豊かに伸び伸びと暮らせる社会にしましょう。)

#### 4 役割分担の方向

また、計画を作り実行するに当たっては「誰が（どこが）」「どういうことを」するのが、一番ふさわしいかを考えました。まず、この計画が、主人公たる県民に十分に理解・納得されて具体的な行動の指針になることが必要であり、役所の書架に眠るのではなく、県民の手元にあることが必要です。また、「県」と「市町村」と「民間団体」がそれぞれの役割を分担し、連携しながら着実に進めていくことが重要です。したがって、次のとおり今後の役割分担の方向を整理しました。

##### ○ 県

第2次鳥取県男女共同参画計画を定めその進み具合を管理するとともに、鳥取県男女共同参画審議会の議論などによる施策の総合的な体系付けを行います。また、市町村へは、条例制定や計画づくりを通じて、住民一人一人が意識してよく考え、理解していただくよう強く働きかけます。

- (1) 「社会教育」「学校教育」「企業」の場で、男女共同参画の考え方を取り入れた研修を効果的に行っていただくよう働きかけをします。また、県としては、企業向けの研修や地域（自治会）及び企業で中心となって活動していただくリーダーの養成のための研修を行うとともに、市町村、地域（自治会）、民間団体などが自ら進んで行う活動に積極的に協力します。
- (2) 県は、相談業務に携わる方（特に、民生委員、児童委員、人権擁護委員、保健師、医療機関の方などは行政の中で担当している省庁・部局が違うため「男女共同参画」に関する研修が受けにくい）を対象とした指導・研修などを行います。
- (3) 県は、市町村や民間団体の主体的な取組みを支援します。また、意見交換をするなど意思の疎通を図り、情報を共有します。
- (4) 「鳥取県男女共同参画推進員（県民からの苦情を受けて行政や制度に関する苦情を調査し処理する）制度」を市町村、企業、民間団体などにもっと知っていただき利用していただくよう働きかけます。

け、県民にとって身近な存在となるよう努めます。

- (5) 男女共同参画についてみんなで一緒に考え勉強する活動や、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対応などについて、民間団体の活動を応援し協力していきます。

○ 市町村

住民に最も身近な基礎的自治体である市町村は、地域の実情に応じて、県や民間団体と連携をとりながら、男女共同参画の取組を進め、住民や自治会が男女共同参画について勉強し考える機会を増やし、働きかけていくことが必要です。また、市町村は、男女共同参画について住民からの様々な相談が集まる場所でもあり、男女共同参画の視点は、市町村行政に欠かせません。

しかし、現状は、首長や担当者の熱意により取組姿勢に大きな差が見られ、それが結果的に市町村の行政に反映される傾向があります。市町村は、条例制定や計画づくりなどを通じて、住民一人一人が意識してよく考え、理解していただけるよう強く働きかけていくことが求められます。

- (1) 住民に対する問題提起や研修については、いわゆる「老若男女」、会社員、自営業、学生、主婦など立場や職業によって、それぞれ課題や考え方に大きな違いがあります。このことから年代別、職業別など対象となる方々へのきめ細かい対応が求められ、特に、自治会への働きかけや民間団体と一緒にした取組が必要です。

- (2) 男女共同参画の浸透を図る上で、住民からの相談窓口は必要ですが、現状では多くの市町村で「男女共同参画」として専門の相談窓口はありません。

民生委員、児童委員、人権擁護委員、保健師、市町村の窓口などが「男女共同参画」を含む様々な相談にのる体制になっていますが、相談窓口が分散していること、研修機会がなく相談を受ける側に「男女共同参画」の視点が欠けていることなどから二次的被害（被害にあった人が、相談したことにより対応した職員などから更に精神的な苦痛を受けること）や相談機関の間で連絡が不十分で対応がちぐはぐになるなどの問題が起きやすくなっています。

市町村では、「男女共同参画」の相談窓口の整備が必要です。一方、住民に最も近いところに相談窓口があることが適当ですが、相談者にとっては逆に近すぎてプライバシーが守られるかという不安があり、行政側は十分な配慮が必要です。そのほか、近隣の市町村で合意ができれば、複数市町村がまとまって「男女共同参画相談窓口」を整備することも考えられます。

○ 自治会

住民が、自らの取組として主体的に住民自治（その地域の課題について、役所任せではなく、その地域の住民の意思と責任で解決していくこと）を行うためには、男女共同参画の視点を取り入れることが必要です。

現状では、公民館活動は、本来の役割である「社会教育」面で十分機能しているところが多くあります。しかし、自治会では、地域社会に無関心な傾向（自分さえよければ）や住んでいる方たちの多くが高齢化していることにより、集落の機能自体がかなり弱くなっているところもあります。また、自治会活動や地域行事には、とすれば会長や役員は、必ず男性など社会的慣習に基づく固定的な性別役割分担意識に基づいた運営が行われているところも見受けられます。

今後は、自治会の意思決定や役割分担を、性別、年齢の偏らない「老若男女」が参画する方法を進めることによって、住民の積極的な参画や地域の活性化につながると考えられます。

○ 民間団体

県民の意見や地域の実情に密着した活動が期待できるので、幅広く多くの団体での取組が求められます。現状は、市町村との連携が十分でなく活動が地域の中で十分に活かされていない場合も見受けられます。今後は、県や市町村と連携をとりながら各種の民間団体が、まちづくり、観光、環境分野など様々な分野で、男女共同参画の視点に立って多彩な活動を展開することが望まれます。

5 計画の性格

- (1) 第2次鳥取県男女共同参画計画（以下「本計画」という。）は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）及び鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）に基づいて策定す

るものです。

(2) 本県では、平成13年7月に（第1次）鳥取県男女共同参画計画（平成13年度～18年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。本計画は第1次計画の後を受け、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて次の5年間の計画を策定するものです。

(3) 本計画は、男女共同参画社会の実現に向けた県の基本的な取組の方向と具体的な施策を示し、男女共同参画社会の形成を促進するための県民の指針となる行動計画です。

## 6 計画の期間

平成19年度～23年度（5年間）

## 第2章 計画の体系（省略）

## 第3章 計画の内容

### テーマA 男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう。

#### 重点目標1 自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう。

世の中には女性、男性、高齢者、若者など性別や年齢の異なる方々、いわゆる「老・若・男・女」で成り立っていますが、現実には起こっている困りごとなど様々な問題を話し合い、決定する場面での代表の方々は、固定的性別役割分担意識（男だから…女だから…という決めつけ）によって、まだまだ、男性が多いという実情があります。住民一人一人が輝くようなこれからの社会を作るためには、女性が政策・方針決定過程（大事な物事を決める場面）へ参画することが必要で、同じようなバランスを確保することがきわめて重要です。

#### 「参加」ではなく「参画」

「参画」とは、単なる「参加」（その場所にいる）ということではなく、「なにか物事を決めるときメンバーになっている。」という積極的な意味があります。「女は黙っている」ではなく、みんなが一緒に考え、よく話し合っ物事を決め実行していくと、みんなが納得できて活力も増していく、そういうことだと理解してください。

#### ①議会への女性の参画を進める。

民主主義において最も重要な政策・方針決定の場である「議会」への女性参画が進むよう、情報や勉強・学習の機会を提供します。

#### ②審議会などへの女性の参画を進める。

県は、条例を守り、引き続き男女いずれかが4割を下回らないようにします。また、市町村や自治会などにおいても取組が進むよう情報や勉強・学習の機会を提供します。

#### ③自治体の管理職への女性の登用を進める。

県は、性別を問わない能力・実績に基づいた女性幹部の登用を引き続き進めます。市町村においても取組が進むよう様々な情報を提供し、意識の向上に努めます。

#### ④企業、団体、教育・研究機関、地域団体などにおいて物事を決める場面への女性の参画を進める。

県は、方針決定過程（物事を決める場面）への女性の参画拡大が進むよう、情報を提供し、意識の向

上に努めます。

⑤積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の考え方を広げる。

形だけの平等ではなく、現実に関機（チャンス）が利用できるような仕組みを広げていきます。

<主な具体的施策>

- 女性の政策決定参画のための研修会の開催
- 県内市町村における男女共同参画の状況の情報提供（印刷物等）
- 審議会等委員の選考に活用できるよう「男女共同参画人材バンク」の充実
- 県が設置する委員会等に参加する委員のための託児を実施
- 男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定、顕彰（男女共同参画推進企業認定事業）
- 企業経営者へ意識を持ってもらうよう研修機会を提供

**積極的改善措置（ポジティブ・アクション）**

差別や格差が、実際に今あるところでは、法律（男女雇用機会均等法など）を守り「平等な扱いをしていますよ」といわれても、なかなか格差が解消されるものではありません。実際に機会（チャンス）がまわってくるような仕組みが求められます。

例えば、ある企業では、いままでは「営業職に女性がほとんどいない（女性は総務や経理だけ）」「管理職は全員男性」であったとします。これを改善しようとするためには、

- ①意欲のある女性（希望者）に対して、営業職向けの研修やトレーニングを行い積極的に営業戦力として女性の活用を図る。
- ②昇進・昇格の基準を明らかにし、女性の管理職候補者に対し研修を行う、などの具体的な行動（改善措置）が必要です。

また、審議会などの委員の数で大きな男女格差があるような場合は、格差を解消するよう選ぶ際に意識的に男女の比率を近づけるように努力することが必要です。

ただし、「積極的改善措置」は、

- ①「男女のいずれか一方」に対し行われることで、必ずしも女性に限ったものではないこと
- ②男女のいずれにも、直接、結果の平等まで求めるものではなく（意欲、能力本位である）、研修の機会なども含めて本当の意味で機会（チャンス）を平等に与え、その結果、男女共同参画が進むこととなるものであること。

に留意が必要です。

重点目標2 男だから、女だからと決めつけしないで、男女がともに自分らしく生きるため、考え方を改めてみよう。

男女共同参画を進める上で大きな障害の一つは、私たちの考えの中に長い時間をかけて形作られてきた「性別に基づく固定的な役割分担意識（男だから…女だから…という決めつけ）」とそれに基づく社会慣行（例えば、はっきりした理由もないのに、昔からこうだと決まっていること）があります。このような考え方は時代とともに変わりつつありますが、いまだに根強く残っていることから、社会的性別（ジェンダー）の視点を意識し男女共同参画への理解をみんなに広めるためには、「教育と学習機会」と「広報・啓発活動」を充実させていくことが重要です。

**固定的な性別役割分担（性別に基づく固定的役割分担）意識**

個人の能力によってではなく、「女性」「男性」という性別を理由として、役割を決めつける（固定的に分ける）こと（考え方）です。

例えば、「男は仕事、女は家事・育児」「男性は主要業務、女性は補助的業務」などは、固定的な考え方により女性男性の役割を決めている事例です。

### 社会的性別（ジェンダー）の視点

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中で、社会によって作りあげられた「女性像」「男性像」があり、これを「社会的性別（ジェンダー／gender）」といいます。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見などにつながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。

「社会的性別」は時代とともに変わるものですが、「男性はこういうものだ」「女性はこうあるべきだ」と決めつけてしまうと個人の能力や選択肢を狭くし、個人の能力を発揮する機会を奪う危険があります。

なお、「社会的性別」という言葉自体には良い、悪いの意味（価値）はなく国際的にも使われている言葉です。

### 《教育と学習の機会を充実しよう》

#### ①学校教育での男女共同参画の視点に立った学習を充実する。

全ての教育活動を通じて男女共同参画の考え方を取り入れた活動を進め、発達段階に応じ、人権の尊重や男女平等に関する教育を充実します。また、教職員に対する研修も行います。

#### ②様々な選択肢の中から選ぶことができる教育・学習機会を充実する。

進学・就職指導に際し、性別による固定的な職業観や進学観（人文系は女性・理系は男性など）にとらわれず、個人の希望、能力や適性を考えて進路指導を行います。

#### ③家庭教育・社会教育において男女共同参画の視点に立った学習を進める。

家庭では、男女共同参画の視点に立って男女平等意識を高め、家族全員が協力し助け合って暮らすことの大切さを理解することが重要です。また、男女が終生をいきいきと生活するためには、健全な食生活を営む能力の養成（食育）を始め、家庭生活全般にわたる力をつけ、一人一人が自立して男女がともに自分自身の身の回りのことは自分でできるということが重要です。

このようなことから、一般住民の方々を対象とした男女共同参画の視点に立った生涯学習講座などを充実することが必要であり、講座を企画・実施する立場にある方々に対する研修を行います。また、様々な境遇のなかで、女性・男性を問わず「人」として能力を十分に発揮され、本県内外で評価されていながらも、県民に広く知られていない本県ゆかりの人物に光を当て、その功績や人間的魅力を広く県民の皆さんにお知らせし、理解を深めます。

#### ④男性を対象とした男女共同参画の学習機会を提供し、男性の自立を進める。

地域、職場などで男性を対象とした学習の機会を増やし、男性からの男女共同参画への理解を求めます。また、男性の自立への努力を支援します。

### <主な具体的施策>

- 男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集の活用、教職員研修の実施
- 県内外で評価されながら県民に知られていない本県ゆかりの人物に光を当て、その功績や人間的魅力を再評価し顕彰
- 生涯学習講座等を企画、実施する担当者への研修の実施
- 男性を対象とした研修会の開催
- 男女共同参画リーダー研修の開催
- 地域における子育て支援体制の推進
- 家庭の教育力向上を図るため情報提供や研修講座の開催

### 《広報・啓発活動を充実する》

①男女共同参画社会の実現に向け、県民の理解を得るための広報活動を充実する。

各市町村が主体的に条例、計画などを作るよう意識の高揚を図ります。また、県のホームページを始めとして様々な方法（県政だより、新聞広告、テレビ、ラジオなど）を使って、県民の皆さんに、分かりやすい男女共同参画の姿をお知らせします。

②メディアにおける男女の人権尊重を働きかける。

情報化が進む中、メディア（新聞、雑誌、テレビ、ラジオなど）による情報が社会に与える影響はますます大きくなっており、これらを活用した男女共同参画の広報はますます重要となっています。

一方で、もちろん表現の自由は尊重されるべきですが、一部メディアにおいては固定的な性別役割分担意識に基づく表現に加え、女性の性的側面を強調したり女性に対する暴力を無批判に扱ったりする情報が見られるので、目にしている我々は、「これでいいのだろうか」ときちんと判断できる力を養っていくことが重要です。

③情報を自分の判断で適切に見分けられる能力を育てる。

鳥取県青少年健全育成条例を適切に運用し、青少年を取り巻く環境の健全化を図ります。また、いろいろな情報が溢れる中で、自分の判断で適切に選ぶことができる能力を養い、メディア（新聞、雑誌、テレビ、ラジオに加え、インターネット、ゲームソフトなど）との正しい接し方について研修を行います。

<主な具体的施策>

- 県や市町村の広報紙等広報媒体を活用したPR
- NPO（非営利公益活動団体）、民間団体等が行う人権学習会への支援
- メディアとの接し方についての調査、研修の実施

重点目標3 様々な分野で男女共同参画を進めよう。

①防災・復興分野で男女共同参画を進める。

被災現場にあつて被災者の中には、女性、高齢者、子どもたちが多数おられるので、防災マニュアルなどを作るときは、これらの人たちに参加していただき、「老・若・男・女」の視点を取り入れます。また、地域での防災や消防の取組に女性の力を活かします。

②地域おこし、まちづくり、観光、環境、科学技術分野などで男女共同参画を進める。

様々な分野で、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、女性リーダーを育てるなど男女共同参画の考え方を取り入れるよう勧めます。

<主な具体的施策>

- 女性防火組織などの育成強化と支援（女性の消防団活動への参加を拡大）
- 環境問題に関する地域や学校における取組を支援

重点目標4 自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう。

本県の多くを占める中山間地域では過疎化・高齢化が進み地域の力が衰える一方、市街地では地域のつながりが薄くなるなどの課題があります。

また、自治会の中には、実質的な活動は女性が行いながら役員（代表）は男性ばかり、あるいは物事を決める肝心な席では女性が発言しにくく、意見が軽く扱われる、というような状況が見られます。地域のことを話し合う際に、男性ばかりだと「子育てや介護は女性の仕事」「環境問題には関心がない」など議論される事柄や内容が偏ることも考えられます。住民が「老若男女」で構成されている以上、代表者が話し合いをするときは同じような構成でなければ、住民の意見がうまく反映されないでしょう。地域活動に「老若男女」がともに参画し、地域の課題や今後について一緒に話し合い、決定し、実行し



ていくことが重要です。

①家庭や地域社会で男女共同参画の視点で考え方を改めてみる。

男性も家族の介護や育児・家事などに積極的にかかわることが必要です。そのため、男性も働き方に対する考え方を換え、仕事中心から家庭や地域活動とのバランスのとれた生活を考えることが必要です。

また、子どもたちや高齢者のことも家庭内だけのことと考えず、地域ぐるみや制度で支え合い、みんなが助け合うという考え方に立てば、育児や介護についての孤立感や不安も解消され、自ら住んでいる地域を自らの手で住みやすいところに変えていくことになり、暮らしやすい地域が実現します。

そのため、自治会活動における男女共同参画への勉強や研修を積極的に勧めます。

②青少年の育成や地域活動、ボランティア活動の分野での男女共同参画を進める。

自治会、PTA、ボランティア活動などへの男女の積極的な参画を促します。また、子育てと青少年の健全育成の分野や家庭教育への父親の参加を勧めます。

<主な具体的施策>

- 保護者が参加する機会をとらえた子育て講座等の開催
- 子育てサポーターのリーダーを養成する講座の実施
- 家庭教育の啓発や学習資料等を作成配布
- PTA等と連携した、家庭や地域社会における基本的な生活習慣の定着及びルール・マナーの確立のための実践活動の推進
- 地域や団体の自主的な研修に対する協力支援
- 父親の家庭教育参加を考える集いの開催
- 「おやじの会」などの取組支援

重点目標5 国際社会の一員として行動しよう。

近年、国際社会の動向は国レベルだけでなく、様々な形で本県に影響を及ぼしています。また、県内には外国籍の人も多数生活しています。これらの状況を踏まえ、県レベルでも、国際社会の一員として自覚し行動することが求められます。

①国際社会の一員として男女共同参画の取組への理解を深める。

男女共同参画に関連の深い「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（日本は1985年批准。以下「女子差別撤廃条約」という。）や「北京宣言及び行動綱領（1995年）」を始めとする国際的な基準や規範、国連の活動について理解を深め、国際的な視野を持った人材を育成する学習などの機会を提供します。

②男女共同参画推進に関する環日本海諸国などとの交流を進める。

環日本海諸国を始めとする世界の方々との交流を進め、また、日本におられる外国の方とも交流を深めることにより、異なる文化の中でお互いの「違い」を認め合えるよう理解を進めます。

③外国人居住者が暮らしやすい環境を整備する。

県内に在住する外国人（女性）の方は、言葉、習慣、文化などの違いの中で、失業、配偶者などからの暴力の問題を抱え、相談できる相手もなく孤立する場合があります。相談体制をボランティア団体や市町村とともに充実します。

<主な具体的施策>

- 男女共同参画に関連の深い条約等国际規範の分かりやすい啓発
- 環日本海諸国の民間（女性）団体交流の推進
- 在住外国人への支援事業

- ・留学生オリエンテーションの開催
- ・日本語クラス運営事業
- ・ボランティア登録制度の運営
- ・在留相談窓口の運営・充実、防災マニュアルの配布（予定）
- ・相談窓口等のPR

## テーマB 職場、家庭及び地域において、だれもが多様な生き方を選べる社会にしよう。

### 重点目標1 男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくろう。

本県の女性の就業率は、全国的にも上位にランクされており、これを前提とした職場や家庭の環境づくりを考えることが必要です。一方で、女性の技術者や管理職は少なく、女性の賃金（所定内給与）は、男性の7割弱にとどまっているという現実を踏まえ、雇用の分野において、実質的に男女が平等に機会（チャンス）があり、待遇も平等に扱われるような対策を進めることが重要です。

男女の労働者間に生じている事実上の格差の解消を図り、女性労働者がその能力を十分に発揮できるようにするためには、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）及び「労働基準法」（昭和22年法律第49号）が守られることはもちろん、企業側は、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に努め、一方、女性労働者の側も積極的に力をつけることが必要です。

#### ①女性の能力開発を進めるための支援を行う。

企業におけるポジティブ・アクションの推進と併せて、女性労働者の側も能力開発、職業能力を高めていくことが重要です。

#### ②雇用の場において男女に平等な機会（チャンス）があり、かつ母性が尊重される企業を育成する。

女性労働者が性別により差別されることなく、妊娠、出産、子育てといった母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにするという男女雇用機会均等法の基本理念を実現するため、働きながら安心して子どもを産み、育てることができるような環境を整備し、かつ、妊娠、出産などを理由とする不利益な取扱いをすることがないような雇用管理を行うことが企業に求められます。

#### ③雇用の場における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を進める。

女性、男性の差別や格差が、実際に今あるところでは、法律（男女雇用機会均等法など）を守るだけでは、格差が解消されるものではありません。例えば、女性管理職登用に向けた教育訓練を行うなど、「積極的改善措置」の取組が必要です（第3章解説参照）。

#### ④経営者も発想を変え、職場における男女共同参画を実現する。

経営戦略の上から、企業が「女性だから」という理由だけで能力を活用しないことは問題があります。

「女性だから」という理由だけで能力を活用しないことは、企業にとっても大きな損失です。企業の顧客の半分は女性だと考えると、営業方針や販売戦略を女性と一緒に考えることは、よりお客さまの立場に立った営業活動ができ、逆に女性が携わっていないと、女性からの視点を欠いた、お客さまにとって不満の残るものになり、企業にとって営業・販売戦略で遅れをとることになりかねません。

また、昨今では、企業の評価が変わってきており、従来の企業評価の物差しであった「良い物をつくり（良いサービスを提供し）、収益を上げる」ということから、「誠実な顧客対応」「法律をきちんと守る」「環境への配慮を怠らない」など範囲が広がっています。このような「企業の社会的責任（＝CSR）」を果たす立場からも、まず、企業の経営者や労務担当者が「男女雇用機会均等法」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）などの法律を理解し守ることが重要です。

⑤職場（学校、官公庁を含む）におけるセクシャル・ハラスメント対策を進める。

セクシャル・ハラスメント（職場などにおいて行われる性的な言動で、女性労働者が働きづらくなったり、不利な扱いをされること）は対象となった個人を深く傷つけ、人権を侵害するだけでなく、能力の発揮を妨げたり、生活に深刻な影響を与え、社会的に許されない行為です。

平成19年4月1日から男女雇用機会均等法が改正され、これまでも、事業主はセクシャル・ハラスメントに対する配慮が求められてきましたが、今後は、男性に対するセクシャル・ハラスメントも含めて、対策をとることが義務となります。相談窓口の設置、申し出に対する事実関係を迅速かつ正確に確認すること、相談者のプライバシーの保護、行為者に対する厳正な対処方針を就業規則に定めることなどです。対策をとらず是正指導にも応じない企業は企業名公表の対象となります。法律を守り、男女がともに働きやすい職場環境づくりが求められます。

また、雇用の場以外でも学校、官公庁、その他あらゆる場で、相談体制の整備や研修などその防止に向けて対策をとることが必要です。

<主な具体的施策>

- 訓練ニーズと求人ニーズを考慮して様々な職業訓練を実施
- 男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定、顕彰（男女共同参画推進企業認定事業）
- 企業経営者等を対象とした人権教育・男女共同参画研修会の開催
- 各種法律・制度の普及啓発（チラシ、ガイドブック等）
- 事業所の労使双方に労働情報を内容とする広報誌「労働とっとり」の作成・配布

重点目標2 仕事と家庭を両方大切にしよう。

女性も男性もともに家族として、地域の一員としての責任を担うため、特に男性については、職場中心のライフスタイルから、職場・地域・家庭のバランスのとれた生活へと働き方の見直しを進めることが必要です。

そのためには、企業、労働者がともに考え方を変えることが必要で、特に企業トップ（経営者）の意識改革は重要です。

少子化傾向が続く中、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会にしていくことは、少子化対策を考える上できわめて重要なことです。

①仕事と家庭の両方が成り立つよう、職場ぐるみで応援する取組を進める。

男性も働き方に対する考え方を換え、仕事中心から、家庭や地域活動とのバランスのとれた働き方をすることが求められます。男性も育児参加をし楽しむことで、仕事一辺倒になっていた心身をリフレッシュでき仕事に意欲的になったり、育児や家事を通じて新たなマネジメント能力が身につくなどのメリットもあります。

特に企業のトップ（経営者）には、率先してムダな残業をなくすなどの効率の良い職場組織に改め、男性を含めた働き方の見直しや「女に営業は無理」など決めつけたような（固定的な性別役割分担）意識を見直し、育児・介護休業法に基づく制度の定着など具体的な職場環境づくりをすることが求められます。

②子育てを支援する対策を充実する。

少子化については、本県の合計特殊出生率は全国を上回っているものの、その少子化傾向は本県においても深刻な問題です。子育て家庭が安心と喜びを持って子育てに取り組める社会の実現のために、県では、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき平成17年4月に「とっとり子ども未来プラン～鳥取県次世代育成支援行動計画～」を策定、取組を体系化し着実に実行していきます。

また、仕事と子育てを両立する上で負担感を軽減する上でも、子育て支援を充実します。

③ひとり親家庭の自立を支援する。

子育てについては、子育て家庭が安心と喜びを持って子育てができるように環境を整えることが重要です。とりわけ、生活（就業）や子どもの養育面などで不安を抱えているひとり親家庭の親などへは、生活支援、就業支援、子育てなどそれぞれの場面で総合的に自立に向けた支援を推進します。

④労働者が様々な働き方（時間、方法など）を選べるようにする。

ちょうど育児期にあたり、介護が必要な家族のいる方が家庭と仕事の両立を図るためには、一時的に短時間勤務やフレックスタイムが選択できることが問題解決の一つの方法であり、これに伴う適正な労働条件を確保することが重要です。

<主な具体的施策>

- 男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定、顕彰（男女共同参画推進企業認定事業）
- 企業との連携による子育て環境の整備（鳥取県家庭教育推進協力企業制度）
- 保育所や認可外保育施設に対する総合的な支援
- 幼稚園の教育時間終了後や休日に園児を幼稚園内で過ごさせる私立幼稚園に対する支援
- 「放課後子どもプラン」の推進
- 「ファミリー・サポート・センター」の運営、設立等の研修
- ひとり親家庭への総合的な支援（生活支援、就業支援、子育て支援等）の実施（ひとり親家庭への助成、自立支援のための職業・教育訓練給付、保育環境の整備等）
- 中小企業労働相談所（労働・雇用相談員）の機能強化
- 中小企業労働施策アドバイザー制度の活用による、事業所の労務管理改善の促進

重点目標3 農林水産業、商工業など自営業でも男女共同参画を進めよう。

農林水産業、商工業などの自営業に従事している女性は、生産、経営、生活面で重要な役割を担っているにもかかわらず、その果たす役割に見合った適正な評価がなされていない面があります。

また、自営業の中でも家族経営となっているところは、経営と生活が不可分なため女性に過重な負担がかかる傾向にあります。

このため、固定的な性別役割分担意識（名義は男性で、女性は裏方に徹するなど）を是正し、女性の役割を適正に評価するため、意識改革とともに、いろいろな制度の充実や支援が必要となります。

この分野での推進のためには、とりわけ市町村や各種団体の取組が期待されています。

①男女共同参画の視点に立って考え方を变える。

農林水産業、商工業など自営業においては、その担い手が男女にかかわらず持てる力を十分に発揮し、評価され、方針決定過程（物事を決める場面）に参画できることが重要です。そのため、地域社会や職種に残る男女の固定的な性別役割分担意識（男だからこう、女だからこうという決めつけ）とそれに基づく慣行を、問題提起し、もう一度よく考えて変えていくよう努めます。

②物事を決める場面への女性の参画を進める。

農業協同組合の女性正組合員を増やし、さらに農業協同組合や商工団体などへの女性役員、女性農業委員の増加など女性役職員の登用が重要です。そのため、役員として活躍できるような女性の知識の向上のための研修などを行います。

③女性の働きや立場を正しく評価する。

農林水産業、商工業など自営業においては、家族経営協定の推進などにより、家族の経営上の地位を明確にすることが必要です。

また、相続等に伴う財産の取得や承継については、関係者は女性に不利にならないように、その貢献度を正しく評価して取り扱う必要があります。このためには、女性はもちろん、関係者を含めて法律知識を学習することが大切です。

④起業家を目指す女性を支援する。

様々な分野で女性起業家が活躍することは地域社会や経済への活性化につながります。女性グループの地域活動による農産物加工や販売など地域の特性や得意分野を活かした取組を支援します。

また、いったん育児などのために退職した女性が再チャレンジとしてSOHO※などを活用し在宅で起業化を図るなどを支援し、様々な起業のチャンスを整備します。

<主な具体的施策>

- 研修会等による女性自身の参画意識の高揚と必要な知識、技能の習得
- 集落組織等への女性参画に向けた啓発
- 商工団体等による意識啓発研修の実施支援
- 研修会、戸別訪問等による家族経営協定締結の推進とフォローアップ
- 女性農業委員の能力向上のための研修会開催を支援
- 女性グループの地域活動、生産活動への支援
- SOHOビジネスのサポート

※Small Office/Home Office（スモールオフィス・ホームオフィス）の略。会社と自宅や郊外の小さな事務所をコンピューターネットワークで結んで、仕事場にしたもの。あるいはコンピューターネットワークを活用して自宅や小さな事務所で事業を起こすこと。

重点目標4 男女共同参画の視点に立って高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会にしよう。

高齢者の介護や障がい者への対応は、現実には家族、とりわけ女性の側に大きく偏っており、女性が負担を感じる場合も多くなっています。このため、こうした課題は、地域や社会全体で支える仕組みが必要であると同時に、「高齢者の介護などは本来、嫁（女性）がするもの」という固定的な性別役割分担意識を改めることも必要です。また、男性も積極的に参加できるよう意識、制度の両面で改善することが求められます。

さらに、高齢者がいきいきと暮らすためには、自分自身の身の回りのことは自分でするなど固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自立して生活することが大切です。

①高齢者が安心して暮らせる条件を整備する（雇用、社会参加、介護体制など）。

高齢者が社会との関わりを持ち続け、住み慣れた地域でそこに住む人々と一緒になって暮らすことは、自立した日常生活を過ごす上でとても重要で、そのための機会の提供や環境の整備を図ります。

また、施策を考えたり、道路や駅舎などを整備するときも、成人男性だけを前提にするのではなく、女性や高齢者、障がい者などの立場に立ったソフト・ハード両面での様々な「ノーマライゼーション（高齢者や障がい者を施設に集めるのではなく、健常者と一緒助け合いながらみんなで暮らしていこうという考え方）」に基づく社会づくりを進めます。

さらに、要介護高齢者は今後も増加が予想されますが、こうした介護の負担を家族、とりわけ女性に集中することがないように、社会全体で支えます。

②障がい者の自立を支援する。

障がい者が、その意欲や能力に応じて社会生活を送り、社会の一員として充実した生活を送ることができるよう環境の整備を図る一方で、障がい者の雇用・就業を支援します。

<主な具体的施策>

- 交通バリアフリー化  
(バリアフリー＝健常者は困らないが、高齢者や障がい者が困るような障害となる物を工夫して取り除こうという考え方。道の段差をなくしたり、床の低いバスを運行したりすること。)
- 高齢者の自立を支援するため、コーディネーター（調整役の人）を養成し、地域の皆で助け合う「できる限り自立した日常生活を営む」地域社会の再構築
- 高齢者ができるだけ要介護状態にならないように、また障がいがあっても住み慣れた地域でそこに住

む人々とともに安心して社会生活が送れるように、本人を中心に保健や医療、福祉に関わる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から互いに連携して支援する体制を整備

- 高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発を行うとともに、早期発見・早期対応のための体制を整備
- 高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加に対し、早期発見・早期治療体制を整えるとともに、認知症進行に伴って必要とされる専門的な医療、介護、家族支援及び地域の支援体制が適切にマネジメントできる医療、介護専門職を養成し、在宅生活が継続できる体制の整備
- 介護支援専門員、認定調査員、主治医、施設管理者、介護サービス事業者等、介護保険サービスに従事する各種専門職等に対し、職種別・専門技術別の研修を行い、介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上
- 障がい者の就職を促進するため、事業所に一定期間の訓練を委託し常用雇用への移行
- 障がい者の雇用・就業の促進を図るため、障がい者を対象とした職業訓練を実施

## テーマC 女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう。

### 重点目標1 女性に対するあらゆる暴力をなくそう。

暴力は、その対象の性別、年齢、間柄を問わず決して許されない犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。特に女性に対する暴力は男女共同参画社会の形成に当たって早急に克服すべき課題であり、そのため、本県においても、鳥取県男女共同参画推進条例第3条基本理念では、第1号で「男女が、互いにその人権を尊重する社会」を掲げています。

近年、性犯罪など明らかな犯罪行為はもちろん、ストーカー行為や配偶者などからの暴力、児童・高齢者虐待などは、法律の整備は進んできているにもかかわらず、一向に後を絶たない現状にあります。これら暴力は、従来は、個人的な問題として捉えられる傾向にありました。しかし、その背景には固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係など女性と男性が置かれている構造的問題に根ざしていることがあることを理解し対処していくことが必要です。

#### ①女性に対する暴力を許さない社会づくりを進める。

女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、研修など意識啓発を行います。この場合、誰もが被害者、加害者になりうることを自覚して、女性はもとより、男性、若者や高齢者も含めて各層に幅広く理解を得られるようあらゆる場面で暴力のない社会を作ります。

また、最近は、「デートDV（結婚している、いないにかかわらず親密な間柄での暴力）」が、10代の若者を中心に増加していると言われ、調査研究や予防教育の取組が必要です。

#### ②配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、ストーカー行為などへの対策を進める。

配偶者などからの暴力は、家庭内において行われることが多いため、なかなか外の人にはわかりにくく、周囲も気づかないうちに被害が深刻化しやすいという特性があります。本県では、平成16年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）の改正を受け、自治体に義務付けられた「基本計画」と「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を全国で最初に策定し、特に被害者の自立支援については住宅家賃補助など県独自の制度を展開し全国的にも先進的な取組を行っています。

性犯罪についても、しゅう恥心などから届出がなされにくく事件が表面化しない傾向にあり、それが次の被害者を生む原因のひとつにもなっています。事件の再発を防止するため、性犯罪被害相談電話を設置し、被害者が届出しやすい仕組み・環境を作り、広く県民にお知らせします。

また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）の制定など法律は整備されてきており、今後は、広報によりストーカーは犯罪行為であるという意識を一層県民に広めていきます。

③被害者及び加害者に対する相談及びカウンセリング体制を整備する。

配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の被害者を取り巻く環境や抱える問題も複雑化してきています。そのため、夜間でも対応できる電話相談窓口を引き続き設けるとともに、行政関係者や民間団体の方々と情報の交換を行っていきます。

また、被害者ばかりではなく加害者に対する相談も行う必要があります。

さらに専門の相談窓口のない市町村では、民生委員、人権擁護委員、保健師などの方々が最初の相談窓口となることがあるため、研修などにより正しい知識やしっかりした自覚を持って対応していただくことが必要です。

④被害者を支援する体制の整備及び関係機関の連携を強化する（二次的被害の防止）。

配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）のほか、性犯罪、ストーカー行為などへの対策では、二次的被害（被害にあった人が、相談したことにより対応した職員などから更に精神的な苦痛を受けること）を防ぐ観点からも各機関の職員が同じように正しい知識としっかりした自覚を持って連携する必要があります。そのため研修や同じ情報を持つことが必要です。また、他県との連携による広域体制の整備も欠かせません。

さらに、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）被害者は、避難所を出ても、精神的ダメージや経済的理由（すぐには職が見つからないなど）から、すぐには自立できないことが多いため、被害者への住居の提供、心理ケアなど被害者の精神の回復と経済的自立を図るよう支援します。

<主な具体的施策>

- 婦人保護事業実施の中核機関である婦人相談所の充実
- 外国人のドメスティック・バイオレンス被害者支援員（通訳ができるスタッフ）の養成
- 民間シェルター・ステップハウス（女性の一時避難所）など民間団体への支援
- 配偶者への暴力の加害者であることに悩む男性用相談電話の実施
- 性犯罪等の被害者に対する相談窓口、カウンセリング体制の整備

重点目標2 女性の健康を支援していこう。

男女がお互いの体の特徴を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の基本といえます。特に女性は、妊娠や出産をする可能性があり、人生のそれぞれの段階で、男性と異なる健康上の問題に直面することを理解する必要があります。

鳥取県男女共同参画推進条例第3条「男女共同参画社会の基本理念」では、第3号で「男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会」を掲げています。

①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）に関する正しい知識を普及する。

特に、男女の力関係が平等でないこと、男女間のコミュニケーション（会話）や理解が不足している場合には、女性の健康が脅かされており、心身及びその健康については、女性の人権を基礎にした正しい性教育など正確な知識・情報を基に主体的に行動し、健康な生活が送れるようにしていく必要があります。

**リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）**

(1) 「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）」

1994年、カイロで開催された国際人口/開発会議の行動計画、及び1995年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に病気や障害がないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に健康（完全に良好な状態）にあることを指す。」とされている。

(2) 「性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）」

「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）」を得る権利。

②妊娠・出産など生涯を通じた女性の健康対策を進める。

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことは重要で、特に女性については思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など人生の各ステージに対応した適切な健康管理ができるよう対策を進めることが求められます。

本県においては、10代の人工妊娠中絶実施率が高く、青少年の健全育成や女性の健康維持、命を大切にするという観点から発達段階に応じた適切な性教育を行います。

③性感染症、エイズなどの対策を進める。

エイズ及び性感染症は健康に重大な影響を及ぼすものであり、正しい知識を持ってその予防から治療まで総合的な対策が必要とされます。また、学校においても、児童・生徒が発達段階に応じた正しい知識を身につけるための性教育を実施していきます。

<主な具体的施策>

- 学校における性教育・エイズ教育の充実
- 心や性等の健康問題への対策（学校に専門家を派遣・講演会の実施、産婦人科医等をヘルスカウンセリングアドバイザーに委嘱し、助言・面談）
- 女性の健康づくりへの支援
- 女性のがん検診体制整備
- 不妊専門相談センターの設置や不妊治療への助成

## 第4章 計画の推進体制

男女共同参画の施策を、整合性を図りながら総合的かつ計画的に推進するためには、その推進体制をより一層充実・強化するとともに積極的に活用することが重要です。

### （1）県における推進体制

①鳥取県男女共同参画審議会（鳥取県男女共同参画推進条例第32条～38条）

本県では、鳥取県男女共同参画計画の策定その他の男女共同参画に関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として審議会が設置されています。

審議会の委員は、男女双方の意見を反映させるため、男女いずれかの一方が4割未満とならないこと、幅広く意見を聞くため各分野の学識経験のある方を選ぶこと、5人は公募とすることとなっています。

審議会の委員に活発に議論いただき、男女共同参画の推進に関して、「現場の実情はこうなっている」「こうしたらもっと良くなるのではないか」など様々な良い知恵（施策提言）などを積極的にいただくとともに、第2次男女共同参画計画の進み具合や、ほんとうにこれで良いか見直しなどを行い、その機能が十分発揮されるように努めます。

②鳥取県男女共同参画行政推進会議

男女共同参画社会づくりに関する施策を、総合的かつ効率的に推進するとともに、庁内各部局が一緒に一丸となって取り組んでいくため、副知事を座長に各部局長などから構成される「男女共同参画行政推進会議」を設置しています。

この会議を活用し、第2次鳥取県男女共同参画計画の進み具合をみるとともに、各部局の連携が不十分で施策がちぐはぐしていないか、重複していないかなどをよく点検していきます。

③鳥取県男女共同参画推進員

県民からの申し出を受けて、男女共同参画に関する行政や制度に関する苦情を、調査し処理する制



度です。

（参考）

鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例83号）

設置（第23条）

県民又は事業者の男女共同参画に関する苦情又は不服を、簡易迅速に処理し、これらの者の権利利益の保護を図るため、附属機関として、鳥取県男女共同参画推進員を設置する。

この制度が県民の皆さんへより身近なものとなり、どんどん意見を寄せていただけるようお知らせし、その申し出を今後の行政の政策に活かさないか、今ある制度を直さないといけないのではないかなど点検し、男女共同参画社会の実現に努めます。

#### ④鳥取県男女共同参画センター

男女共同参画社会を実現するため、「情報を集め皆さんにお知らせし利用していただくこと」「講習会の開催や指導者の養成」「団体及び個人に活動の場所（会議室など）を提供し、おたがいの交流や連携を進めていただくこと」「性別による差別的取扱いや男女共同参画が実現していないので困っていることに関する相談」などの業務を行っています。

男女共同参画を目指す県民に活動していただくよりどころとして、その中心的役割が存分に果たせるよう、役割を明らかにし市町村や民間団体と連携していきます。

### （2）市町村の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けては、住民の生活に最も身近な市町村において、その地域の実情や特徴にあった取組が行われることが重要です。自治会や公民館などに対しては、意識啓発やPRに積極的に取り組むよう働きかけるとともに、関係民間団体と連携して活動することなどが望まれます。

また、男女共同参画の活動拠点である「市町村男女共同参画センター」の役割は重要で、各種講座や研修事業を開いたり、図書・ビデオの貸し出し、男女共同参画団体への支援、女性に対する相談事業などを行います。

県は全市町村が、それぞれ男女共同参画条例の制定や男女共同参画計画を作るなど体制を整備され、男女共同参画施策に計画的に取り組まれるよう、会議の開催や情報の提供などを通じて積極的に勧めていきます。

### （3）企業、民間団体との連携

男女共同参画社会の実現に向けては、民間団体の積極的活動と、企業の理解が必要です。

民間団体は、現場の県民の意見や要望を踏まえて、自主的活動の展開や行政との連携・協働が重要です。

企業においては、事業主（経営トップ）の男女共同参画への理解が欠かせません。少子化が問題となっている昨今、女性労働者ばかりではなく男性労働者の働き方を見直し、仕事と家庭の両立支援を推進することが、企業の人事採用も含めた労務管理対策上からも、企業の社会的責任を果たす上からも注目されています。

県は行政と企業及び各種民間団体の連携体制を充実・強化します。

鳥 取 県 男 女 共 同 参 画 白 書

～平成 21 年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～  
平成 22 年 11 月

---

発行／鳥取県企画部男女共同参画推進課

〒680-8570 鳥取市東町 1 - 2 2 0

電 話 0 8 5 7 - 2 6 - 7 0 7 7

ファクシミリ 0 8 5 7 - 2 6 - 7 1 2 7

ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>

Eメール danjyo@pref.tottori.jp